

令和 7 年度 版

熱海市の福祉・健康

目 次

第1章 総 括

1. 熱海市の人口の推移	1
2. 年齢別男女別人口の推移	2
3. 健康福祉部組織図	3
4. 健康福祉部の事務分掌	4
5. 福祉事務所関係当初予算	8

第2章 高齢者福祉

1. 在宅福祉サービス	
(1) 家族介護用品支給事業	9
(2) 熱海市在宅生活安心システム推進事業	10
(3) 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業	11
(4) 福祉電話基本料金助成事業	12
(5) 老人日常生活用具給付等事業	12
2. その他サービス	
(1) 認知症高齢者保護情報共有事業	13
(2) 熱海市終活支援事業あんしん	13
(3) 高齢者運転免許証返納支援事業	14
(4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業	14
3. 一般介護予防事業	
(1) いきいき脳活セミナー	15
(2) 膝痛・腰痛を楽にする教室	16
(3) 出前講座	16
(4) 講演会	17
4. 権利擁護	
(1) 成年後見制度利用支援事業	17
(2) 成年後見センター運営事業	18
(3) 成年後見推進事業	18
5. 老人福祉法による措置事務	
(1) 養護老人ホームの入所措置	20
(2) やむを得ない事由による措置	21

6. その他の福祉施設	
(1) 熱海市総合福祉センター	23
(2) 民間有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、 高齡者向けマンション	23
7. 生きがい・交流・学習・就労	
(1) 簡易老人憩いの家設置事業	25
(2) スポーツ・レクリエーション活動	28
(3) 敬老の日記念行事	28
(4) 老人クラブ	29
(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター	30
8. 高齢者世帯の状況	
(1) 高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）	32

第3章 生活保護

1. 生活保護	
(1) 生活保護とは	33
(2) 行旅病人、行旅死亡人取扱い事業	38
2. 生活困窮者自立支援	
(1) 生活困窮者自立支援	39
3. 婦人保護	
(1) 女性相談事業	40

第4章 障がい福祉

1. 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉	
(1) 身体障がい者福祉の基礎資料	41
(2) 知的障がい者福祉の基礎資料	41
(3) 精神障がい者福祉の基礎資料	42
(4) 障がい福祉制度の基礎資料	42
(5) 障がい者（児）施設の基礎資料	43
2. 身体、知的障がい者福祉	
(1) 福祉有償運送運営協議会事業	47
(2) 障がい者地区相談員事業	47
(3) 在宅給食サービス事業	48
(4) 特別障害者手当等支給事業	48
(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	49

(6) 重度身体障害者紙おむつ支給事業	50
(7) 心身障害者扶養共済制度	50
(8) 重度心身障害者介護手当支給事業	51
(9) 重症心身障害児童扶養手当支給事業	52
(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業	52
(11) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	53
(12) 特別児童扶養手当支給事業	53
3. 介護給付（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等	54
4. 訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練等	56
5. 地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 障害支援区分認定審査会運営事業	58
(2) 手話奉仕員養成等事業	58
(3) 手話通訳者派遣事業	58
(4) 手話通訳者の設置	59
(5) 要約筆記者の派遣事業	59
(6) 移動支援事業	60
(7) 日中一時支援事業	60
(8) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	61
(9) 障がい者スポーツ大会事業	61
(10) 地域活動支援センター等事業	62
(11) 熱海伊東地区地域自立支援協議会	63
(12) 日常生活用具給付等事業	64
6. 障害者総合支援のその他の事業	
(1) 特定障害者特別給付費	65
(2) 身体障害者（児）補装具費支給事業	65
(3) 高額障害福祉サービス等給付事業	66
(4) 新高額障害福祉サービス等給付事業	67
(5) 地域相談支援事業	67
(6) 計画相談支援事業	68
7. 自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）	
(1) 自立支援医療（更生医療）給付事業	68
(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業	69
(3) 療養介護医療事業	69

8. 障害者医療費等の助成	
(1) 重度障がい者（児）医療費助成事業	70
(2) 精神障害者医療費助成事業	70
(3) 難病患者等見舞金支給事業	71
(4) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業	71
9. 在宅心身障がい児への福祉	
(1) 障がい児通所給付費	72

第5章 児童福祉

1. 児童の養育への福祉	
(1) 児童手当の支給	75
(2) 子ども医療費助成	76
(3) 多子世帯就学支援事業費助成金	77
(4) 多子世帯放課後児童クラブ利用料助成金	77
(5) 保育所等への入所	79
2. 心身障害児への福祉	
(1) 相談指導	85
(2) 心身障害児一日保育	85
(3) 福祉団体育成	86
(4) その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照	86
3. 児童の相談や養護を必要とする福祉	
(1) 家庭児童相談室	86
(2) 児童養護施設等の措置	87
(3) 里親制度	87
(4) 情緒障害児	88
(5) 要保護児童	88
(6) 親子ふれあい教室	89
4. 児童遊園	89
5. 放課後児童健全育成事業	89
6. ひとり親家庭への福祉	
(1) 母子父子福祉資金の貸付	91
(2) 寡婦福祉資金の貸付	91
(3) 児童扶養手当の支給	95
(4) ひとり親家庭等医療費の助成	97

(5) 母子生活支援施設入所措置	97
(6) 交通遺児見舞金等の支給	99
(7) 母子家庭等自立支援給付金	100
(8) ひとり親家庭等就学支援事業費助成金	101
(9) 放課後児童クラブ利用者負担軽減事業	101
7. 子育て家庭への福祉	
(1) 地域子育て支援センター	102
(2) 親子ふれあいサロン	103
(3) ファミリーサポートセンター	104
 第6章 その他の福祉	
1. 災害救助	
(1) 災害救助法	105
(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金	107
(3) 災害援護資金貸付金	108
(4) 被災者生活再建支援制度	109
(5) 被災者自立生活再建支援事業	110
(6) 熱海市災害見舞金の支給	111
2. 令和3年7月伊豆山土石流災害に係る災害救助	
(1) 災害救助法の適用	112
(2) 災害弔慰金・災害見舞金の実績	112
(3) 災害援護資金貸付金の実績	112
(4) 被災者生活再建支援制度の実績	112
(5) 被災者の生活再建支援に係る補助金の実績.....	113
3. 日本赤十字社（熱海市地区）	
(1) 日本赤十字社熱海市地区事業	113
(2) 講習会の開催	115
(3) 災害救護品の交付	115
(4) 献血事業	115
4. 戦没者遺族等の援護	116
5. 民生委員児童委員活動	117
6. 地域福祉基金の整備状況	119
7. 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）	119
8. 重層的支援体制整備事業として実施している事業一覧（再掲）	120

第7章 介護保険

1. 介護保険制度

(1) 介護保険制度の概要	121
(2) 要介護認定・サービス利用	122
(3) 地域支援事業	123
(4) 保険料	123
(5) サービスの費用割合	124

2. 介護保険事業の実施状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数等	125
(2) サービス利用状況	126
(3) 介護サービス費の支払状況	127
(4) 地域支援事業の実施状況	128
(5) 保健福祉事業の実施状況	130
(6) 介護サービス提供事業者の状況	131
(7) 介護保険料の賦課の状況	137
(8) 介護保険料の減免について	138
(9) 介護保険給付費準備基金の状況	139

第8章 健康

1. 母子保健事業

(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付	141
(2) 母子健康診査	142
(3) 母子健康相談	145
(4) 母子健康教育	147
(5) 母子訪問指導	147
(6) 歯科保健推進事業（一部再掲）	148
(7) 母子健康包括支援センター「すくすく」事業	151
(8) あたみっ子出産応援金支給事業	152
(9) マタニティ・サポート事業	153
(10) 不妊治療費助成事業	153
(11) 未熟児養育医療	154
(12) 熱海市出産・子育て応援給付金支給事業	154

2. あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診

(1) あたみ国保特定健診・特定保健指導	155
(2) フレイル健診	155

(3) 保健・医療等の適正な利用促進事業	155
(4) 特定健康診査に代わる健康診査情報提供	157
(5) 重症化予防事業	157
3. 健康増進事業	
(1) 市民健診（がん検診等）	160
(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	163
(3) 若年がん患者等支援事業	163
(4) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）	164
(5) 健康相談	166
(6) 健康教育	167
(7) 訪問指導	169
(8) 健康づくり事業	171
(9) 栄養改善事業	174
(10) 健康づくり地区組織活動	180
4. 歯科保健事業	
(1) 乳幼児期歯科保健事業	185
(2) 学童期・青年期歯科保健事業	185
(3) 成人期歯科保健事業	186
(4) 高齢期歯科保健事業	187
5. 結核予防・予防接種事業	
(1) 結核健康診断	187
(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部	188
(3) 予防接種法による事業（予防接種）	188
(4) 予防接種法以外による事業（予防接種）	190
6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(1) 高齢者に対する個別アプローチ(ハイリスクアプローチ)	191
7. 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)	
(1) 健康教育・健康相談（リハビリ貯筋教室 ほか）	192
(2) フレイル状態の把握	192
8. 熱海市救急医療事業	
(1) 熱海市救急医療事業	193
(2) 熱海市歯科救急医療事業	194
(3) 初島診療所	194

第9章 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

1. 熱海市社会福祉協議会の概要	197
(1) 広報紙の発行	200
(2) サマーショートボランティア	200
(3) 住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」）	201
(4) 重層的支援体制整備事業	201
(5) 地域福祉活動	203
(6) 生活福祉資金貸付	206
(7) 日常生活自立支援事業	207
(8) 成年後見制度への対応	208
(9) 生活困窮者自立相談支援事業	208
(10) 小口資金貸付	208
(11) 伊豆山ささえ逢いセンター	208
(12) 社会福祉大会	209
(13) 赤い羽根共同募金	210
(14) 歳末たすけあい募金	211
(15) 民生委員・児童委員活動の協力	211
(16) 老人クラブ連合会	211
(17) 在宅介護者の会	212
(18) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）	212
(19) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）	212
(20) 通所介護事業（デイサービス）	212

第 1 章

総 括

第1章 総 括

1. 熱海市の人口の推移

年月日	総人口	男	女	世帯
S61.4.1	48,922	22,328	26,594	20,250
S62.4.1	48,950	22,231	26,719	20,626
S63.4.1	48,729	22,122	26,607	20,771
H1.4.1	48,332	21,906	26,426	20,658
H2.4.1	47,869	21,631	26,238	20,692
H3.4.1	47,489	21,510	25,979	20,739
H4.4.1	47,095	21,281	25,814	20,861
H5.4.1	46,793	21,072	25,721	20,960
H6.4.1	46,375	20,918	25,457	20,916
H7.4.1	46,059	20,834	25,225	21,013
H8.4.1	45,629	20,693	24,936	21,119
H9.4.1	45,203	20,506	24,697	21,175
H10.4.1	44,747	20,310	24,437	21,139
H11.4.1	44,128	20,047	24,081	21,012
H12.4.1	43,624	19,835	23,789	20,999
H13.4.1	43,263	19,654	23,609	21,079
H14.4.1	42,740	19,441	23,299	20,931
H15.4.1	42,582	19,318	23,264	21,087
H16.4.1	42,289	19,202	23,087	21,121
H17.4.1	41,904	19,036	22,868	21,194
H18.4.1	41,720	18,950	22,770	21,319
H19.4.1	41,508	18,850	22,658	21,429
H20.4.1	41,101	18,647	22,454	21,482
H21.4.1	40,592	18,403	22,189	21,410
H22.4.1	40,281	18,280	22,001	21,420
H23.4.1	39,828	18,073	21,755	21,322
H24.4.1	39,498	17,943	21,555	21,357
H25.4.1	39,287	17,783	21,504	21,469
H26.4.1	38,808	17,532	21,276	21,358
H27.4.1	38,284	17,314	20,970	21,235
H28.4.1	37,927	17,148	20,779	21,300
H29.4.1	37,612	16,987	20,625	21,416
H30.4.1	37,225	16,825	20,400	21,446
H31.4.1	36,848	16,663	20,185	21,496
R2.4.1	36,437	16,509	19,928	21,535
R3.4.1	35,721	16,172	19,549	21,399
R4.4.1	34,973	15,843	19,130	21,106
R5.4.1	34,301	15,550	18,751	20,927
R6.4.1	33,603	15,276	18,327	20,776
R7.4.1	33,000	14,998	18,002	20,699

平成25年度から外国人人口・世帯を含む。

2. 年齢別男女別人口（国勢調査）の推移

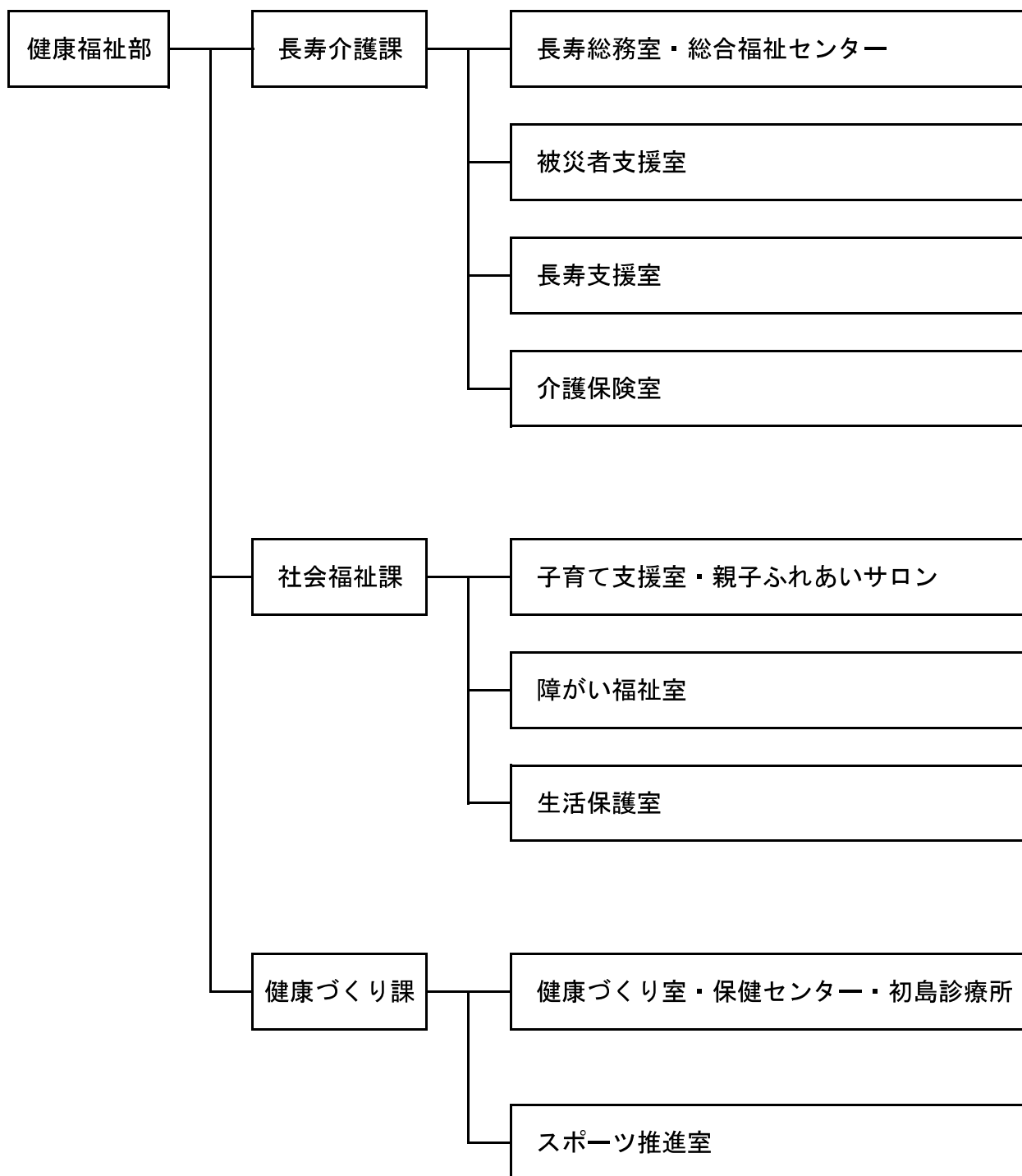
（令和7年4月1日現在）

区分	平成12年国勢調査			平成17年国勢調査			平成22年国勢調査			平成27年国勢調査			令和2年国勢調査			令和7年住民登録人口		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0～4	1,351	703	648	1,058	537	521	918	460	458	745	384	361	505	261	244	389	197	192
5～9	1,557	825	732	1,310	670	640	1,010	512	498	889	438	451	665	343	322	527	271	256
10～14	1,607	804	803	1,480	767	713	1,276	651	625	1,032	530	502	823	404	419	728	359	369
15～19	1,758	859	899	1,512	718	794	1,407	684	723	1,283	624	659	976	476	500	854	428	426
20～24	2,060	916	1,144	1,518	676	842	1,307	574	733	1,330	623	707	1,200	552	648	1,249	561	688
25～29	2,534	1,256	1,278	1,715	849	866	1,331	676	655	1,154	558	596	1,036	497	539	1,177	572	605
30～34	2,213	1,069	1,144	2,228	1,119	1,109	1,542	774	768	1,166	609	557	945	488	457	1,002	543	459
35～39	2,078	1,025	1,053	2,097	999	1,098	2,173	1,088	1,085	1,498	759	739	1,032	526	506	992	525	467
40～44	2,019	989	1,030	2,075	1,022	1,053	2,177	1,073	1,104	2,197	1,104	1,093	1,399	694	705	1,183	610	573
45～49	2,580	1,256	1,324	2,014	977	1,037	2,108	1,045	1,063	2,195	1,100	1,095	2,081	1,035	1,046	1,582	789	793
50～54	3,859	1,776	2,083	2,621	1,288	1,333	2,091	1,004	1,087	2,164	1,074	1,090	2,175	1,045	1,130	2,317	1,151	1,166
55～59	3,981	1,751	2,230	3,963	1,815	2,148	2,786	1,341	1,445	2,209	1,075	1,134	2,181	1,069	1,112	2,452	1,208	1,244
60～64	3,718	1,603	2,115	4,042	1,784	2,258	4,181	1,901	2,280	2,881	1,377	1,504	2,227	1,063	1,164	2,487	1,230	1,257
65～69	3,447	1,474	1,973	3,665	1,555	2,080	4,183	1,833	2,350	4,182	1,911	2,271	2,889	1,380	1,509	2,459	1,180	1,279
70～74	3,035	1,238	1,797	3,319	1,345	1,974	3,571	1,497	2,074	3,921	1,657	2,264	3,943	1,770	2,173	3,075	1,473	1,602
75～79	2,317	819	1,498	2,773	1,094	1,679	3,066	1,197	1,869	3,292	1,326	1,966	3,588	1,486	2,102	3,773	1,635	2,138
80～84	1,480	476	1,004	1,850	621	1,229	2,401	860	1,541	2,663	952	1,711	2,795	1,073	1,722	3,241	1,224	2,017
85～89	898	266	632	936	262	674	1,373	386	987	1,737	571	1,166	1,948	645	1,303	2,076	693	1,383
90以上	444	132	312	562	148	414	704	156	548	947	224	723	1,213	304	909	1,437	349	1,088
																0		
不 明	0	0	0	464	220	244	6	6	0	59	30	29	587	327	260	0		0
合 計	42,936	19,237	23,699	41,202	18,496	22,706	39,611	17,718	21,893	37,544	16,926	20,618	34,208	15,438	18,770	33,000	14,998	18,002

令和7年住民登録人口には外国人人口を含む。

3. 健康福祉部組織図

令和7年4月1日現在



4. 健康福祉部の事務分掌

【 長 寿 介 護 課 】

長 寿 総 務 室

- (1) 社会福祉法に関すること。
- (2) 地域福祉計画その他福祉に関する計画の統括に関すること。
- (3) 地域共生社会に関すること。
- (4) 民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること。
- (5) 日本赤十字社熱海市地区に関すること。
- (6) 被災者の援護に関すること。
- (7) 旧軍人、軍属及び戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- (8) 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- (9) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者、引揚者等に関すること。
- (10) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- (11) 社会福祉協議会及び関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (12) シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (13) 総合福祉センターに関すること。
- (14) その他部内他の課及び課内他の室に属さないこと。

被 災 者 支 援 室

- (1) 伊豆山土石流災害により被災した者の生活再建支援に関すること。

長 寿 支 援 室

- (1) 老人福祉法に関すること（入所借置等を除く）。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 初島高齢者健康増進施設に関すること。
- (4) 高齢者施策の企画に関すること。
- (5) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- (5) その他高齢者福祉に関すること。
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（当該事業所の指定、指導等に係るものを除く）。

- (7) 包括的支援事業に関すること。
- (8) 任意事業に関すること（介護保険の給付等の費用の適正化に関するものを除く）。
- (9) 地域包括ケアシステムに関すること。
- (10) その他地域支援事業に関すること。

介 護 保 険 室

- (1) 介護保険事業の企画、運営及び広報に関すること。
- (2) 介護保険第1号被保険者の資格の得喪及び調査に関すること。
- (3) 介護保険の給付に関すること。
- (4) 介護保険運営協議会に関すること。
- (5) 地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (6) 介護認定審査会に関すること。
- (7) 介護認定の申請及び調査に関すること。
- (8) 第1号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び滞納整理に関すること。
- (9) 第1号被保険者の納付証明に関すること。
- (10) 徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- (11) 介護保険事業所（介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所を含む）の指定、指導等に関すること。
- (12) 地域密着型サービス事業所その他介護保険施設の整備に関すること。
- (13) 介護保険の給付等の費用の適正化に関すること。

【 社 会 福 祉 課 】

子 育 て 支 援 室

- (1) 少子化対策の推進に係る調整及び総括に関すること。
- (2) 児童福祉法に関すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (4) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (5) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (6) 関係福祉団体の指導育成に関すること。
- (7) 家庭児童相談に関すること。

- (8) 親子ふれあいサロンに関する事。
- (9) その他児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。
- (10) 子育て支援に関する事。
- (11) 子ども及び子育て家庭に係る総合的支援に関する事。
- (12) こども家庭センターに関する事(母子保健に関する事を除く)。

障 が い 福 祉 室

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法に関する事(援護措置を除く)。
- (3) 知的障害者福祉法に関する事(援護措置を除く)。
- (4) 精神障害者の福祉に関する事。
- (5) 障害者虐待防止法に関する事。
- (6) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (7) 重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成に関する事。
- (8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事。
- (9) 特定疾患療養者の援助に関する事。
- (10) 重症心身障害児児童扶養手当に関する事。
- (11) 関係福祉団体の指導育成に関する事。
- (12) その他心身障害者及び心身障害児に関する事。
- (13) その他課内他の室に属さない事。

生 活 保 護 室

- (1) 生活保護法に関する事(保護措置を除く)。
- (2) 生活困窮者自立支援法に関する事。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (4) 住所不定者(施設管理者のいる者を除く)及び旅費欠乏者の援護に関する事。
- (5) 女性相談及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する事。
- (6) 納骨堂の維持管理に関する事。
- (7) その他生活保護に関する事。

【 健 康 づ く り 課 】

健 康 づ く り 室

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 健康づくりの推進に関すること。
- (4) 健康増進法に基づく健康診査に関すること。
- (5) 食育の推進に関すること。
- (6) 歯科口腔保健に関すること。
- (7) 救急医療に関すること。
- (8) 結核その他感染症の予防に関すること。
- (9) データヘルス計画の推進に関すること。
- (10) 後期高齢者の保健事業に関すること。
- (11) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (12) 健康づくり関係団体に関すること。
- (13) 総合病院に係る連絡調整に関すること。
- (14) 初島診療所に関すること。
- (15) 保健センターに関すること。
- (16) こども家庭センターに関すること(児童福祉に関するものを除く)。
- (17) その他課内他の室に属さないこと。

ス ポ ー ツ 推 進 室

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツ活動及びレクリエーションの指導普及に関すること。
- (3) 健康維持スポーツ活動に関すること。
- (4) 社会体育施設の管理及び運営に関すること。
- (5) 社会体育諸団体の育成及び指導に関すること。
- (6) スポーツ推進委員に関すること。
- (7) 教育委員会との連絡調整に関すること。

5. 福祉事務所関係当初予算

(単位:千円)

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉費		1, 220, 006	1, 269, 991	1, 235, 707	1, 237, 048	1, 498, 459	1, 497, 245
社会福祉総務費		330,254	374,617	376,732	367,423	516,487	486,275
身体障害者・知的障害者福祉費		736,130	783,284	743,574	746,012	743,126	767,511
障害者医療助成費		89,505	83,772	85,406	84,802	82,722	81,370
総合福祉センター費		64,117	28,318	29,995	27,370	31,247	33,007
重層的支援体制整備費		0	0	0	0	124,877	129,082
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付費		0	0	0	11,441	※	※
老人福祉費		177, 960	168, 491	161, 080	251, 899	206, 442	160, 037
老人援護費		177,960	168,491	161,080	251,899	206,442	160,037
児童福祉費		1, 512, 546	1, 420, 038	1, 254, 607	1, 224, 315	1, 214, 021	1, 274, 636
児童福祉総務費		753,889	673,041	636,890	612,514	585,188	649,085
児童措置費		472,869	461,364	475,835	473,383	496,313	462,251
保育所費		285,788	285,633	141,882	138,418	132,520	163,300
生活保護費		1, 379, 726	1, 266, 945	1, 255, 313	1, 250, 441	1, 255, 158	1, 212, 704
生活保護総務費		6,317	6,945	5,313	5,035	9,849	7,793
扶養助費		1,373,409	1,260,000	1,250,000	1,245,406	1,245,309	1,204,911
災害救助費		2, 500	2, 500	2, 500	2, 587	1, 087	1, 087
災害救助費		2,500	2,500	2,500	2,587	1,087	1,087
福祉関係予算計		4, 292, 738	4, 127, 965	3, 909, 207	3, 966, 290	4, 175, 167	4, 145, 709
民生費		6, 886, 365	6, 570, 985	6, 289, 479	6, 431, 414	6, 708, 101	6, 677, 983
一般会社会計		19, 843, 000	18, 631, 000	18, 003, 000	19, 654, 000	20, 241, 000	20, 884, 000

※制度終了

(注)社会福祉費のうち、国民年金費を除く。

老人福祉費のうち、老人医療費、介護保険事業特別会計繰出金を除く。

児童福祉費のうち、認定こども園費を除く。

第 2 章

高齢者福祉

第2章 高齢者福祉

1. 在宅福祉サービス

(1) 家族介護用品支給事業

【目 的】 在宅のねたきり高齢者を介護する家族等に介護用品が購入できる家族介護用品券を支給することで家族の経済的負担の軽減を図るものである。

【対 象 者】 次のいずれにも該当する第1号被保険者を主として介護している家族等

- ① 市内に住所を有し、居住していること。
- ② 要介護認定において要介護3、4又は5の認定を受けていること。
- ③ ねたきり、認知症等により排せつに関する介護を受けており、かつ、失禁状態にあるため日常的におむつを使用していること。
- ④ 月の半分以上は自宅にて生活している状態であること。
- ⑤ 介護保険料の滞納がないこと(分納誓約を誠実に履行し、完納が見込まれるときを含む)。
- ⑥ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく一時扶助として被服費が支給されていないこと。

【現 状】 対象者が熱海地区薬剤師会に加盟する店舗で利用できる家族介護用品券を支給している。対象者は、家族介護用品券と希望する紙おむつ、尿取りパット等の排泄に関する介護用品と引き換えることができる。また、一律月額8,000円としていた支給額を令和3年度からは保険料段階により月額8,000円及び5,000円の2段階の支給額とした。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成12年度(平成12年4月1日開始)

【令和7年度予算額】 14,880千円

【行政実績】 (単位:千円、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	10,763	9,144	11,532	11,904	14,880
決算額	10,163	8,107	8,868	10,026	9,584
利用人数	140	71 101	85 148	111 219	115 156

※利用人数は、上段が保険料段階1～3、下段が4以上(令和3年度から実施)

【医薬品券取扱店】

店名	場所	店名	場所	店名	場所
スギモト薬局	銀座町	秋本薬局	清水町	みらい薬局	田原本町
岡田薬局	中央町	メグミ薬局	昭和町	スマイレ薬局	昭和町
高橋薬局	清水町	双葉薬店	上多賀	ユーアイ薬局	中央町
あすなろ薬局	田原本町	かもめ薬局	田原本町	さくらんぼ薬局	清水町
今木薬局	清水町	薬局123	伊豆山		

(2) 熱海市在宅生活安心システム推進事業

【目 的】 ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより災害急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をはかり、その福祉の増進に資する。

【対 象 者】 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等

【現 状】 本事業は、昭和63年度から65歳以上のひとり暮らし高齢者等の事故や災害及び急病等の緊急事態に備えるため、各対象世帯に緊急通報装置及びペンダント型通報端末装置、火災報知機等を設置し、それらを業務委託先事業者のコールセンターと連携することで、対象者の緊急時の対応や孤独感の解消、安否確認などに役立っている。なお、平成22年度からは、「人感センサー」を取り入れ更に見守りは強化されている。

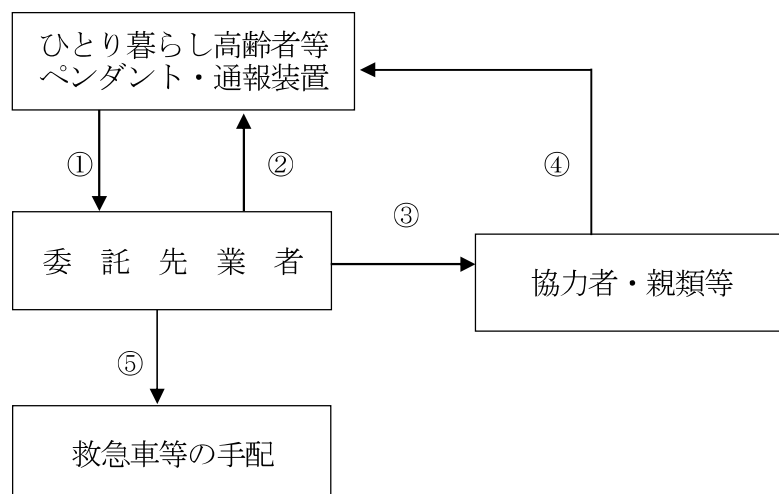
【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 立山科学株式会社

【開始年度】 昭和63年度

【事業概要】 委託先業者が設置した機器により安否の確認を行い、異常を検知した場合に消防への通報や、外部協力員への出動要請を行う。

【連絡網フロー図】



【令和7年度予算額】 8,910千円

【行政実績】 (単位：千円、台、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	8,910	8,910	8,910	8,910	8,910
決算額	8,028	7,763	7,704	6,958	6,391
設置台数	216	220	209	183	195
利用人数	265	250	256	236	226

※設置台数は各年度末の設置台数、利用人数は年度内の実利用者人数

【根拠法令等】 熱海市在宅生活安心システム推進事業実施要綱（平成元年告示第3号）

（3）熱海市在宅高齢者等給食サービス事業

【目的】 在宅の要援護高齢者等に対し給食サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をはかるとともに家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【対象者】 概ね65歳以上の在宅のひとり世帯、高齢者のみの世帯又は、これに準ずる世帯

【現状】 給食サービスは昭和52年より開始され、梅園荘にて調理し、職員等により配送を行っていたが、平成8年度より、民間委託に変更し、月曜日～土曜日の内、週4回までの希望曜日に、配送によるサービスを行っている。

この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として1食当たり350円の負担を願うこととなっている。

【実施主体】 熱海市

【運営主体】 株式会社 キヨミ

【開始年度】 昭和52年度（平成8年度から委託）

【令和7年度予算額】 13,300千円

【行政実績】 (単位：千円、人、件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	9,920	10,880	12,325	12,160	11,400
決算額	10,303	10,896	10,739	11,983	9,058
実利用人員	321	337	357	324	297
支給件数	32,198	32,999	35,787	32,662	30,136

【根拠法令等】 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱（平成6年告示第8号）

(4) 福祉電話基本料金助成事業

【目 的】 ひとり暮らし高齢者等の安否と緊急の連絡用として、電話機を貸与し、その基本料金を助成して負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】 ひとり暮らし高齢者等

【現 状】 市が所有している電話加入権を低所得世帯のひとり暮らし高齢者等に無料で貸与し、電話基本料金を当該高齢者に代わって市が負担している。

利用者は、通話料金のみを負担し、設置料金等については全額市負担で行っている。

平成21年度からは、福祉電話を希望している待機者や、在宅生活安心システムを希望しながら、自宅に電話がないため利用できない方を無くするため、電話加入権を必要としない契約により利用できる制度を活用し、サービスをより充実させることとする。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和55年度

【令和7年度予算額】 881千円

【行政実績】 (単位：千円、台)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	748	672	780	811	811
決算額	554	656	687	553	476
利用台数	33	38	38	30	22

【根拠法令等】 熱海市福祉電話貸与及び基本料金助成事業実施要綱（昭和63年告示第32号）

(5) 老人日常生活用具給付等事業

【目 的】 寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行う。

【対 象 者】 概ね65歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者

【現 状】 本事業は在宅介護を生活用具の面から支援するためのもので、電磁調理器の給付を行っている。火災報知器、自動消火器の給付並びに老人福祉電話の貸与は、在宅生活安心システム推進事業及び福祉電話基本料金助成事業で対応するものとして実施していない。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和51年度

【事業概要】

区分	種目	対 象 者	性 能
給付	電磁調理器	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。

【令和7年度予算額】 35千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	38	38	38	35	35
決算額	6	5	0	13	0
件数	1	1	0	2	0

【根拠法令等】 老人日常生活用具給付等事業の実施について

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(平成12年9月27日老発第656号老人保健福祉局長通知)

2. その他サービス

(1) 認知症高齢者保護情報共有事業

【目的】 認知症等により徘徊が見られる高齢者等に対して、QRコードが印字されたシールを交付し、衣服等にシールを貼り早期保護の仕組みを整えることを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 令和元年度

【令和7年度予算額】 0円 (QRコードラベルシール代：隔年)

【登録実績】 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規登録者数	6	3	7	5	6

【根拠法令等】 熱海市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要領（令和元年7月1日制定）

(2) 熱海市終活支援事業あんしん

【目的】 ひとり暮らしで頼れる身寄りがいない市民が生前に葬儀社と火葬・納骨に関する死後事務委任契約を結べるように支援する。意思表示が困難になった際の医療・介護に関する希望も登録し、老後の不安の解消を目指す。

【対象者】 下記のすべてを満たす市民

- ・65歳以上の高齢者。ただし、65歳未満であっても重篤な疾病などにより余命が短いなどの事由がある場合は対象とする。
- ・ひとり暮らしであること。
- ・頼れる身寄りがいないこと。
- ・自らの意思を明瞭に示すことができること。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 令和元年度

【登録実績】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	9	1	9	10	10

(3) 高齢者運転免許証返納支援事業

【目 的】 高齢者による交通事故の減少を図り、あわせて公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援することを目的とする。

【現 状】 運転経歴証明書の取得にかかる手数料を助成する。

【対 象 者】 65歳以上の熱海市民

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成27年度

【令和7年度予算額】 330千円

【登録実績】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	314	292	243	204	212

(4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

【目 的】 低所得者で極めて厳しい経済状況にある者について、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の一部を減免することで、福祉サービスを利用しやすくし、介護保険法の円滑な実施を図る。本事業は平成17年10月より、対象要件・軽減割合などが改正されより幅広く利用できるようになった。

【対 象 者】 ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

・負担能力のある親族等に扶養されていないこと

・介護保険料を滞納していないこと

【現 状】 本市における社会福祉法人等による利用者負担軽減事業は、平成12年4月1日から実施している。令和4年度においては、社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を被保険者36人に発行した。

【実施主体】 熱海市（補助率 国2/4 県1/4 熱海市1/4）

【開始年度】 平成12年度（平成12年4月1日開始）

【軽減割合】 利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者については1/2）の軽減を行う

【対象サービス】 社会福祉法人が行う介護保険サービスで、特別養護老人ホーム、訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）、通所介護サービス（デイサービス）、短期入所生活介護サービス（ショートステイ）など計16サービス

【令和7年度予算額】 1, 295千円

特別養護老人ホーム 1, 120, 000円
訪問介護・通所介護・短期入所生活介護（在宅介護サービス）
175, 000円

【令和6年度の実績】（令和6年4月～令和7年3月）（単位：人、円）

社会福祉法人名等（ ）内は特別養護老人ホーム名等	発行人数	補助金交付額
社会福祉法人 湖成会 （熱海伊豆海の郷）	11	397, 768
社会福祉法人 熱海いでゆの園 （姫の沢荘）	11	731, 192
社会福祉法人 海光会 （海光園）	6	0
社会福祉法人 珀寿会 （伊豆の瞳）	2	0
社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証を発行したが利用しなかった人（社福以外の法人の利用、死亡等）	7	0
合計	37	1, 128, 960

【行政実績】（単位：千円、件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	900	900	810	1, 178	1, 224
決算額	349	960	1, 013	1, 243	1, 129
利用件数	24	26	21	24	22

【根拠法令等】 熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱

（平成12年告示第48号）

熱海市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

（平成13年告示第21号）

静岡県介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱

3. 一般介護予防事業

（1）いきいき脳活セミナー（令和6年度で事業廃止）

【目 的】 脳の活性化を図ることの重要性を理解し、生活習慣と認知症予防を関連付けた知識を身につけ、自ら認知症予防を実践できるようにすることを目的とする。

【対 象 者】 概ね65歳以上の市民

【現 状】 IT 機器（iPad）を利用した「みつおか式脳若トレーニング」を用い、認知症の予防となる脳トレーニングの指導及び講義を行う。また歯科衛生士と管理栄養士による講義も行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止と7月に発災した伊豆

山土石流災害の影響により、教室を縮小して実施した。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 株式会社マジオネット熱海

【開始年度】 平成31年度

【令和7年度予算額】 0円

【実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数（延べ）	118	85	139	96	142

（2）膝痛・腰痛を楽にする教室

【目的】 人工関節や脊柱管狭窄症などを持つ高齢者に対して、正しい身体の動かし方やセルフケアの方法を伝え、柔軟性や筋力の維持・向上を図ることを目的とする。

【対象者】 脊柱管狭窄症や変形性関節症などの関節疾患がある、又は人工関節を挿入している65歳以上の市民

【現状】 介護一次予防として健康づくり課事業であったが、平成29年度より長寿支援室の事業となった。現在、講師は理学療法士、管理栄養士が行っている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成26年度

【令和7年度予算額】 480千円

【令和6年度参加人数（延べ）】 134人

（3）出前講座

【目的】 フレイルを未然に防ぐため、原因となる「筋力の低下」・「口腔の機能低下」「低栄養」の対応に必要な知識を提供し、健康の保持・増進を図る。また、認知症予防や介護、医療、終活などに関する情報の提供、支援等を行うことを目的とする。

【対象者】 地域サロン、老人クラブ等の団体

【現状】 体力測定、認知症予防、運動指導等、依頼された内容で講座を開催する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成29年度

【令和6年度実績】 (単位：人)

実施月	実施団体	参加人数
4月	結核予防婦人会	22
4月	伊豆急ハウジング	13
7月	グランベルテ	9
9月	第三地区民生委員	20

9月	健康づくり推進員	12
1月	熱海市身体障害者福祉会	28

(4) 講演会

【目 的】 介護が必要な状態にならずに住み慣れた地域で健康に暮らし続けるために、広く住民に対して健康づくりや介護予防について学ぶ機会を設けることを目的とする。

【対 象 者】 熱海市民

【現 状】 令和6年度は認知症VR（バーチャルリアリティ）体験を実施することで、認知症の正しい知識を周知した。また、チームオレンジメンバー及び認知症サポーターのフォローアップ研修としても実施することで、それらのレベルアップを図った。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成29年度

【令和6年度実績】 参加人数 49人

4. 権利擁護

(1) 成年後見制度利用支援事業

【目 的】 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

【対 象 者】 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であり、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がない者、または四親等内の親族があっても音信不通の状況等にある者で、市長が本人の保護のために申立ての支援を行うことが必要と認めた者

① 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者、生活保護法第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者を除く。

② 介護保険法第13条に規定する本市の住所地特例対象被保険者

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により、本市から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

④ 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成17年度

【令和7年度予算額】 3,360千円

後見人への報酬補助（14人分） 3,360,000円

【行政実績】

（単位：千円、件）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	4,043	3,560	3,615	3,615	3,360
決算額	3,914	2,589	2,539	1,770	1,633
申立件数 (高齢者)	15	10	12	10	4
助成件数 (高齢者)	18	18	15	13	10

【根拠法令】 熱海市成年後見制度利用支援事業実施要領（平成17年告示第36号）

（2）成年後見センター運営事業

【目 的】 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行い、制度の利用促進や地域住民の権利擁護を推進することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 （福）熱海市社会福祉協議会

【事業概要】 ・熱海市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談業務及び利用支援を行う。
・市民後見人候補者の登録及び受任調整等活動支援を行う。
・成年後見制度に係る関係機関等とのネットワーク構築を行う。
・その他熱海市成年後見センターの運営に関し必要な業務を行う。

【開始年度】 平成30年度

【令和7年度予算額】 5,640千円

（3）成年後見推進事業

【目 的】 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が衰えても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、市民後見人（弁護士、司法書士等の専門職以外の第三者による後見人）を養成し、市民後見人による被後見人、被保佐人または被補助人の財産管理や身上監護といった成年後見業務の実施を促進することで、「成年後見制度」の利用が必要な高齢者等が適切に制度を利用できる環境の整備を図ることを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 （福）熱海市社会福祉協議会

- 【事業概要】
- ・ 市民後見人等の資質向上及び適正な活動のために市民後見人等や市民後見人養成研修修了者に対して定期的に研修を実施する。
 - ・ 専門職との連絡会議の開催等による連携体制を構築し、市民後見人等の困難事例等への事案解決能力の向上を図るとともに市民後見人等の適正な活動を支援する。
 - ・ 地域住民向けに市民後見人等の必要性や役割に関する成年後見制度講演会を実施し、成年後見制度の普及啓発に努める。

【開始年度】 平成27年度

【令和7年度予算額】 1,389千円

5. 老人福祉法による措置事務

(1) 養護老人ホームの入所措置

【目 的】 環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る)により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所させ、又は入所の委託をして、その高齢者の福祉の向上を図る。(平成18年4月1日法改正)

【対 象 者】 原則として65歳以上の人を対象とし、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方

【現 状】 平成18年3月28日より、委託先の養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」等に入所し、ホーム内で充実した生活を送っている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和38年度

【事業概要】 「熱海伊豆海の郷」に委託する以前は、市立養護老人ホーム「梅園荘」に入所措置を行っていた。

【業務委託先】 社会福祉法人湖成会 養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」
社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 横須賀養護老人ホーム
入所措置に際しては、熱海市老人ホーム入所判定委員会の判定を受け、入所の可否を決定してから、内規の取り決めによりその順位を決める。

措置(委託)費 1人1ヵ月当たり 約200,000円

費用徴収 本人の収入金額、扶養義務者からは所得税額に応じ費用徴収がある。

・入所者本人 0円～ 措置費額の全額

・扶養義務者 0円～ 措置費額の全額

○熱海市より措置している養護老人ホームの状況

施設名	経営主体	定員	備考
養護老人ホーム「熱海伊豆海の郷」	(福)湖成会	50人	平成18年3月28日開設
横須賀養護老人ホーム	(福)神奈川県 社会福祉事業団	50人	昭和46年4月1日開設

【令和7年度予算額】 139,951千円

(熱海伊豆海の郷)事務費(50人分) 91,893,000円

生活費(50人分) 33,175,800円

被服費(50人分) 50,000円

冬季加算(50人分) 517,500円

期末加算（５０人分）	２５７，０００円
介護保険料加算（８人分）	１６０，８００円
介護保険サービス利用者負担加算（３０人分）	
	４，６８０，０００円

（養護老人ホーム・熱海市外）

事務費（１人分）	２，７４７，７６０円
生活費（１人分）	６７６，５６０円
被服費（１人分）	１，０００円
冬季加算（１人分）	１０，３５０円
期末加算（１人分）	５，１４０円
介護保険サービス利用者負担加算（１人分）	
	１８０，０００円
病弱者加算（１人分）	１５７，９２０円

【行政実績】

（単位：千円、人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額	１３８，３４１	１３８，１５７	１３８，０８５	１３７，７０９	１３４，８８２
決算額	１３２，３１０	１２３，５２９	１１６，８８２	１２５，８５５	１３２，７０１
養護措置人数	５７	５５	５６	５０	４９

※予算額及び決算額は「やむを得ない事由による措置」との合算

（２）やむを得ない事由による措置

【目的】 本人の身体状況等のやむを得ない事由により、介護福祉施設への入所が困難な者等に対し、老人福祉法第１０条の４及び第１１条第１項によりサービスの提供に結びつけるもの。

【現状】 当市では単身高齢者の割合が高く、また親族が関わりを拒否しているケースも見られ、対象者が病院に入院し、その後に在宅での生活が困難になるケースが増えてきている。

介護老人福祉施設への入所措置では、施設のベッドの確保が困難であるため、対象者を直ぐに入所させることは難しい状況である。そのため、短期入所生活介護や認知症対応型共同生活介護への措置を先に行い、施設の状況を考慮し成年後見制度を活用しながら、入所措置への措置変えを行っている。また、在宅者への措置として通所介護や訪問介護も行っている。

【令和7年度当初予算額】 600千円 ※「養護老人ホームの入所措置」予算から支出

【行政実績】 (単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
やむを得ない 措置人数	1	0	0	1	1

【根拠法令等】 熱海市老人福祉法施行細則（平成20年規則第6号）

熱海市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和60年告示第20号）

熱海市老人ホーム入所措置事務等取扱要綱（平成21年告示第15号）

6. その他の福祉施設

(1) 熱海市総合福祉センター

【目 的】 本施設は昭和55年2月23日に設置され、市民及び地域社会の福祉の増進を図るため、レクリエーションや会議室として利用されている他、福祉関係団体などの奉仕活動や集会の場として利用されている。

【利用者及び利用方法】

一 般 利 用 者・・・利用制限なし
 会議室利用者・・・地域福祉に関する活動を行う団体
 (事前に団体名にて使用許可を受ける。)

【利用時間】

一 般 利 用 者・・・午前 9時 から 午後 4時
 会議室利用者・・・午前 9時 から 午後 9時

〔来館者利用状況〕

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会 議 利 用	5, 205	6, 038	12, 055	12, 416	13, 030

(注) 令和2年 3月～ 9月 臨時休館 (コロナ感染対策)
 令和2年10月～令和5年 3月 貸出施設のみ開館 (人数制限あり)
 令和3年 7月～10月 臨時休館 (災害対策・支援等のため)
 令和5年 4月～ 貸出施設のみ開館 (人数制限解除)
 令和6年 3月 浴場廃止

(2) 民間有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けマンション

本市には、民間の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けマンションが、数多く存在している。

① 有料老人ホームの状況

(令和7年4月1日現在)

施 設 名	経 営 主 体	総戸数(定員)	入居者数	食事	入所要件等
中銀ケアホテル	中銀インテグレーション(株)	70戸(76人)	59人	委託	概ね60歳以上で自立が不可能で介護を要する人。(他条件あり)
熱海ゆとりあの郷	(福) 黎明会	235戸(282人)	192人	委託	60歳以上で入居時に自立している方
ネオ・サミット湯河原	大和ハウスライフサポート(株)	185戸(245人)	224人	直営	原則満65歳以上 (一般居室)健康な方 (介護居室)要支援・要介護状態の方

ベストライフ熱海	(株)ベストライフ中部	56戸(97人)	42人	委託	60歳以上、健康な方～要介護状態の方
ハートピア熱海(西館)	(株)アヤハレクサイドホテル	42戸(52人)	32人	直営	65歳以上、89歳未満(配偶者は60歳未満可)で、健康状態で共同生活ができること等
ぽっかぽか熱海館1号館	(株)ぽっかぽか・ジャパン	60戸(62人)	53人	直営	60歳以上、要介護状態の方
フレンズ南熱海	(株)フレンズ南熱海	28戸(33人)	27人	直営	自立～要介護5までの高齢者
バリアフリー住宅クラシオン熱海	(有)伊豆介護センター	9戸(9人)	7人	直営	要支援・要介護状態の方
あたま翔裕館	(株)サンガジャパン	21戸(21人)	18人	委託	60歳以上、原則要支援・要介護状態の方
グループハウスだいたい	(株)こ福	14戸(14人)	9人	直営	要支援・要介護状態の方
合 計	—	720戸(891人)	663人	—	—

② サービス付き高齢者向け住宅の状況

(令和7年4月1日現在)

施 設 名	経 営 主 体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
ぽっかぽか熱海館2号館	(株)ぽっかぽか・ジャパン	30戸	34人	直営	60歳以上、要支援・要介護状態の方
熱海温泉すみれ	(医)南愛会	133戸	79人	委託	60歳以上、要支援・要介護状態の方
ミモザ熱海湯庵	ミモザ(株)	60戸	47人	直営	単身高齢者世帯 高齢者＋同居者(配偶者/60歳以上の親族/要支援要介護認定を受けている等)
中銀ライフケア南熱海	中銀インテグレーション(株)	12戸	5人	直営	入居時の年齢が、原則60歳以上の人 健康状態が通常で、共同生活が可能な人等
合 計	—	235戸	165人	—	—

③ 高齢者向けマンション・住宅の状況

(令和7年4月1日現在)

施 設 名	経 営 主 体	総戸数	入居者数	食事	入所要件等
中銀ライフケア梅園	中銀インテグレーション(株)	86戸	51人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア白石	中銀インテグレーション(株)	146戸	115人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア来の宮	中銀インテグレーション(株)	258戸	147人	直営	45歳以上の健康な方
中銀ライフケア梅園台	中銀インテグレーション(株)	294戸	255人	委託	50歳以上の健康な方
中銀ライフケア咲見	中銀インテグレーション(株)	114戸	124人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア水口	中銀インテグレーション(株)	253戸	295人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア伊豆山	中銀インテグレーション(株)	327戸	165人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア第2伊豆山	中銀インテグレーション(株)	223戸	212人	直営	55歳以上の健康な方
中銀ライフケア第3伊豆山	中銀インテグレーション(株)	155戸	188人	直営	55歳以上の健康な方

中銀ライフケア南熱海	中銀インテグレーション(株)	124 戸	66 人	直営	45 歳以上の健康な方
合 計	—	1,980 戸	1,618 人	—	—

④ 生きがいと交流活動

高齢者向けマンション居住者は、地域の高齢者との交流がほとんど行われておらず、マンション間において芸術や美術、スポーツ等、多様な交流事業が実施されている。

⑤ 生活相談事業

高齢者向けマンションは建設後 30 余年を経過したものも少なくなく、それに比例して入居者全体の高齢化も進み、介護や福祉、医療を必要とする入居者が多く見受けられるようになった。

このようなニーズに対応するために各施設において「生活相談室」を設置し、入居者の介護、福祉の各種サービスや医療の受診、その他日常生活全般における総合相談窓口として役割を果たしている。

7. 生きがい・交流・学習・就労

(1) 簡易老人憩いの家設置事業

【目 的】 地域高齢者の心身の健康を増進する目的で、町内会等の単位で設置される簡易老人憩いの家設置者に対し、補助金の交付を行う。

【現 状】 誰もが仲良く協力し合い生き生きと、豊かに暮らすことができるコミュニティを形成するための施設として、町内会との連携のもとに活用されている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和 52 年度

【事業概要】 新設もしくは既存の公民館の一部を簡易老人憩いの家に改造する経費について助成（補助率 1/2 限度額 1,000 千円）、憩いの家運営に必要な備品の購入に要する経費について助成（補助率 1/2 限度額 500 千円）

【令和 6 年度予算額】 500 千円

【行政実績】 ○簡易老人憩いの家設置状況

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	設置年度	所在地	建物構造	面積(㎡)	運営主体	県・市補助金(千円)
網代栄町会館	S51年度	網代 255	鉄筋2階建	57.88	網代町 栄町内会	県250 市250
初島簡易老人憩いの家	S52年度	初島字宮の前217-2	木造平家建	18.74	初島区	県250 市250
桃山町簡易老人憩いの家	S52年度	桃山町 17-12	木造平家建	40.00	桃山町町内会	県250 市250
泉中沢簡易老人憩いの家	S52年度	泉 415	木造平家建	29.70	泉中沢町内会	県250 市250
小山町簡易老人憩いの家	S52年度	下多賀 473	木造平家建	14.85	小山町内会	県250 市250
網代旭町簡易老人憩いの家	S52年度	網代旭町 471-5	木造平家建	18.12	網代旭町町内会	県250 市250
網代宮町簡易老人憩いの家	S54年度	網代宮町 156-2	鉄筋コンクリ	18.00	網代宮町町内会	県500 市500
東伊豆山簡易老人憩いの家	S54年度	伊豆山大黒崎 268-7	鉄骨造平家建	33.00	東伊豆山町内会	県500 市500
上多賀簡易老人憩いの家	S54年度	上多賀 221	RC2階建	24.00	上多賀町内会	県500 市500
桜ヶ丘町簡易老人憩いの家	S55年度	桜木町 1967	RC2階建	11.55	桜ヶ丘町内会	県500 市500
水口町簡易老人憩いの家	S56年度	水口町 840-6	木造2階建	37.02	水口町町内会	県500 市500
紅葉ヶ丘町簡易老人憩いの家	S56年度	紅葉ヶ丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	県500 市500
桜町簡易老人憩いの家	S57年度	桜町 1597-1	木造平家建	33.00	桜町町内会	県110 市110
日向町簡易老人憩いの家	S57年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	県500 市500
七尾団地簡易老人憩いの家	S57年度	伊豆山七尾 1173-13	木造平家建	20.70	七尾団地町内会	県140 市140
上天神町簡易老人憩いの家	S59年度	H昭和町 22-18	RC2階建	60.33	上天神町町内会	県250 市250
土沢町簡易老人憩いの家	S59年度	伊豆山土沢 962-8	RC2階建	34.73	土沢町町内会	備品 県48 市48
咲見町簡易老人憩いの家	S59年度	咲見町 245-18	RC4階建	15.53	咲見町町内会	県500 市500
梅花町簡易老人憩いの家	S60年度	梅花町 1954-13	木造2階建	18.20	梅花町町内会	県500 市500
栄町簡易老人憩いの家	S60年度	桜木町 7-19	RC2階建	19.90	栄町町内会	県500 市500
東銀座町簡易老人憩いの家	S61年度	咲見町 256-10	RC2階建	20.40	東銀座町内会	県250 市250
上紅葉ヶ丘町簡易老人憩いの家	S61年度	紅葉ヶ丘町 1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ヶ丘町内会	県 0 市500
梅園簡易老人憩いの家	H元年度	梅園町 1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	県500 市500
桜木町簡易老人憩いの家	H3年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	市 1,000
清水町簡易老人憩いの家	H4年度	清水町 386-1	RC2階建	60.28	清水町町内会	市 1,000
桜木町簡易老人憩いの家	H5年度	桜木町 1971-1	木造平家建	19.16	桜木町町内会	備品 市 412
梅園簡易老人憩いの家	H6年度	梅園町 1829-1	RC2階建	15.84	梅園町町内会	備品 市 421
和田山簡易老人憩いの家	H8年度	熱海字寺山 1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	市 1,000
網代連合町内会簡易老人憩いの家	H9年度	網代宮町 172	RC2階建	38.75	網代連合町内会	市 1,000
紅葉ヶ丘町簡易老人憩いの家	H11年度	紅葉ヶ丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	備品 市 324
日向町簡易老人憩いの家	H11年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 176
西部地区連合町内会簡易老人憩いの家	H16年度	桜町 3-29	木造2階建	67.32	西部地区連合町内会	市 1,000
日向町簡易老人憩いの家	H17年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 164
日向町簡易老人憩いの家	H19年度	字前の沢 1885-204	木造平家建	14.00	日向町町内会	備品 市 142
西山町簡易老人憩いの家	H21年度	西山町 32-19	木造2階建	11.68	西山町町内会	市 建設976、備品 283
東銀座町簡易老人憩いの家	H23年度	咲見町 3-12	RC1階地下有	63.44	東銀座町内会	備品 市 420
西熱海本町簡易老人憩いの家	H25年度	西熱海町二丁目 16-3	鉄骨造2階建	77.40	西熱海本町町内会	市 525
和田山町簡易老人憩いの家	H26年度	熱海字寺山 1888-56	軽量鉄骨造	17.77	和田山町内会	備品 市 82
上紅葉ヶ丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ヶ丘町 1901-97	木造モルタル	13.20	上紅葉ヶ丘町内会	備品 市 106
紅葉ヶ丘町簡易老人憩いの家	H26年度	紅葉ヶ丘町 1937-17	鉄骨造2階建	9.83	紅葉ヶ丘町内会	備品 市 123
つつじヶ丘町簡易老人憩いの家	H27年度	相の原町 44-23	鉄骨造2階建	42.35	つつじヶ丘町内会	備品 市 109
泉本区簡易老人憩いの家	H29年度	泉 181-2	鉄骨造2階建	37.16	泉本区町内会	備品 市 238
伊豆山仲道簡易老人憩いの家	R2年度	伊豆山 707	鉄骨造2階建	66.6	伊豆山仲道町内会	市 580 備品 市 106

西部地区町内会長連合会簡易老人憩の家	R6年度	桜町3-29	木造2階建	67.32	西部地区町内会長連合会	備品 市 86
--------------------	------	--------	-------	-------	-------------	---------

○簡易老人憩いの家設置補助の状況

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	1,000	500	1,500	500	500
決算	686	0	0	0	86

【根拠法令等】 熱海市簡易老人憩いの家設置補助金交付要綱（昭和52年告示第41号）

(2) スポーツ・レクリエーション活動

【目的】 地域体育祭高齢者競技奨励事業は、スポーツを通じ高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図り健康で明るく活力ある生活をめざすことを目的としている。

【現状】 本市では、昭和48年度から、スポーツを通じて高齢者の心身をリフレッシュさせ、相互の親睦を図るとともに、健康で明るく活力ある生活を維持するために老人スポーツ大会を開催していたが、参加者が減少したため平成26年度をもって廃止し、平成28年度からは、町内会単位で開催する各地区の体育祭に高齢者が参加しやすいプログラムを入れてもらうことで、高齢者が参加しやすい体制づくりを推進し、各地区の体育祭実行委員会に対して、既存の補助金に上乗せを行うこととしている。

【実施主体】 熱海市（平成26年度までは熱海市・熱海市老人クラブ連合会）

【開始年度】 昭和48年度

【令和7年度予算額】 240千円

【行政実績】

○奨励金配分の状況

(単位：地区、千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地区数	1	2	4	11	10
決算額	18	48	101	223	212

【根拠法令等】 老人福祉法 第4条・第13条

(3) 敬老の日記念行事

【目的】 高齢の市民に対し、敬愛の意を表するとともに、その長寿を祝って敬老記念行事の実施及び開催補助を行い、高齢者福祉の増進に努めることを目的とする。

【現状】 本市では、高齢者に対して敬愛の意を表し、最高齢の男女各1名、年度中に百歳を迎える方に記念品を贈り、その長寿を祝う。また、平成27年度までは実行委員会形式により開催された敬老大会の運営補助を行っていたが、平成29年度からは町内会長連合会、熱海市老人クラブ連合会に加盟している団体が主催する敬老会へ参加する70歳以上高齢者に対して開催補助を行うこととした。なお、令和2年度及び令和3年度は全国的な新型コロナウイルス蔓延の状況を鑑み補助を見送った。

【事業概要】 毎年、敬老の日前後に最高齢者、百歳長寿者の居所に市長が直接訪問し、記念品等を贈り長寿を祝う。市主催による敬老大会については会場の確保が困難なこと、市内1か所に高齢者が集まることが困難となっていること等から、平成28年度は準備期間とし、

敬老会開催奨励金についての聞き取り調査などを行った。

【実施主体】 熱海市、単位町内会または単位老人クラブ

【開始年度】 不詳（熱海市敬老大会実行委員会への補助金支出は平成24年度） 市単独事業

【令和7年度予算額】 敬老記念品代 347千円

敬老会等開催奨励金 3,174千円

【行政実績】

敬老記念品贈呈

(単位：千円、人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	310	340	340	420	344
決算	178	219	243	254	232
対象者数	21	27	29	30	27

敬老大会実行委員会補助金

(単位：千円、人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算	5,000	5,000	5,000	5,000
決算	4,182	3,897	4,524	4,392
参加人数	1,010	992	1,164	894

敬老会等開催奨励金

(単位：千円、件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	3,000	2,674	2,674	3,174	3,174
決算	0	0	482	1,676	1,446
件数	未実施	未実施	8	29	28

(4) 老人クラブ

【目的】 老人クラブ連合会に活動に要する経費を助成し、健全で豊かな老後生活になるよう支援する。

【現状】 高齢者相互の親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動及び地域との連携を図ることを目的として活動をしている。

本市では、これらクラブの育成のため助成金を交付している。

【事業概要】 組織、会員の年齢は、概ね60歳以上で1クラブの会員数は、概ね30人以上とする。小規模老人クラブは概ね15人以上である。

【活動内容】 社会奉仕活動、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション、町ぐるみ友愛訪問活動、その他

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和38年度

【令和7年度予算額】 2,030千円

【補助率】 県2/3 市1/3

【行政実績】

(単位：千円、クラブ、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	2, 6 0 3	2, 3 3 5	2, 4 1 0	2, 2 7 2	2, 0 0 2
決算額	1, 9 5 9	2, 4 9 0	1, 7 6 5	1, 6 0 4	1, 6 1 0
老人クラブ数	3 0	3 0	2 9	2 7	2 7
会員数	1, 1 8 3	1, 1 4 6	1, 0 7 3	1, 0 3 1	9 4 9

※老人クラブ数は、各年度4月1日現在

【根拠法令等】 老人福祉法 第4条・第13条

在宅福祉事業費補助金交付要綱（昭和51年厚生省第491号）

(5) 公益社団法人熱海市シルバー人材センター

【目 的】 シルバー人材センター事業は、高齢者の社会参加、健康の増進、生きがいの確保を目指し設置運営され、もって在宅高齢者の福祉の向上をはかることを目的とする。

【現 状】 令和6年度の会員数は273人、平均年齢は77.4歳、入会率は60歳以上人口の約1.5パーセントとなっている。

(単位：人)

会員年齢別 内訳	60歳 未満	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計	平均 年齢
男	0	1	8	33	111	153	77.9
女	0	2	15	24	79	120	76.9
計	0	3	23	57	190	273	77.4

【事業概要】 (公社)熱海市シルバー人材センターは、概ね60歳以上の者が年間会費2,500円をもって会員となり、人材センターで引き受けた仕事（請負委託、派遣）に会員のそれぞれが従事し、その対価を受けるもの。

〔センターの会員の仕事〕

- 清掃、除草、植木の手入れ
- 簡単な大工仕事、修理、修繕
- 一般家庭内の清掃、調理
- 販売
- 墓地清掃
- 施設管理、交通量調査
- 一般事務、筆記、筆耕

【実施主体】 (公社)熱海市シルバー人材センター

【所 在 地】 熱海市中央町1-26 熱海市総合福祉センター内 TEL0557-81-9301

【開始年度】 昭和60年 3月29日 設立
 平成 2年 7月 5日 社団法人認可
 平成24年 4月 1日 公益社団法人へ移行

【令和7年度予算額】 8,600千円（シルバー人材センター運営費補助金）

【行政実績】（熱海市と連合会の補助金合計）

（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運営費補助金	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200

【センター実績】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会 員 数	300人	273人	283人	283人	273人
就 業 者 数	213人	205人	204人	213人	205人
就 業 率	71.0%	75.1%	72.1%	75.3%	75.1%
就 業 件 数	1,287件	1,333件	1,311件	1,276件	1,211件
就業延べ人員	20,590人	20,487人	20,937人	20,697人	18,751人
配 分 金	92,089千円	98,489千円	102,226千円	102,935千円	94,852千円

８．高齢者世帯の状況

（１）高齢者福祉行政の基礎調査（熱海市の状況）

【調査の目的】 静岡県独自の調査で、毎年県下一斉に実施されるもので、高齢者数と高齢者の世帯状況を把握することにより、今後の高齢者福祉行政の推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査基準日】 令和７年４月１日

【調査区分項目】 ① 子等との同居世帯の高齢者
② ひとり暮らし高齢者提供
③ 夫婦のみ世帯の高齢者（夫婦とも６５歳以上）
④ その他の高齢者のみの世帯の高齢者（６５歳以上の親子・兄弟等）

（単位：人、世帯）

区 分	６５～ ６９歳	７０～ ７４歳	７５～ ７９歳	８０～ ８４歳	８５～ ８９歳	９０～ ９４歳	９５～ ９９歳	１００ 歳以上	合計	世帯数
子等との同居	730	616	617	554	324	135	23	4	3,003	2,308
ひとり暮らし	963	1,277	1,619	1,531	1,205	715	234	37	7,581	7,581
夫婦のみ	674	1,076	1,468	1,117	513	160	30	2	5,040	2,520
その他高齢者世帯	92	106	69	39	34	57	31	9	437	195
合計	2,459	3,075	3,773	3,241	2,076	1,067	318	52	16,061	12,604

（※平成２５年度から外国人人口を含む）

第 3 章

生活保護

第3章 生活保護

1. 生活保護

(1) 生活保護とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を利用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした制度です。

【手続きの流れ】

① 相談

生活に困窮し誰かに相談したい、生活保護制度について知りたいなどお悩みやお困りのことがあれば、福祉事務所内「社会福祉課生活保護室」にご相談ください。

生活保護制度の他、他の利用できる制度について、ご案内します。

(年金や各種手当、社会保障制度など、生活保護以外で活用できる制度がある場合には、それらを優先的に活用してください。)



② 申請

生活保護を利用するには、基本的にご本人による申請が必要ですが、ご事情によりご本人による申請ができない場合は、ご親族による申請も可能です。



③ 調査・審査

申請を受けて、地区担当員（ケースワーカー）が生活状況や収入・資産状況の他、お住まいの状況等を調査します。

また、ご家族、ご親族に対しては、援助意思を確認する扶養照会を行い、生活保護を受けるための要件が満たされているか調査・審査します。



④ 決定

審査の結果、生活保護の利用の可否を通知します。

生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まり、地区担当員（ケースワーカー）が定期的又は必要に応じたご自宅訪問や、福祉事務所内で面談による状況確認を行います。

【生活保護を受けられる場合】

最低生活費	
世帯の全収入	保 護 費 (不足部分)

【生活保護を受けられない場合】

最低生活費	
世帯の全収入	

【保護の種類】

ア．生活扶助

日常生活を営む上で必要な食費や光熱水費の他、被服等身の回りの物品に係る費用 等

イ．住宅扶助

家賃や、住宅補修費用 等

ウ．教育扶助

義務教育就学中の児童、生徒の学用品、通学用品、学校給食、その他義務教育修学費用 等

エ．介護扶助

介護サービスを利用するための費用 等

オ．医療扶助

病院等の医療費、メガネ・コルセット等の費用 等

カ．出産扶助

出産時の入院、衛生材料等の費用 等

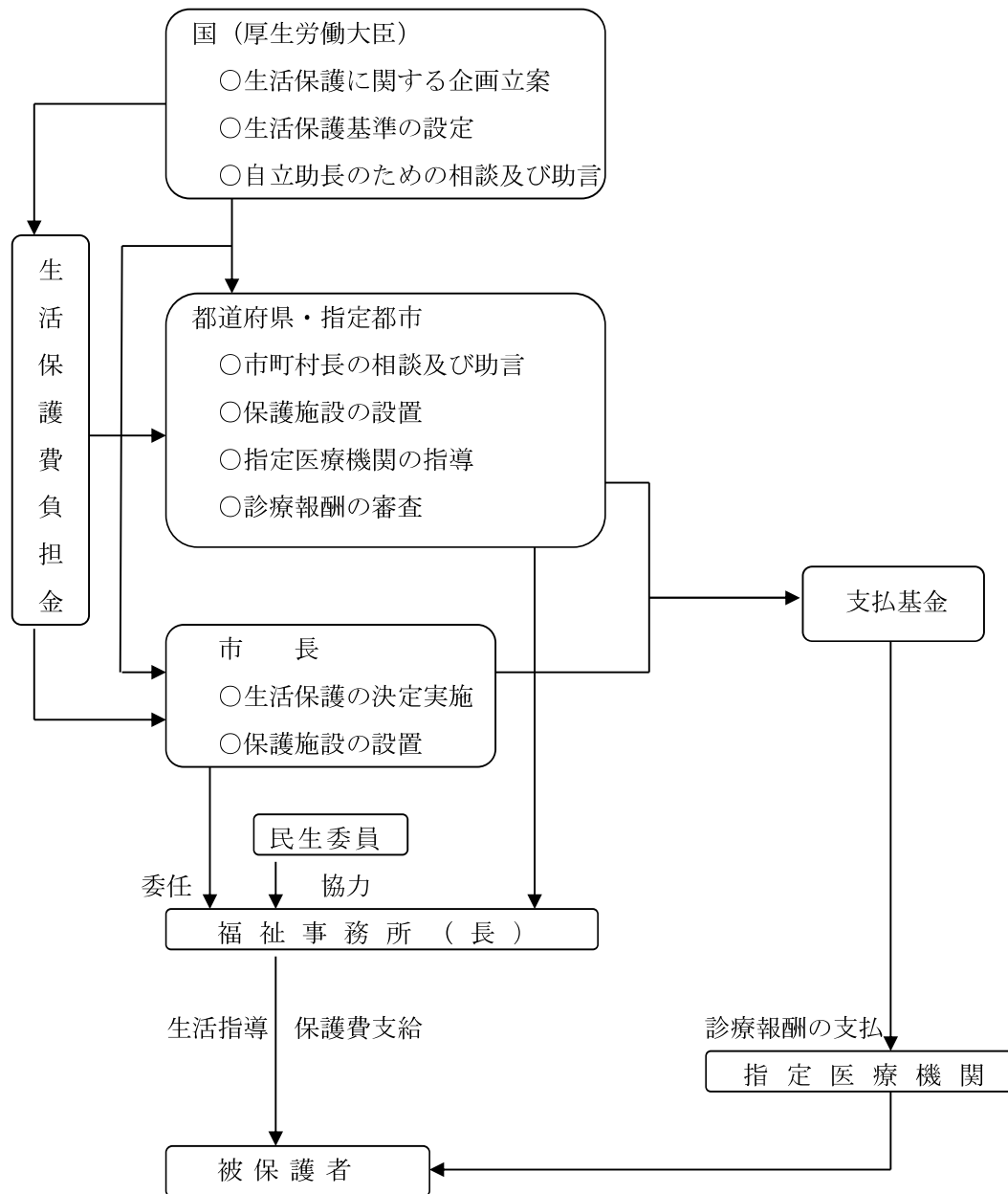
キ．生業扶助

小規模な事業開始時や技能習得のための費用 等

ク．葬祭扶助

火葬その他葬祭に必要な費用 等

【生活保護制度の仕組み】



【保護事業の状況】

① 保護の実施状況

(単位：人、世帯、千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活扶助	延人員	6,389	6,026	5,704	5,678	5,668
	延世帯	5,854	5,551	5,340	5,274	5,218
	金 額	313,411	299,076	285,856	287,312	283,258
住宅扶助	延人員	6,176	6,036	5,717	5,762	5,711
	延世帯	5,693	5,589	5,371	5,345	5,263
	金 額	170,585	168,008	161,945	161,357	160,494
教育扶助	延人員	24	24	13	43	26
	延世帯	12	12	13	35	25
	金 額	218	230	134	477	221
介護扶助	延人員	2,492	2,591	2,525	2,509	2,502
	延世帯	2,443	2,533	2,492	2,465	2,457
	金 額	38,881	49,152	53,227	54,034	49,143
医療扶助	延人員	6,645	6,326	6,106	6,160	6,212
	延世帯	6,177	5,924	5,776	5,848	5,845
	金 額	687,490	688,925	559,305	625,358	647,581
出産扶助	延人員	0	0	0	1	0
	延世帯	0	0	0	1	0
	金 額	0	0	0	607	0
生業扶助	延人員	34	14	12	16	35
	延世帯	34	13	12	15	23
	金 額	338	160	64	115	253
葬祭扶助	延人員	35	50	22	28	39
	延世帯	35	50	22	28	39
	金 額	1,926	2,828	3,168	2,906	9,066
就労自立 給付金	延人員	1	0	0	0	0
	延世帯	1	0	0	0	0
	金 額	19	0	0	0	0
進学・就職 準備 給付金	延人員	2	1	0	1	0
	延世帯	2	1	0	1	0
	金 額	200	100	0	100	0
施設事務費	延人員	0	0	0	0	0
	延世帯	0	0	0	0	0
	金 額	0	0	0	0	0
合 計	延人員	21,798	21,068	20,099	20,198	20,193
	延世帯	20,251	19,673	19,026	19,012	18,870
	金 額	1,213,068	1,208,479	1,063,699	1,132,266	1,150,016

※補助率：国 3／4

② 被保護世帯、人員の推移

(単位：世帯、人、%)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
被保護延世帯数		6, 645	6, 549	6, 300	6, 269	6, 266
指数		100. 0	98. 6	94. 8	94. 3	94. 3
被保護延人員		7, 248	7, 137	6, 758	6, 773	6, 825
指数		100. 0	98. 5	93. 2	93. 4	94. 2
保護率 人口百人比	熱海市平均	1. 67	1. 65	1. 72	1. 72	1. 74
	県内市部平均 (除政令市)	0. 70	0. 73	0. 74	0. 75	0. 75
	県平均	0. 87	0. 89	0. 91	0. 92	0. 91

※世帯数、人員は、停止中を含む。(指数は令和2年度を100とする。)

③ 世帯類型別の状況(延世帯数)

(単位：世帯)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
単身世帯	高齢者	5, 197	5, 038	4, 901	4, 919	4, 820
	傷病障害	536	599	620	626	602
	その他	351	305	274	240	283
	小 計	6, 084	5, 942	5, 795	5, 785	5, 705
2 人以上の 世 帯	高齢者	274	290	214	205	227
	傷病障害	105	97	106	100	79
	母 子	35	24	24	24	48
	その他	129	115	86	116	165
	小 計	543	526	430	445	519
合 計		6, 627	6, 468	6, 225	6, 230	6, 224
世帯割合	高齢者	83%	82%	82%	82%	81%
	傷病障害	10%	11%	12%	12%	11%
	母 子	1%	0%	0%	0%	1%
	その他	7%	6%	6%	6%	7%

※保護停止中を含まない。

④ 医療扶助の実施状況(延人員)

(単位：人)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入 院	精 神	102	92	95	112	103
	その他	409	347	312	351	304
	小 計	511	439	407	463	407
入院外	その他	6, 134	5, 887	5, 699	5, 697	5, 653
合 計		6, 645	6, 326	6, 106	6, 160	6, 060

⑤ 介護扶助の実施状況（延人員）

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設	108	117	113	129	191
居宅	2,380	2,471	2,198	2,380	2,311
合 計	2,488	2,588	2,311	2,509	2,502

⑥ 保護の開始、廃止の状況

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申 請 件 数	102	81	85	82	106
却 下 件 数	6	9	5	3	5
取 下 件 数	2	0	1	1	1
開 始 件 数	95	76	72	85	89
廃 止 件 数	77	104	84	90	83

（2）行旅病人、行旅死亡人取扱い事業

【行旅病人、行旅死亡人取扱い状況】

行旅者、居所のない（不明）者であって引取者、救護者のない者（行旅病人）に対する救護費用及び、旅行の途中死亡した扶養義務者のない者（行旅死亡人）に対する葬祭等に必要な費用。

1 行旅病人取扱い状況

（単位：人、円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 員	0	2	1	0	0
金 額	0	204,160	41,020	0	0

※補助率：県10／10

2 行旅死亡人取扱い状況

（単位：人、円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 員	2	2	4	1	1
金 額	253,710	269,207	464,197	147,700	169,300

※補助率：県 10／10

2. 生活困窮者自立支援

(1) 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう包括的、継続的に各種事業を実施しています。

① 自立相談支援事業（重層的支援体制整備事業として実施）

専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作成し、他の機関と連携して自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金

離職、休廃業等で経済的に困窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

その他、家賃が安い住宅に転居する必要がある場合には、転居に要する費用（上限あり）を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

③ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などの理由で早期の就労に不安がある方に6カ月から1年の間、支援プログラムにそって、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

④ 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える方からの相談に応じ、支援員が改善のアドバイス、貸付制度や関係機関の紹介などを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援を行います。

⑤ 居住支援事業

仕事と住まいを失った方のうち、就労意欲がある方に対して、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しながら、就労を中心とした自立を支援します。

⑥ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（重層的支援体制整備事業として実施）

身近なところで相談ができ、適切な情報提供や自立支援につなげることができるよう地域と行政がつながる場や交流の場の運営を支援します。

3. 婦 人 保 護

(1) 女性相談事業

女性のいろいろな悩み事（夫やパートナー等からの暴力、離婚や経済問題等）について、女性の相談員が相談をお伺いし、問題解決に必要なアドバイス及び一時保護や収容保護事業を実施しています。

活動実績

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護施設収容	1	0	0	1	0
家庭への送還	0	0	0	0	0
関係機関へ移送	0	0	0	0	0
助言・指導	50	34	37	39	24
そ の 他	14	14	11	9	13
合 計	65	48	48	49	37

※補助率：国 1/2

第 4 章

障がい福祉

第4章 障がい福祉

1. 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉

(1) 身体障がい者福祉の基礎資料

○ 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法による援助を受けるには、身体障害者手帳を所有することが必要であり、この手帳は、一定以上の永続する障がいのある者に限り、法の定める身体障がい者の証票として交付されます。

○ 身体障害者手帳所持者数 () は、18歳未満の者 (単位：人)

障がい種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障がい	(0) 112	(0) 113	(0) 112	(0) 111	(0) 119
聴覚・平衡感覚 機能障がい	(0) 155	(0) 155	(0) 162	(0) 161	(0) 153
音声・言語 機能障がい	(0) 13	(0) 14	(0) 17	(0) 18	(0) 15
肢体不自由	(4) 791	(5) 759	(4) 722	(3) 691	(4) 642
内部障がい	(2) 565	(2) 580	(2) 561	(2) 551	(2) 539
合計	(6) 1,636	(7) 1,621	(6) 1,574	(5) 1,532	(6) 1,468

○ 施設入所している身体障がい者の数 (令和7年4月1日現在)

障がい者支援施設 9施設 21人

○ 身体障がい者の団体 熱海市身体障害者福祉会

会員数 88名

(2) 知的障がい者福祉の基礎資料

○ 療育手帳について

知的障がい者の方々に、一貫した相談及び支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、療育手帳の交付制度があります。

○ 療育手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A（重度）	７８	７５	７６	７８	７７
B（中軽度）	１７４	１８０	１８４	１９１	１８５
合計	２５２	２５５	２６０	２６９	２６２

○ 施設入所している知的障がい者の数（令和７年４月１日現在）

障がい者支援施設 １９施設 ３３人

○ 知的障がい者（児）の団体（令和６年度休会）

熱海市手をつなぐ育成会 会員数２４人

（３）精神障がい者福祉の基礎資料

○ 精神障害者保健福祉手帳について

精神障がいのある方々が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の交付制度があります。

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１級	２０	２０	１３	１２	１４
２級	１３４	１５２	１６６	１８３	１７９
３級	６６	７８	７１	６９	８４
合計	２２０	２５０	２５０	２６４	２７７

○ 施設入所している精神障がい者の数（令和７年４月１日現在）

障がい者支援施設 ０施設 ０人

（４）障がい福祉制度の基礎資料

期 間	制 度	制 度 の 概 要
平成１４年度まで	措置制度	行政が職権でサービスの必要性を判断し、サービスの種類・提供場所などを決定
平成１５～１７年度	支援費制度	利用者がサービスを選択、提供者と契約、その利用料金に行政が支援する制度

平成18～ 24年度	障害者自立 支援法	・3障がいの一元化 ・33種類の施設体系を6事業に再編 ・地域生活支援事業等を創設 ・支給決定の明確・透明化（障害程度区分導入）
平成25年 度～	障害者総合 支援法	・障がい者の範囲に新たに難病等を追加 ・「障害程度区分」から「障害支援区分」へ名称変更（平成26年4月1日施行） ・共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（平成26年4月1日施行）

（５）障がい者（児）施設の基礎資料

○ 市内の障がい者施設

① 生活介護施設（通所）「陽光の園」

旧知的障害者授産施設

【施設概要】 所在地 熱海市緑ガ丘町13-12
 設置・経営主体 （福）緑葉会
 開所年月日 平成2年4月1日
 定 員 30名（令和7年4月1日 熱海市通所者31名）

② 就労継続支援（Ｂ型）施設（通所）「心象めぐみ会共同作業所」

旧精神障害者共同作業所

【施設概要】 所在地 熱海市伊豆山340-1
 開所年月日 平成6年10月1日
 設置・経営主体 （特非）めぐみ会
 平成20年4月1日設立登記
 定 員 20名（令和7年4月1日 熱海市通所者18名）

③ 就労継続支援（Ｂ型）施設（通所）「熱海ふれあい作業所」

旧心身障害者小規模授産所

【施設概要】 所在地 熱海市網代529-84
 設置年月日 昭和62年10月1日
 設置・経営主体 （特非）熱海ふれあい作業所
 平成20年2月1日設立登記
 定 員 20名（令和7年4月1日 熱海市通所者22名）

④ 共同生活援助施設「ハーバー泉」

【施設概要】	所在地	熱海市泉35-4 凡土山荘2階
	事業開始日	平成24年8月1日
	設置・経営主体	(一社) 神奈川県生活サポート
	定員	7名(令和7年4月1日 熱海市利用者5名)
【バックアップ施設】	(特非) 湯河原町地域作業所たんぽぽ	

⑤ 共同生活援助施設「にじいろ あお」

【施設概要】	所在地	熱海市下多賀838 リバーサイド838
	事業開始日	平成28年4月1日
	設置・経営主体	(特非) 熱海ふれあい作業所
	定員	4名(令和7年4月1日 熱海市利用者4名)

⑥ 共同生活援助施設「ソーシャルインクルーホーム熱海」

【施設概要】	所在地	熱海市緑ガ丘町14-10
	事業開始日	令和5年5月1日
	設置・経営主体	ソーシャルインクルー株式会社
	定員	20名(令和7年4月1日 熱海市利用者5名)

○ 市内の障がい児施設

① 放課後等デイサービス(通所)「熱海ひかり」

【施設概要】	所在地	熱海市清水町18-3 2F
	事業開始日	平成28年6月1日
	設置・経営主体	(特非) 障害福祉支援もえぎ
	定員	10名(令和7年4月1日 熱海市利用者22名)

② 児童発達支援・保育所等訪問支援・障がい児相談支援

(通所)「熱海市児童発達支援センター」

【施設概要】	所在地	熱海市上多賀730-2
	事業開始日	平成31年4月1日
	設置	熱海市
	指定管理者	株式会社エルチェ
	定員	10名(児童発達支援)
	(令和7年4月1日 熱海市利用者21名)	

○ 障がい者支援施設等入所・入居状況

障がい者支援施設

令和7年4月1日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ	伊東市岡 1349-3	6
2	伊豆ライフケアホーム	田方郡函南町平井 717-2	4
3	中伊豆リハビリテーションセンターわかば	伊豆市冷川 1523-108	3
4	ワークスとおがさ	沼津市宮本 5-2	3
5	三和荘	富士宮市北山字坂下上 7418-10	2
6	中伊豆リハビリテーションセンターさわらび	伊豆市冷川 1523-108	1
7	厚生寮	浜松市浜北区於呂 4201-12	1
8	三幸協同製作所	浜松市北区三幸町 320-1	1
9	百花園宮前ロッヂ	静岡市清水区楠 150-1	3
10	水明苑	山形県北村山郡大石田町大字横山 4042-3	1
11	沼南育成園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	1
12	虹の家	相模原市下溝 4410	1
13	碧の園	伊東市荻 578-3	4
14	伊豆つくし学園	下田市加増野 375-1	1
15	きぼうの里	富士市大淵字鳥追窪 14283-1	2
16	駿東学園	駿東郡小山町吉久保 1050	6
17	さつき学園	御殿場市神山 1925-322	1
18	みはらしの里	三島市字笹原新田 4745	3
19	沼津のぞみの里	沼津市西椎路 659-2	1
20	悠雲寮	駿東郡長泉町下長窪字鉄平 1122-2	1
21	富岳の郷	御殿場市二子 525-4	1
22	ワークスうしぶせ	沼津市宮本 5-2	3
23	静岡県立富士見学園	富士市大淵 2 1 5 8	1
24	すぎなの郷	厚木市小野 2 1 3 6	1
25	芹が谷やまゆり園	横浜市港南区芹が谷 2-3-1	1
	合計		53

共同生活援助（グループホーム）

令和 7 年 4 月 1 日現在

	施設名	所在地	入所者数
1	にじいろ あお	熱海市下多賀 838 リバーサイド 838	4
2	ハーバー泉	熱海市泉 35-4 凡土山荘 2 階	5
3	コルティールホ	伊東市岡 1244-14	1
4	さくらグループ	伊東市玖須美元和田 727-214	6
5	太陽の丘グループホーム 第 1 事業所	沼津市宮本 5-2	1
6	太陽の丘グループホーム 第 3 事業所	沼津市原 1418-48	3
7	はまゆう寮	沼津市中瀬町 17-11	1
8	カノアハウス	沼津市石川 282-4 第 1 のぼりマンション 110	1
9	アソシエ原町中ひまわり	沼津市原町中 2 丁目 14-9	2
10	悠雲の家	駿東郡長泉町南一色 417-1	2
11	ソーシャルインクルーホーム御殿場新橋	御殿場市新橋 1393-1	2
12	やまいも	御殿場市保土沢 1080-78	1
13	ふじの郷けやき坂	御殿場市神山 1558-2	1
14	グループホーム Cocoa	伊東市宇佐美 403-6	1
15	フリーブ甘沼	神奈川県茅ヶ崎市甘沼 658	1
16	あそしえみしま	三島市加茂川町 4096-1 タワーコート 101	1
17	のぞみの家	沼津市西添町 1 5 - 2	1
18	グループホームめぐみ A 棟	沼津市本郷 3 8 - 6	2
19	グループホームイノベル 沼津西沢田	沼津市西沢田字中村 7 2 6 - 7	2
20	ハーバー湯河原	足柄下郡湯河原町土肥 4 - 6 - 4	3
21	ソーシャルインクルーホーム熱海	熱海市緑ガ丘町 1 4 - 1 0	5
22	みらいえ御殿場ぐみ沢	御殿場市茱萸沢 5 7 5 - 2	1
23	はるぞら	裾野市茶畑 4 3 - 1	1
24	さくらの杜	富士市今泉 3 1 8 6 - 1 コーポ高砂	1
25	自然生ホーム	茨城県つくば市臼井 1623-18	1
26	こだまのいえ 御幸町	沼津市御幸町 6-17	1

27	クララ寮	駿東郡小山町菅沼 248-1	1
28	グループホームカーサ岡の宮	沼津市岡宮 612-1	1
	合計		5 3

2. 身体、知的障がい者福祉

(1) 福祉有償運送運営協議会事業

【目 的】 介護を必要とする高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス事業者等が実費の範囲内で、事業所の車両を運転して行う個別輸送サービス事業について運営協議会で必要性や運送対価等を協議するもの。

【行政実績】 令和6年度 開催回数 1回

【令和7年度予算額】 52千円

【根拠法令等】 熱海市福祉有償運送運営協議会設置要綱
(平成18年6月29日告示第88号)

(2) 障がい者地区相談員事業

【目 的】 障がいのある方の相談に応じ必要な指導を行うと共に、障がい者に係る地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力及び障がい者への援護の普及を図る。

【業務内容】 ① 障がい者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図る。
② 障がいのある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行う。
③ 障がいのある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する。
④ 障がいのある者に対する住民の認識と理解を図るため、関係団体等との連携を図って、援護の普及に努める。
⑤ その他前各号に付帯する業務を行う。

【相談員資格】 熱海市身体障害者福祉会長及び熱海市手をつなぐ育成会長の意見を参考にして、人格識見が高く、社会的信望があり、障がいのある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者又は、知的障がい者の家族等のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

【相談員任期】 2年(身障6名、知的1名)

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和52年度

【補助率】 市単独事業

【令和7年度予算額】 173千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	1 7 3	1 7 3	1 7 3	1 7 3	1 7 3
決算額	1 7 3	1 7 3	1 7 3	1 7 3	1 7 3
相談件数	1 0 4	1 0 8	9 3	8 1	8 1

【根拠法令等】 熱海市身体障害者地区相談員及び知的障害者地区相談員設置要綱

(平成 1 7 年告示第 3 8 号)

(3) 在宅給食サービス事業

【目 的】 在宅で調理が困難な身体障がい者に対し、給食サービスを提供することにより、食生活の改善と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】 身体障がい者

【事業内容】 委託業者により月曜日から土曜日のうち、週 4 回まで希望する日に給食の配送を実施。この利用については、申請により利用決定を行っているが、利用者については、給食の原材料費分として実費相当額 3 5 0 円の負担をいただいている。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成 7 年度

【補 助 率】 市単独事業

【令和 7 年度予算額】 3 0 5 千円

【行政実績】

(単位：千円、件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	3 0 0	2 7 7	2 9 6	2 3 1	2 6 1
決算額	1 1 9	1 1 1	1 2 8	2 1 4	1 9 5
件 数	3 6 9	2 8 9	4 2 5	5 8 5	6 5 0

【根拠法令等】 熱海市在宅高齢者等給食サービス事業実施要綱 (平成 6 年告示第 8 号)

(4) 特別障害者手当等支給事業

【目 的】 在宅の重度障がい者（児）に対し、その重度の障がいゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給し、重度障がい者の福祉向上を図る。

【対 象 者】 ㊦ 20 歳以上の重度障がい者・・・特別障害者手当

㊧ 20 歳未満の重度障がい児・・・障害児福祉手当

㊨ 旧福祉手当の受給者・・・経過措置福祉手当（当分の間）

【事業内容】 支給金額 ・特別障害者手当・・・月額 28,840円

障害児、経過措置福祉手当・・・月額 15,690円

支給制限 ・本人及び扶養義務者の所得が限度額を超えたとき。

・福祉施設へ入所又は3カ月以上病院に入院したとき。

【実施主体】 国・市

【開始年度】 昭和61年度

【補助率】 国 3/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 12,441千円

【行政実績】 (単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別障害者 手当	319件	346件	380件	407件	329件
	30人	34人	38人	38人	30人
	8,717	9,463	10,377	11,339	9,438
障害児 福祉手当	71件	76件	77件	76件	74件
	8人	9人	7人	7人	7人
	1,055	1,131	1,144	1,153	1,155
経過的 福祉手当	12件	12件	12件	12件	12件
	1人	1人	1人	1人	1人
	179	179	179	182	188
合計	402件	434件	469件	495件	415件
	39人	44人	46人	46人	38人
	9,951	10,773	11,700	12,674	10,781

【根拠法令等】 熱海市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱

(昭和61年告示第30号)

(5) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

【目的】 重度心身障がい者（児）に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより日常生活の利便及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

【事業内容】 身体障害者手帳1、2級の者及び精神保健福祉手帳1、2級の者、療育手帳Aの者に対し小型・中型タクシー基本料金相当額を助成する（1冊基本料金相当分28枚綴・1回4枚まで使用できる）。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者又は施設入所者は、助成対象者から除く。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成3年度

【補助率】 市単独事業

【令和7年度予算額】 9,520千円

【行政実績】

(単位：千円、枚、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額	８，４００	８，３２３	９，０００	８，５００	９，１８０
決算額	７，８８６	８，１７５	７，８６３	７，８８７	８，１７７
利用件数	１２，７５９	１３，２７３	１２，９５６	１２，４６９	１２，１７４
対象者	９３０	７９４	８１７	８０１	７６６

【根拠法令等】 熱海市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱

(平成３年告示第１１号)

(６) 重度身体障害者紙おむつ支給事業

【目 的】 重度身体障がい者に対し、紙おむつを支給することによって当該重度身体障がい者の快適な日常生活の維持、衛生管理及び介護に当たる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

【対 象 者】 身体障害者手帳１、２級の者で、かつ失禁状態にある者

【事業内容】 １カ月につき４，０００円分の紙おむつ券を配布している。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成２年度

【補 助 率】 市単独事業

【令和７年度予算額】 ７６８千円

【行政実績】

(単位：人、枚)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	１６	１９	１５	１６	１４
利用枚数	１，３７１	１，４８６	１，３９１	１，３２８	１，２８５

【根拠法令等】 熱海市重度身体障害者紙おむつ支給事業実施要綱

(平成１２年告示第２２号)

(７) 心身障害者扶養共済制度

【目 的】 心身障がい者の保護者の相互扶助に基づき、保護者が死亡又は重度障がいとなった場合、残された心身障がい者に年金を支給し、その将来に対し保護者のいづく不安の軽減を図る。

【事業内容】

- ・掛金の徴収（月毎）
- ・掛金の助成（一口目の掛金の１／３を助成）
- ・年金の給付（一口月額 ２万円）
- ・弔慰金支給（障がい者が先に死亡した場合）
- ・掛金の減免制度もあります

【実施主体】 県・市

【開始年度】 昭和44年度

【補助率】 県 10/10（事務費を補助）

【令和7年度予算額】 負担金 2,643千円 交付金 8,880千円

（掛金収入 2,643千円 年金 8,880千円）

【行政実績】 (単位：千円、件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
負担金	予算額	3,181	3,181	3,181	3,596	2,643
	決算額	2,269	2,365	1,922	2,477	1,921
交付金	予算額	8,160	8,160	8,160	8,400	8,880
	決算額	7,920	7,460	7,795	7,220	7,920
	件数	28	25	28	26	28

【根拠法令等】 静岡県心身障害者扶養共済制度条例

（昭和44年12月10日条例第48号）

熱海市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱（平成6年告示第14号）

（8）重度心身障害者介護手当支給事業

【目的】 在宅の重度心身障がい者の介護者に介護手当を支給し、その労をねぎらい併せて重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業内容】 身体障害者手帳1級のうち肢体不自由者及び知的障がい者の療育手帳Aの（65歳未満交付者）者が、市内に3カ月以上在住し、その者と生計を共にする常時介護者に対して月額10,000円の介護手当を支給する。
この手当の支給は、申請により支給の決定を行っているが、当該障がい者が施設に入所又は病院等へ入院している場合は支給しない。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和57年度

【補助率】 市単独事業

【令和7年度予算額】 6,480千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	7,560	7,440	6,720	6,600	6,600
決算額	6,670	6,340	5,870	6,030	5,860
支給人数	61	58	55	54	52

【根拠法令等】 熱海市重度心身障害者介護手当支給要綱（平成13年告示第7号）

(9) 重症心身障害児童扶養手当支給事業

【目 的】 精神又は身体に重度の障がいをもつ児童の福祉の増進を図る。

【開 始】 昭和42年4月1日から実施（市単独事業）

【支給対象者】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に該当する者
（20歳未満）の養育者

【事業内容】 月額5,000円、毎年6月及び12月にそれぞれ前月までの分を支給する。

【令和7年度予算】 2,640千円

【支給の状況】 (単位：人、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実児童数	28	30	31	36	42
金 額	1,600	1,735	1,790	1,980	2,295

【根拠法令等】 熱海市重症心身障害児童扶養手当に関する条例
（昭和42年4月1日条例第4号）

(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

【目 的】 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得や教育などにおける健全な発達を支援し、福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】 熱海市に住所を有する18歳未満の難聴児で、以下のいずれにも該当する者

ア 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者であって、身体障害者手帳の交付対象とならない者

イ 指定の医療機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された者

※ 世帯の課税状況等により、給付制限あり

【事業内容】 補聴器の購入費等の3分の2（1円未満切り上げ）

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成25年

【補助率】 県1/2 市1/2

【令和7年度予算額】 80千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	0	0	0	0	1
金 額	0	0	0	0	178

【根拠法令等】 熱海市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱
(平成25年6月27日告示第80号)

(11) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【目的】 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活への便宜を図る。

【事業内容】 対象とする日常生活用具（便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす（電動以外の場合）、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具、人工鼻）の給付を行う。

【実施主体】 熱海市

【補助率】 県 1/2

【令和7年度予算額】 61千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱
(平成18年3月31日告示第30号)

(12) 特別児童扶養手当支給事業

【目的】 精神又は身体に障がいをもった児童を監護又は養育する方に、特別児童扶養手当を支給し、その児童の生活の向上に役立てることを目的とする。

【実施機関】 手当の認定・支給等の事務は、県知事が行うが、申請、届出の書類等は市長を経由して提出する。

【対象児童】 この手当の支給対象になる障がい児とは、満20歳未満で法の別表に定める程度の障がいの状態にある者をいう。

【支給要件】 手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母に代って児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している者に支給する。

【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給が制限される。

ア. 児童がいずれかに該当するときは支給しない。

・日本国内に住所を有しないとき。

・障がいを支給事由とする年金給付を受けることができるとき。

イ. 受給者（父母又は養育者）が日本国内に住所を有しないときは支給し

ない。

ウ．受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第 877 条第 1 項の者）の前年度の所得が基準額より上であるときは、その年の 8 月から翌年 7 月まで支給しない。

【費 用】 国 10 / 10

【支給額】 [令和 6 年度]

1 級 55,350 円 2 級 36,860 円

【事業内容】 原則として、12 月～3 月分を 4 月に、4 月から 7 月分を 8 月に、8 月から 11 月分を 11 月に支給する。

【支給の状況】 令和 6 年 12 月 31 日現在（単位：件）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 級	10	12	11	11	10
2 級	15	16	15	18	25
計	25	28	26	29	35

【根拠法令等】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）

3. 介護給付（障害者総合支援法によるもの）

（1）居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、重度訪問介護、療養介護

【事業内容】 障がいにより、日常生活を営むのに支障がある方に、生活上または療養上必要な介護を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成 18 年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和 7 年度予算額】

居宅介護	3,302 千円
行動援護	6,291 千円
同行援護	2,363 千円
短期入所	6,855 千円
生活介護	244,860 千円
施設入所支援	112,940 千円
重度訪問介護	3,982 千円
療養介護	18,060 千円

【行政実績】

○居宅介護

(単位：千円、回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	7, 5 0 0	3, 8 4 0	3, 4 5 6	3, 1 2 4	5, 3 3 6
決 算 額	2, 9 5 4	3, 5 0 5	3, 1 4 2	3, 5 6 2	3, 7 1 0
派遣回数	7 2 2	8 0 8	7 2 6	8 2 5	9 4 1
利用実人員	1 9	1 6	1 8	1 9	1 8

○行動援護

(単位：千円、回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	3, 9 3 2	4, 7 5 0	4, 5 3 3	4, 1 7 2	6, 1 8 7
決 算 額	4, 1 9 3	4, 7 0 1	4, 2 3 8	5, 2 0 2	5, 1 0 2
派遣回数	1 6 7	1 8 0	1 7 8	1 9 2	1 8 2
利用実人員	5	5	5	6	5

○同行援護

(単位：千円、回、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	2, 6 5 2	2, 5 0 0	2, 8 2 3	2, 6 2 1	2, 1 6 7
決 算 額	2, 3 6 9	2, 6 9 3	2, 6 4 6	2, 5 2 7	2, 4 3 3
派遣回数	2 9 7	3 1 7	3 0 2	2 5 6	2 4 9
利用実人員	6	6	5	5	4

○短期入所

(単位：千円、日)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	5, 0 0 0	4, 0 0 0	4, 0 1 1	3, 8 2 2	7, 7 7 4
決 算 額	1, 9 1 1	2, 9 2 3	2, 6 1 9	4, 2 3 5	4, 9 9 4
利用日数	1 8 5	2 0 7	2 6 9	5 8 6	8 2 1

○生活介護

(単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	2 3 5, 0 0 0	2 4 2, 6 3 3	2 3 5, 1 7 1	2 3 4, 7 4 3	2 1 9, 9 6 2
決 算 額	2 2 8, 1 0 4	2 2 0, 8 6 8	2 2 7, 6 9 6	2 2 2, 7 6 0	2 4 4, 6 0 0
利用実人員	9 4	9 0	8 9	8 9	9 3

○施設入所支援

(単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	9 1, 0 0 0	9 4, 1 7 7	1 0 0, 3 2 6	9 7, 4 5 0	9 0, 5 4 6
決 算 額	9 0, 9 7 8	8 9, 2 0 3	9 3, 9 0 5	9 0, 7 3 9	1 0 0, 0 8 0
用実人員	6 1	5 9	5 8	5 7	5 6

○重度訪問介護

(単位：千円、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予 算 額	0	0	0	0	3, 255
決 算 額	0	0	0	2, 970	3, 781
利用実人員	0	0	0	2	2

○療養介護

(単位：千円、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予 算 額	19, 706	20, 675	22, 412	23, 141	27, 111
決 算 額	18, 953	22, 266	22, 396	22, 497	19, 276
利用実人員	6	7	7	8	6

４．訓練等給付（障害者総合支援法によるもの）

（１）就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立訓練、自立生活援助、就労定着支援

【事業内容】 障がい者が地域で生活を行うために必要な、身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成１８年度

【補助率】 国 ２／４ 県 １／４ 市 １／４

【令和７年度予算額】 就労移行支援 5, 460千円
 就労継続支援 123, 675千円
 （Ａ型とＢ型を合わせた予算）
 共同生活援助 109, 427千円
 自立訓練（機能訓練） 1, 998千円
 自立訓練（生活訓練） 4, 637千円
 自立生活援助 1, 200千円
 就労定着支援 1, 200千円

【行政実績】

○就労移行支援

(単位：千円、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予 算 額	9, 959	7, 088	7, 275	7, 595	10, 272
決 算 額	6, 233	5, 738	7, 449	7, 927	7, 686
利用実人数	5	5	4	4	4

○就労継続支援A型（雇用型）

（単位：千円、人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	85,414	97,459	94,129	103,527	123,675
決 算 額	11,922	12,872	13,252	13,194	15,096
利用実人数	8	9	10	13	9

※予算額はB型と合わせた額。決算額は単独。

○就労継続支援B型（非雇用型）

（単位：千円、人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	85,414	97,459	94,129	103,527	123,675
決 算 額	78,517	82,473	88,819	98,880	111,135
利用実人数	62	70	69	73	76

※予算額はA型と合わせた額。決算額は単独。

○共同生活援助（グループホーム）

（単位：千円、人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	43,604	64,000	68,630	79,963	86,390
決 算 額	57,987	66,999	74,023	86,600	91,030
利用実人数	38	42	44	50	54

○自立訓練（機能訓練）

（単位：千円、人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	1,800	1,800	1,200	3,691	3,691
決 算 額	0	620	3,991	2,196	906
利用人数	0	1	2	2	1

○自立訓練（生活訓練）

（単位：千円、人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	6,000	5,000	8,526	9,323	9,323
決 算 額	4,435	4,453	8,609	4,601	1,372
利用人数	3	3	4	4	3

○自立生活援助

（単位：千円、人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
決 算 額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

○就労定着支援

(単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	1, 2 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0
決 算 額	0	0	0	0	1 0 7
利用人数	0	0	0	0	1

5. 地域生活支援事業（障害者総合支援法によるもの）

（1）障害支援区分認定審査会運営事業

【目 的】 障がい福祉サービスが必要な方のために、専門の知識をもった委員が、総合的に支援区分を判定するもの。

【事業内容】 原則として5、7、9、11、1、2、3月に認定審査会を開催

【令和7年度予算額】 704千円

【行政実績】 令和6年度 開催回数 6回 審査判定件数77件

【根拠法令等】 熱海市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成18年3月23日条例第6号）

（2）手話奉仕員養成等事業

【目 的】 手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【事業内容】 4月～2月の原則毎週水曜日に開催

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和7年度予算額】 612千円

【行政実績】 令和6年度 開催回数 46回（受講者数 9人）

（3）手話通訳者派遣事業

【目 的】 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】 熱海市

【事業内容】 手話通訳の必要な聴覚障がい者に対し、手話通訳の派遣を行う。

【開始年度】 昭和54年度（平成18年度から地域生活支援事業に移行）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和7年度予算額】 777千円

【行政実績】 手話通訳登録者 5人 (単位：千円、件、時間)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	3 9 5	3 5 7	5 7 1	7 7 7	7 7 7
決 算 額	4 5 8	7 5 3	7 2 0	6 2 2	6 5 6
市 役 所	5	5	6	5	4
福 祉	0	0	0	2	2
施 設	1	0	0	8	0
病 院 等	8 3	1 0 2	1 1 1	7 3	8 9
事 業 所	0	1	0	1	6
そ の 他	7	5	9	5	2
派遣回数	9 6	1 1 3	1 2 6	9 4	1 0 3
時 間 数	1 8 8	1 6 0	2 5 5	2 0 0	2 0 1

【根拠法令等】 熱海市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成16年告示第9号）

（４）手話通訳者の設置

【目 的】 障がい福祉室窓口に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び聴覚障がい者とコミュニケーションを図る方の意志疎通支援を行うことを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【事業内容】 聴覚障がい者の相談、行政手続きの支援を行う。

【補 助 率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和6年度予算額】 ※令和2年度から秘書広報課予算

【行政実績】 令和6年度 支援件数 145回

（５）要約筆記者の派遣事業

【目 的】 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者と健聴者が意思の疎通を図るうえで支障がある場合に、意志伝達的手段を確保する事により、聴覚障がい者等の利便を図るもの。

【実施主体】 熱海市

【事業内容】 申請のあった対象者に、要約筆記者の派遣を行う。

【補 助 率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和7年度予算額】 50千円

【行政実績】 令和6年度 支援件数 4回

(6) 移動支援事業

【目 的】 障がいのある方が、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

【実施主体】 熱海市

【委 託 先】 (福) 熱海市社会福祉協議会 (熱海市)、
(株) スルガケアサービス (熱海市)、(有) 伊豆介護センター (熱海市)、
(福) 城ヶ崎いこいの里 (伊東市)、(福) 春栄会 (下田市)
(特非) 湯河原地域作業所たんぽぽ (湯河原町)
(特非) シー・ディー・シー (清水町)
(株) エイチ・エス・エー (小田原市)
(株) Cocco (御殿場市)

【開始年度】 平成 18 年度

【事業内容】 地域生活支援事業の申請があった障がい者に対し、月の支給量の範囲内で支給するもの。

【補 助 率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【令和 7 年度予算額】 682 千円

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱 (平成 20 年告示第 3 号)

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	800	800	800	633	692
決算額	539	506	484	710	632
利用実人数	8	8	7	8	8

(7) 日中一時支援事業

【目 的】 障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

【実施主体】 熱海市

【委 託 先】 (福) 城ヶ崎いこいの里 (伊東市)、(福) 共済福祉会 (函南町)、
済生会 (静岡市)、(福) 素心会 (大磯町)、(株) エルチェ (市川市)
(福) 緑葉会 (熱海市)、(特非) いきがい (三島市)
(特非) 地域生活・就労サポートセンターすう (伊東市)

【開始年度】 平成 18 年度

【事業内容】 地域生活支援事業の申請があった障がい者に対し、月の支給量の範囲内で支給するもの。

【補 助 率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (国県負担上限有り)

【令和 7 年度予算額】 284 千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	1, 6 2 9	1, 4 1 5	1, 2 4 1	9 9 8	6 1 5
決算額	6 0 7	5 7 5	5 6 5	2 5 5	2 3 6
利用実人数	1 3	1 3	1 2	7	9

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成 2 0 年告示第 3 号）

（８）重度身体障害者訪問入浴サービス事業

【目 的】 在宅の重度身体障がい者を入浴させるのが困難な家庭に対し、入浴サービスを行うことで、重度身体障がい者の福祉の増進を図る。

【実施主体】 熱海市

【委 託 先】 ㈱ティー・シー・エス（平塚市）、㈱湯らっくす（熱海市）、アサヒサンクリーン㈱（静岡市）

【開始年度】 平成 7 年度

【事業内容】 地域生活支援事業の申請があった障がい者に対し、月の支給量の範囲内で支給するもの。

【補 助 率】 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4（国県負担上限有り）

【令和 7 年度予算額】 4, 2 0 0 千円

【行政実績】 (単位：千円、件、人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	6, 0 0 0	5, 4 0 0	4, 8 0 0	3, 6 0 0	3, 6 0 0
決算額	2, 5 3 4	2, 7 3 0	2, 9 2 5	3, 3 0 0	3, 1 0 0
件 数	2 0 8	2 1 9	2 3 4	2 6 4	2 4 8
利用実人員	4	4	4	5	3

【根拠法令等】 熱海市地域生活支援事業実施要綱（平成 2 0 年告示第 3 号）

（９）障がい者スポーツ大会事業

【目 的】 障がい者スポーツの振興を図るとともに、あらゆる障がいを乗り越えた障がい者相互の親睦と地域の障がい者福祉への理解と協力を深め、熱海市の福祉の向上と障がい者の社会参加を促進する。

【実施主体】 熱海市

【委 託 先】 熱海市身体障害者福祉会

【開始年度】 平成 1 8 年度から地域生活支援事業に移行

【事業内容】 障がい者関係団体が参加し、1 0 月にマリンホールで開催する。

【補 助 率】 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4（国県負担上限有り）

【令和 7 年度予算額】 2 8 5 千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額	２８５	２８５	２８５	２８５	２８５
決算額	０	０	０	２８５	２８５
参加者数	０	０	０	６０	６６

※令和２年度から令和４年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

(１０) 地域活動支援センター等事業

【目 的】 障がい者の創作的活動、生産活動等及び相談支援により社会との交流等を促進する。

○身体障がい者関係

【事業実施機関】 障害者生活支援センター「中伊豆リハビリテーションセンター」
(平成１９年度より伊東市、伊豆市、東伊豆町と共同運営。２１年度より伊東市と共同運営)
伊豆市冷川 1523-108

【開 始 年 度】 平成１８年度

【事 業 内 容】 専門相談員による出張相談
福祉サービスの利用についての支援
社会参加や自立の支援
生活情報の提供
ピアカウンセリング(障がいを持つ者がカウンセラーとなり悩みや問題を一緒に考え解決のための支援)

【補 助 率】 国 １／２ 県 １／４ 市 １／４ (国県負担上限有り)

【令和７年度予算額】 １，９２３千円

【行政実績】

(単位：千円)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額	１，６６５	１，６６５	１，６６５	１，６０９	１，６０９
決算額	１，６６５	１，６６５	１，６６５	１，６０９	１，６０９

○知的障がい者関係

【事業実施機関】 地域生活支援センター「いぶき」(平成１９年度より伊東市と共同運営)
伊東市富戸 1223-1

【開 始 年 度】 平成１９年度

【事 業 内 容】 生活支援(各種福祉情報サービスの案内)
訪問、外来相談

福祉サービスの利用についての支援

短期入所等の受け入れ調整

※ 障がい児の場合は身体障がいでも利用可能。

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和7年度予算額】 5,306千円（重層的支援体制整備事業として実施）

【行政実績】 (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	4,849	4,849	4,849	4,685	4,685
決算額	4,849	4,849	4,849	4,685	4,685

○精神障がい者関係

【事業実施機関】 地域活動支援センター「サポートセンターりりぶ」

（平成18年10月より伊東市と共同運営）

熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階

【開始年度】 平成18年度

【事業内容】 憩いの場の提供

相談、訪問支援

福祉サービス利用についての支援

地域交流活動

【実施主体】 熱海市

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和7年度予算額】 9,996千円（重層的支援体制整備事業として実施）

【行政実績】 (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	8,877	8,877	8,877	8,577	8,577
決算額	8,877	8,877	8,877	8,577	8,577

（11）熱海伊東地区地域自立支援協議会

【目的】 障がいのある方が、安心して生活できる地域づくりのため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場。

【事業内容】 ・相談支援業務の運営評価

・困難事例への対応に関する協議、調整

・関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

・地域の社会資源の開発、改善

【実施主体】 熱海市・伊東市

【委託先】 (福)城ヶ崎いこいの里

【開始年度】 平成20年度

(12) 日常生活用具給付等事業

【目的】 在宅の身体障がい者(児)に対し、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉増進に資することを目的とする。

【事業内容】

援護の種類	内容	経費
日常生活用具の給付及び貸与	身体障がい者(児)の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障がい) 便器、特殊マット、入浴補助用具、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、T字状・棒状の杖等 (上肢障がい) 特殊便器 (視覚障がい) 視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、点字図書、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、拡大読書器等 (聴覚障がい及び音声、言語障がい) 屋内信号装置、情報受信装置、ファックス等 (腎臓機能障がい) 透析液加温器 (呼吸器機能障がい) ネブライザー、電気式痰吸引器、酸素ボンベ運搬車等 (排泄、直腸機能障がい) ストーマ用装具等 (共通) 火災警報器、自動消火器等	被保護世帯及び住民税非課税世帯は無料、その他は原則1割負担。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和44年度（平成18年度から地域生活支援事業へ移行）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4（国県負担上限有り）

【令和7年度予算額】 10,722千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	10,524	10,484	10,380	9,804	10,380
決算額	9,791	8,692	8,451	9,415	10,312
特殊寝台	1	0	0	0	1
視覚障害者用 音声時計	0	2	0	1	0
透析液加温器	5	9	4	3	2
その他	363	288	281	306	302
件 数	369	299	285	310	305

【根拠法令等】 熱海市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成20年告示第5号）

6. 障害者総合支援のその他の事業

（1）特定障害者特別給付費

【事業内容】 施設入所支援又は、共同生活援助を利用する障がい者に対し、当該施設における食事の提供及び居住に要した費用の一部を支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 16,113千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	15,000	14,000	14,000	14,000	14,109
決算額	12,752	12,751	14,561	14,089	14,893
支給件数	954	1,016	1,253	1,099	1,117

（2）身体障害者（児）補装具費支給事業

【目 的】 身体障がい者（児）の身体の部分的欠損又は機能の障がいを補い、日常生活の向上を図ることを目的とする。

【対 象 者】 身体障害者手帳の交付を受けた者

18歳以上の難病患者等

【事業内容】 ⑦補装具製作及び修理業者

市と代理受領について、登録・契約等に基づき合意している業者

④補装具の種類

義肢、装具、盲人安全つえ、補聴器、車いす、眼鏡、その他

⑦ その他

交付、修理の費用の認定については、原則的として1割負担による。

ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定される。

【実施主体】 熱海市

【事業開始】 昭和25年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 7,343千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	8,400	8,971	7,342	6,667	8,714
決 算 額	6,367	6,337	4,922	6,533	3,963
盲人安全つえ	(0) 0	(1) 3	(0) 2	(0) 3	(0) 1
補 聴 器	(4) 22	(6) 25	(5) 18	(3) 37	(4) 19
車 い す	(21) 23	(13) 16	(11) 13	(13) 18	(11) 17
義 肢	(3) 4	(2) 5	(1) 4	(3) 4	(1) 2
装 具	(3) 12	(1) 6	(4) 11	(1) 10	(0) 9
歩行補助つえ	(1) 1	(0) 1	(2) 2	(4) 4	(2) 3
そ の 他	(1) 4	(0) 5	(0) 3	(0) 4	(0) 2
件 数	(33) 66	(23) 61	(23) 53	(24) 80	(18) 53

() は内、修理件数

【根拠法令等】 熱海市補装具費受領委任払事務取扱要綱（平成20年告示第2号）

(3) 高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】 障がい福祉サービス等の利用者負担額が月額負担上限額を越える障がい者等に利用者負担額と月額負担上限額の差額部分を高額障がい福祉サービス等給付費として支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 100千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	100	100	100	100	100
決 算 額	0	3	25	0	33
利用実人員	0	2	1	0	2

(4) 新高額障害福祉サービス等給付事業

【事業内容】 障がい福祉サービス等の利用者が介護保険制度へ移行した際に、負担を増大させないために、利用者負担額を償還する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成30年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 468千円

【行政実績】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	540	540	540	468	468
決 算 額	319	333	402	352	300
利用実人員	5	5	5	5	3

(5) 地域相談支援事業

【事業内容】 障がい者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者などが地域生活に移行できるように必要な支援や、単身等で生活する障がい者に地域生活を継続していくために必要な支援を行う事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成24年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 8,418千円

【行政実績】

○地域移行支援 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	6,875	5,783	5,783	6,093	8,418
決 算 額	183	254	0	0	195
利用実人員	1	1	0	0	1

※予算額は、地域定着支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

○地域定着支援

(単位：千円、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予 算 額	6, 8 7 5	5, 7 8 3	5, 7 8 3	6, 0 9 3	8, 4 1 8
決 算 額	0	0	0	0	0
利用実人員	0	0	0	0	0

※予算額は、地域移行支援・計画相談支援事業と合算。決算額は単独。

(６) 計画相談支援事業

【事業内容】 サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成２４年度

【補助率】 国 １／２ 県 １／４ 市 １／４

【令和７年度予算額】 8, 4 1 8 千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予 算 額	6, 8 7 5	5, 7 8 3	5, 7 8 3	6, 0 9 3	8, 4 1 8
決 算 額	5, 0 0 6	6, 6 3 2	6, 3 1 7	6, 9 8 8	8, 0 7 7
利用実人員	1 9 6	1 9 3	1 9 1	1 9 9	2 0 8

※予算額は、地域相談支援事業と合算。決算額は単独。

７．自立支援医療（障害者総合支援法によるもの）

(１) 自立支援医療（更生医療）給付事業

【目 的】 身体障がい者の更生に必要な医療を給付し、その障がい除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】 給付の内容

- ・角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法等
- ・本人が直接負担する部分について、更生医療を給付する

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和25年

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 55,300千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	76,800	75,000	73,000	65,000	65,000
決算額	67,361	59,532	48,772	44,329	38,573
利用実人数	35	35	43	53	65

【根拠法令等】 障害者総合支援法（平成17年11月7日法律123号）

(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業

【目的】 18歳未満の児童であって身体に障がいのあるもの、又は放置すれば身体に障がいを残す恐れのあるものに、指定医療機関で医療を行うことで、その障がい除去又は軽減し日常生活を容易にすることを目的とする。

【事業内容】 給付の内容

・手術及び補装具の購入費の一部を給付

【利用対象】 ・肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓障害、その他の内臓障害

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成25年度（県より権限委譲）

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 350千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	500	350	350	350	350
決算額	0	77	59	162	325
利用実人数	0	1	1	1	1

(3) 療養介護医療事業

【事業内容】 療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する事業。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成18年度

【補助率】 国 1/2 県 1/4 市 1/4

【令和7年度予算額】 5,880千円

【行政実績】

(単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	6, 5 0 0	6, 5 0 0	6, 5 0 0	6, 5 0 0	6, 5 0 0
決 算 額	5, 4 1 6	5, 5 3 0	5, 1 1 5	5, 2 2 9	4, 5 2 1
利用実人員	6	6	6	7	6

8. 障害者医療費等の助成

(1) 重度障がい者(児)医療費助成事業

【目 的】 重度障がい者(児)の医療費を助成することにより、当該障がい者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して、福祉の増進に寄与する

【対 象 者】 ㊦ 身体障害者手帳交付者の1・2級
 ㊧ 療育手帳交付者でAの知的障がい者
 ㊨ 特別児童扶養手当1級の障がい者に該当する20歳未満の者
 ㊩ 身体障害者手帳交付者の内部障害3級
 ㊪ 精神障害者保健福祉手帳交付者の1級（平成24年10月1日制度改正）

【助成対象額】 健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和48年度（平成16年12月1日、制度改正）

【補 助 率】 県 1/2 市 1/2

【令和7年度予算額】 67, 671千円

【行政実績】

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	72, 065	72, 299	72, 240	70, 560	69, 092
決算額	64, 404	67, 118	65, 486	64, 495	63, 388

【根拠法令等】 熱海市重度障害者(児)医療費助成要綱（昭和48年告示第31号）

(2) 精神障害者医療費助成事業

【目 的】 精神障がい者に対し医療費を助成することにより、経済的負担の軽減と療養の推進を図るとともに福祉の増進に寄与する。

【対 象 者】 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の第20条・21条・33条の規定により入院している者で、1回の入院期間が90日を超える場合。かつ、申請日から1年以上熱海市の住民基本台帳に記載されている者。

【助 成 額】 健康保険法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の自己負担金額1ヶ月12,000円を上限として助成する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和 5 2 年

【補助率】 熱海市単独事業

【令和 7 年度予算額】 2, 0 1 6 千円

【行政実績】 (単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	3, 3 1 2	3, 3 1 2	3, 0 2 4	2, 5 9 2	2, 1 6 0
決算額	2, 5 3 2	2, 0 2 2	1, 8 4 2	1, 5 6 4	1, 5 2 4

【根拠法令等】 熱海市精神障害者医療費助成条例(昭和 5 2 年条例第 2 7 号)

(3) 難病患者等見舞金支給事業

【目的】 難病患者及び原爆被災者に対し、見舞金を支給することにより、療養の推進を図り、もって療養者の福祉の増進に寄与するもの。

【事業内容】 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則により、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方、静岡県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者である医療受給者証の交付を受けている方及び被爆者健康手帳の交付を受けている方に、年額 20,000 円の見舞金を支給する。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 昭和 5 8 年度

【補助率】 市単独事業

【令和 7 年度予算額】 6, 8 8 0 千円

【行政実績】 (単位：千円、件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	4, 6 4 0	6, 0 4 0	5, 8 0 0	6, 4 8 0	6, 3 0 0
決算額	5, 5 0 0	5, 4 6 0	5, 7 6 0	6, 4 8 0	6, 8 8 0
件 数	2 7 5	2 7 3	2 8 8	3 2 4	3 4 5

【根拠法令等】 熱海市難病患者等見舞金支給要綱（昭和 5 8 年告示第 1 5 号）

(4) 難病患者等介護家族リフレッシュ事業

【目的】 在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引している特定疾患患者等に対し、滞在型の訪問看護を実施するための費用の一部を助成する在宅支援事業及び、就学する学校（義務教育段階）への登下校時や在校時に、訪問看護による医療的ケアを提供するための費用の一部を助成する就学支援事業を実施することにより、介護する家族の負担の軽減を図る。

【対象者】 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、重度障がい者（児）で訪問看護が必

要であると医師が認める者。就学支援事業については、就学する学校（義務教育段階）における活動に際し医療的ケアが必要であると医師が認める者。

【実施主体】 熱海市

【開始年度】 平成14年度

【令和7年度予算額】 290千円

【行政実績】 (単位：千円、人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	274	274	274	274	290
決算額	0	0	0	0	0
利用人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱

(平成14年告示第62号)

9. 在宅心身障がい児への福祉

(1) 障がい児通所給付費

① 障がい児相談支援

障がい児通所給付を申請した障がい児等に、サービス等利用計画の作成や支給決定後の利用計画の見直しを行う。

【令和7年度予算】 2,123千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	57	57	43	41	46
金 額	2,308	2,211	2,068	2,015	2,143

② 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

【令和7年度予算】 34,321千円

(医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額)

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用人数	3 2	2 8	1 9	1 5	2 1
金 額	2 9, 4 0 4	3 1, 5 8 2	2 6, 5 2 4	2 1, 3 6 3	2 9, 6 7 1

③ 医療型児童発達支援

機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に、児童発達支援及び治療を行う。

【令和 7 年度予算】 3 4, 3 2 1 千円

(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援と合わせた予算額)

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用人数	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0

④ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導、知識技能付与等の支援を行う。

【令和 7 年度予算】 3 4, 3 2 1 千円

(児童発達支援・医療型児童発達支援と合わせた予算額)

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用人数	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0

⑤ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

【令和 7 年度予算】 4 5, 4 1 0 千円

【行政実績】

(単位：人、千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用人数	3 1	3 1	2 5	2 7	2 9
金 額	3 3, 1 2 6	3 3, 0 2 5	3 6, 6 2 7	4 1, 5 8 1	4 2, 2 3 0

⑥ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行う。

【令和 7 年度予算】 1, 0 4 1 千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用人数	6	1 0	4	2	1 0
金 額	4 1 7	2 9 9	2 0 9	1 7 6	1, 1 4 9

⑦ 高額障がい児通所給付費

世帯における 1 ヶ月の利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に、支払った利用者負担額の一部を支給する。

【令和 7 年度予算】 5 0 千円

【行政実績】 (単位：人、千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用人数	0	2	0	0	0
金 額	0	4	0	0	0

第 5 章

児童福祉

第5章 児童福祉

1. 児童の養育への福祉

(1) 児童手当の支給

【目的】 「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的に支給する。

【実施主体】 市（市長が認定及び支給の事務を取り扱う。）

【制度改正】 児童手当法が改正され、令和6年10月分（12月支給分）より所得制限の撤廃、支給対象の延長、第3子以降の支給額の増額、支給月の変更を行った。

（以下、支給要件から費用負担までは改正後のもの。）

【支給要件】 高校生年代（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの原則として国内に居住する児童を養育している者等。

【手 当 額】

支給対象年齢区分	支給手当月額（1人当たり）
0歳～3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳～高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

【支払期日】 4月、6月、8月、10月、12月、2月にそれぞれの前月までの分を支払う。

【費用負担】 国、県、市が次の割合により負担する。（国の負担の中に、一部支援納付金、事業主負担含む。）

区分		国	県	市
被用者	0歳～3歳未満	10／10	0	0
	3歳～高校生年代	7／9	1／9	1／9
非被用者	0歳～3歳未満	13／15	1／15	1／15
	3歳～高校生年代	7／9	1／9	1／9

【令和7年度予算額】 374,782千円

【支給実績】

児童手当法に係る分（令和6年4月～令和7年3月）（単位：人、円）

区分		児童延べ人数	支給額
被用者	0歳～3歳未満	1,806	28,920,000
	3歳～高校生年代	13,243	149,965,000
非被用者	0歳～3歳未満	452	7,245,000
	3歳～高校生年代	4,268	48,615,000
特例給付（所得制限以上）		332	1,660,000

合 計	20,101	236,405,000
-----	--------	-------------

【根拠法令等】 児童手当法 昭和46年法律第73号

(2) 子ども医療費助成

【目 的】 子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費を助成する制度の充実を図る。(昭和48年7月1日から県の補助事業として実施、ただし4歳未満の通院は平成13年10月1日より、6歳以下の未就学児の通院は平成14年4月1日より、自己負担なしは平成17年4月1日より、小学校1・2年生の入院、通院は平成22年4月より、中学校3年生までの入院は、平成22年11月より、中学校3年生までの通院は平成23年4月1日より、高校3年生までの入院・通院は平成30年10月より実施)

【概 要】

区分		県奨
入院	対 象 年 齢	高校 3 年生まで
	自己負担金	500 円／ 1 日 ※食事負担金についても自己負担
通院	対 象 年 齢	高校 3 年生まで
	自己負担金	500 円／ 1 日 （月 4 回まで）
市町村への補助率		通院 1 歳未満の乳児 1／2 通院 1 歳から 6 歳の幼児 1／3 通院 小学生以上 1／4 入院 乳幼児 1／2 入院 乳幼児を除く 1／3

市単	
入院	高校 3 年生までの自己負担金、食事負担金
通院	高校 3 年生までの自己負担金

【令和7年度予算額】 79,844千円

【支給実績】

(単位：件、千円)

区 分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延件数	28,925	30,986	23,483	25,858	24,528	27,279	25,409
決算額	78,369	79,553	62,425	71,275	65,234	73,936	69,587

(令和 5 年度内訳)

区分	件数 (件)	決算額 (円)
入 院	188	11,265,289
通 院	25,221	58,321,557

【根拠法令等】 熱海市子ども医療費助成条例 平成 5 年条例第 3 号

(3) 多子世帯就学支援事業費助成金

【目 的】 多子世帯の児童が小学校に入学する際、入学準備のために要する費用を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減及び生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

【概 要】 18 歳以下の児童を 3 人以上養育している多子世帯のうち、3 人目以降の児童が小学校に入学する際のランドセル等の購入費用の一部を助成（上限 3 万円）するもの。

年 度	交付件数 (件)	交付金額 (円)
令和 6 年度	14	418,000
令和 5 年度	11	330,000

【令和 7 年度予算額】 2, 1 0 0 千円

令和 7 年度より助成額を 5 万円に増額し、対象を 22 歳以下の児童等を 2 人以上養育している多子世帯のうち、2 人目以降の児童に拡大。

(4) 多子世帯放課後児童クラブ利用料助成金

【目 的】 多子世帯に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減及び生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

【概 要】 18 歳以下の児童を 3 人以上養育している多子世帯のうち、3 人目以降の児童が利用する放課後児童クラブの利用料を助成（5,000 円×通所月数を上限）。

年 度	交付件数 (件)	交付金額 (円)
令和 6 年度	35	1,688,500
令和 5 年度	32	1,543,000

【令和 7 年度予算額】 6, 3 0 0 千円

令和 7 年度より対象を 22 歳以下の児童等を 2 人以上養育している多子世帯のうち、
2 人目以降の児童に拡大。

(5) 保育所等への入所

【目 的】 児童福祉法第 24 条及び子ども・子育て支援法第 19 条の規定により、保護者の労働又は疾病等の事由により保育を必要とする児童を入所させ保育を行う。

【費用負担】 国 2/4・県 1/4・市 1/4（但し民間分。公立分は全額市負担）

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和 22 年法律第 164 号

子ども・子育て支援法 平成 24 年法律第 65 号

熱海市保育の必要性の認定に関する条例 平成 26 年条例第 25 号

熱海市子ども・子育て支援法施行細則 平成 27 年規則第 7 号

【保育を必要とする基準】

保育所へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合とする。

- (1) 一月において、64 時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病、負傷等により精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- (4) 同居親族を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害等の災害復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法に規定する学校等に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行い、又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号の事由に類すると市長が認める状態にあること。

【保育所等一覧】

令和7年4月1日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認可	経営主体
公立	和田木保育園	下多賀 173-1	68-0579	24	90	S44. 1. 1	熱海市
	初島保育園	初島 217-3	67-1408	2	20	S40. 4. 1	熱海市
民間	富士保育園	東海岸町 7-13	81-2018	21	40	S41. 11. 1	(福)富士会
	栄光熱海 中央保育園	上宿町 4-19	48-7360	30	70	H26. 4. 1	(福)栄光会

【認定こども園一覧】

令和7年4月1日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認定	経営主体
公立	あたみこども園	桜町 3-20 (幼児部)	82-1471	22	1号:30 2・3号:153	R2. 7. 1	熱海市
		桜町 13-4 (乳児部)	82-0083	17			
民間	多賀こども園	上多賀 934-16	68-3437	22	1号:8 2・3号:40	S26. 7. 31 ※1	(福)景德会
	MOAあたみ 幼児学園	海光町 9-23	84-2385	25	1号:36 2・3号:24	H29. 4. 1	(宗)東方之光

※1 保育所から保育所型認定こども園へ移行 (R7. 4. 1 認定)

【小規模保育事業所一覧】

令和7年4月1日現在

園名		所在地	電話	職員等	定員	認可	経営主体
民間	あたみ・パンダ の森ほいくえん	西山町 19- 6	86-5155	15	9	R4. 12. 1	(株)51Dreams' Company

【年齢別保育の実施児童数】

令和 7 年 4 月 1 日現在（単位：人）

園名		定員	入所児童数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
公立	あたみこども園	153	1	15	11	19	20	18	84
	和田木保育園	90	0	8	11	9	12	13	53
	初島保育園	20	0	0	1	1	0	0	2
民間	富士保育園	40	1	9	7	6	7	15	45
	栄光熱海中央保育園	70	5	12	12	13	10	18	70
	多賀こども園	40	2	7	7	6	3	10	35
	MOA あたみ幼児学園	24	1	3	5	7	6	5	27
	あたみ・パンダの森はいくえん	9	1	3	4				8
委託	湯河原町 2 園 伊東市 2 園		0	2	1	2	1	1	7
	計 12 園	446	11	59	59	63	59	80	331

※あたみこども園・多賀こども園・MOA あたみ幼児学園について 2・3 号認定（保育認定者）数を計上

※上記入所児童数は市外からの受託児童を含む

【保育料階層別児童数】

令和 7 年 4 月 1 日現在（単位：人）

階層	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	合計
公立	0	14	26	60	22	7	0	7	136
民間	1	12	25	59	43	12	1	23	176
計	1	26	51	119	65	19	1	30	312

※あたみこども園・多賀こども園・MOA あたみ幼児学園について 2・3 号認定（保育認定者）数を計上

※上記保育料階層別児童数は市外からの受託児童を除く

【年度別児童数等の状況】

各年度 4 月 1 日現在（単位：人）

年度区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	比率%
就学前児童数	636	614	555	505	495	100.0
1 号認定こども 保育所（特別利用保育）、幼稚園 及び認定こども園児童数	102	89	67	51	59	11.9
2・3 号認定こども 保育所、認定こども園 及び小規模保育事業所	372	372	341	312	312	63.0
認可外保育施設児童数						
在宅児童数	162	153	147	142	124	25.1

※上記年度別児童数は市外からの受託児童を除く

【年度別保育所等関係経費の推移】

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
公 立 3 園	物件費（千円）	29,503	27,459	35,071	31,687	33,931
	人件費（千円）	295,040	307,641	321,635	329,008	358,014
	計（千円）	324,543	335,100	356,706	360,695	391,945
	園児延人数（人）	2,013	2,058	2,154	1,945	1,932
	1 人当経費月額（円）	161,224	162,828	165,602	185,447	202,870
民 間 5 園	委託費（千円）	376,177	359,905	353,566	331,815	350,628
	物件費（千円）	49,945	54,691	74,131	44,881	47,187
	計（千円）	426,122	414,596	427,697	376,696	397,815
	園児延人数（人）	3,190	3,150	2,966	2,660	2,430
	1 人当経費月額（円）	133,580	131,618	144,200	141,615	163,710
委 託 分	委託費（千円）	9,848	7,423	4,682	8,676	7,745
	園児延人数（人）	153	115	117	110	106
	1 人当経費月額（円）	64,366	64,548	40,017	78,873	73,066
計	経費総額（千円）	760,513	757,119	789,085	746,067	797,505
	園児延人数（人）	5,356	5,323	5,237	4,715	4,468
	1 人当経費月額（円）	141,993	142,235	150,675	158,233	178,493

※令和 2 年 6 月まで公立保育所 3 園、民間保育所等 5 園

※令和 2 年 7 月から公立は認定こども園を含む 3 園、民間保育所等 5 園

【民間保育所等運営費収入】

(単位：千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支弁総額①	376,177	359,905	353,566	331,815	350,628
徴収金②	37,650	31,642	33,193	31,526	34,516
国庫負担金	179,960	175,617	172,233	160,230	176,592
県負担金・補助金	80,493	77,322	74,845	70,767	70,331
市負担金	78,074	75,322	73,295	69,291	69,189
参考 市保育料調定	18,048	17,533	17,016	12,940	16,848

① は、保育単価に入所児童数を乗じて得た金額等の総額

② は、世帯の状況に応じて保護者から徴収すべき額として国が定めた金額の総額

【令和 7 年度熱海市保育所等利用者負担額】

※令和 7 年度より 0 歳から 2 歳児の保育料無償化を実施

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

階層区分			利用者負担額（月額） （単位：円）	
階層	定義		3 歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0 円	0 円
2	市民税非課税世帯		0 円	0 円
3	市民税所得割課税額 48,600 円未満世帯		13,600 円 (6,800 円)	13,400 円 (6,700 円)
4	市民税所得割課税額 144,600 円 未満世帯	うち 57,700 円未満	24,000 円 (12,000 円)	23,500 円 (11,700 円)
		うち 57,700 円以上	24,000 円 (12,000 円)	23,500 円 (11,700 円)
5	市民税所得割課税額 227,100 円未満世帯		40,000 円 (20,000 円)	39,300 円 (19,600 円)
6	市民税所得割課税額 329,800 円未満世帯		50,300 円 (25,100 円)	49,400 円 (24,700 円)
7	市民税所得割課税額 397,000 円未満世帯		52,000 円 (26,000 円)	51,100 円 (25,500 円)
8	市民税所得割課税額 397,000 円以上世帯		57,200 円 (28,600 円)	56,200 円 (28,100 円)

※市民税所得割課税額が 57,700 円未満（第 2・3 階層と第 4 階層の一部（太枠内））の多子世帯は、子どもの年齢制限をなくし、最年長の児童から順に第 1 子は全額、第 2 子は半額（（ ）内の金額）、第 3 子以降は無料

※市民税所得割課税額が 57,700 円以上の多子世帯は、同一世帯から就学前児童が同時に 2 人以上 保育所等に入所している場合、第 2 子は半額（（ ）内の金額）、第 3 子以降は無料

【年間市民税額が 77,100 円以下のひとり親世帯等の保育所等利用者負担額】

階層	階層区分		利用者負担額（月額）	
			3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0 円	0 円
2	市民税非課税世帯		0 円	0 円
3	市民税所得割課税額 48,600 円未満		6,800 円	6,700 円
4	市民税所得割課税額	うち 77,100 円以下	9,000 円	9,000 円
	144,600 円未満世帯	うち 77,101 円以上	24,000 円 (12,000 円)	23,500 円 (11,700 円)

※市民税額 77,100 円以下の世帯（太枠内）は、子どもの年齢制限をなくし、第 2 階層は無料、第 3 階層及び第 4 階層の一部は、第 1 子から半額、第 2 子以降は無料

※（ ）内の金額は第 4 階層のうち市民税額が 77,101 円以上世帯の第 2 子の金額（第 3 子以降は無料）

2. 心身障害児への福祉

＜心身障害児施設入所の状況＞ 令和 7 年 4 月 1 日現在 （単位：人）

施設の種類	男	女	計
知的障害児施設	2	0	2
肢体不自由施設	0	0	0
重症心身障害児施設	0	0	0
合計	2	0	2

（児童相談所送致件数のみ）

＜在宅障害児の福祉対策＞

（1）相談指導

療育相談については、社会福祉課、健康づくり課、熱海健康福祉センター、児童相談所等が連携をし、専門機関へつなげている。

（2）心身障害児一日保育

熱海児童福祉ボランティアの会委託により、心身に障害を持つ児童の保育や健常児との交流の場を設ける等、障害児家庭の負担軽減を図る。

(3) 福祉団体育成

児童福祉関係団体（熱海手をつなぐ育成会）へ補助金を助成することにより、会の運営について円滑化を図る。

(4) その他（障がい福祉室事業）障がい福祉の頁参照

心身障害者扶養共済制度

療育事業・児童発達支援・放課後等デイサービス

補装具費支給事業

日常生活用具給付等事業

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

重症心身障害児童扶養手当支給事業

特別児童扶養手当支給事業

3. 児童の相談や養護を必要とする福祉

(1) 家庭児童相談室

【目 的】 家庭児童相談室は、専門の相談員を置き、子どものしつけ、性格、習慣、非行、学校生活、心身の障がいなど、子供をとりまくさまざまな問題について、相談・指導を行うことを目的としている。

【相談内容分類】

(単位：件)

相談種別		令和6年度
養護相談	児童虐待相談	61
	その他の相談	193
保健相談		12
障がい相談		18
ぐ犯行為等相談		11
育成相談	性格行動相談	66
	不登校相談	41
	適正相談	12
	育児しつけ相談	3
その他の相談		10
合計		427

（２）児童養護施設等の措置

【乳 児 院】 乳児院は、遺児、被虐待児、親の死亡や病気・離婚・家出等さまざまな事情で監護を受けることのできない概ね３歳未満の保護を要する乳児を入園させて養育することを目的とする施設である。

【児童養護施設】 児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援するものである。

【入所の状況】 令和７年４月１日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
児童養護施設	ひまわり園	0	0	0
	誠信少年少女の家	0	0	0
	恵明学園（児童部）	1	0	1
	岩倉学園	0	0	0
	川奈臨海学園	1	1	2
	恵明学園（乳児部）	0	0	0
	みどり園	0	0	0
合 計		2	1	3

【小規模住宅型児童養育事業】

子どもを可能な限り家庭的な環境において、養育者が２４時間３６５日子どもと生活し、安定した人間関係の下で育てることを目的とし家庭的養護が必要な子どもを支援するものである。

【入所の状況】 令和７年４月１日現在（単位：人）

施設の種類	施設名	男	女	計
小規模住宅型	La Mer	0	1	1
児童養育事業	おばあちゃんの庭	0	0	0
合 計		0	1	1

（３）里親制度

【目 的】 里親は、家庭に恵まれない児童を家庭にあずかって養育する者であって県知事が適当と認めたものをいう。里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

【現 状】 里親委託の状況

令和７年度里親委託児童 ４名

(4) 情緒障害児

【目 的】 情緒障害児とは、家庭や学校、その他での人間関係等の歪みによって感情に支障をきたし、社会適応が困難な児童をいう。これらの児童に対する福祉対策は、児童相談所における相談指導のほか児童心理治療施設における治療等を行い、その情緒障害を治すことを目的とする。

【事業概要】 児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治すことにより社会に適応させる。

【静岡県立吉原林間学園入所状況】 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男	0	0	0	0	0
女	1	1	0	0	0
計	1	1	0	0	0

(5) 要保護児童

【事業概要】 子供を取り巻く環境の大きな変化（少子化、家庭や地域の子育て機能の低下、問題の多様化、複雑化等）から生じる児童の問題行動及び保護者の諸問題について相談を受けると共に、関係機関と連携図り、子どもの健全な育成、自立に向けて支援を行う。

【要保護児童対策地域協議会】

平成20年度に児童虐待防止連絡会議から移行し新たに発足した。

地域社会や関係機関との連携により支援体制を整備し、児童虐待の防止及び早期発見と早期対応を図り、要保護児童とその家族を支援することを目的とする。

【児童自立支援施設】（静岡県立「三方原学園」・神奈川県立「おおいそ学園」）

児童自立支援施設は、反社会行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

【入所の状況】 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男	0	0	1	1	0
女	0	0	0	0	0
計	0	0	1	1	0

【九 者 会】 児童の非行問題等について、熱海市不登校児等対策連絡協議会の関係機関による情報交換を行い、今後の対応や各機関の役割分担などを協議する。

（６）親子ふれあい教室

- 【目 的】 こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。
- 【目 標】 ① 集団遊びを通して幼児の発達を促すことができる。
 ② 親子で参加することによって、幼児との関わり方を学ぶことができる。
 ③ 子育て意欲が向上することで、幼児の発達を促す。
 ④ 経験不足からくる育児不安や、親のストレスを軽減することで、虐待を未然に防ぐ。
- 【対 象】 ① 発達に問題があると思われる幼児とその親
 ② 家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
 ③ 親子関係の改善が必要と思われる幼児とその親
- 【実施施設】 いきいきプラザ 2 階集検ホール、その他
 毎月第 3 水曜日 午前 9 時～ 12 時
- 【スタッフ】 社会福祉課、健康づくり課、在宅保育士、臨床心理士、主任児童委員、地域生活支援センター（いぶき）

ふれあい教室参加状況（実人数）

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加児数	18	14	15	22	13

4. 児童遊園

- 【目 的】 児童厚生施設としての児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

【実施施設】

施設名	所在地	設置年月	設備
ひばりヶ丘児童遊園	熱海 1886	昭和 38 年 4 月	広場、遊具

- 【根拠法令等】 児童福祉法 昭和 22 年法律第 164 号

5. 放課後児童健全育成事業

- 【目 的】 昼間保護者のいない家庭の小学校児童（放課後児童）に対し育成・指導、遊びによる発達の助長などに係るサービスを行い、児童の健全育成を図る。
- 【活動内容】 ① 健康管理、安全の確保、情緒の安定。
 ② 遊びの活動への意欲と態度の形成、自主性・社会性・創造性の向上。
 ③ 児童の遊びの活動状況把握と家庭への連絡。

【実施場所等】

令和 7 年 4 月 1 日現在

放課後児童クラブ名	校区	実施場所	会費(月額)	支援員数	事業開始
エンゼルクラブ	第一小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円～	9 人	H10.4
第二小学校区 放課後児童クラブ	第二小学校区	学校敷地内専用施設	4,000 円～	8 人	H10.4
多賀っ子クラブ	多賀小学校区	小学校余裕教室等	4,000 円～	11 人	H12.4
なぎの木クラブ	伊豆山小学校区	余裕教室以外の 学校施設	4,000 円～	10 人	H24.1
泉みつわクラブ	泉小学校区	自治体所有の施設 (学校敷地内)	4,000 円～	8 人	H28.4
桃山小学校区 放課後児童クラブ	桃山小学校区	余裕教室以外の 学校施設	4,000 円～	5 人	R6.4

※日曜日・祝祭日・学校行事日以外に実施、長期休暇（春・夏・冬休み）は一部実施

※支援員数は、補助員も含む

※桃山小学校区放課後児童クラブは保育室整備のため令和 6 年 4 月～夏休み終了まで
第二小学校区と合同で実施

【対象児童及び状況】 主として小学校 1 年生～ 6 年生の放課後児童

令和 7 年 4 月 1 日現在（単位：人）

放課後児童クラブ名	1 年生	2 年生	3 年生	4～6 年生	計
エンゼルクラブ（第一小）	19	19	19	45	102
第二小学校区放課後児童 クラブ（第二小）	11	9	8	14	42
多賀っ子クラブ（多賀小）	17	21	15	12	65
なぎの木クラブ（伊豆山小）	4	4	2	9	19
泉みつわクラブ（泉小）	0	2	5	8	15
桃山小学校区放課後児童 クラブ（桃山小）	3	4	2	0	9
計	54	59	51	88	252

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号

6. ひとり親家庭への福祉

(1) 母子父子福祉資金の貸付

【目 的】 配偶者のない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため。

【実施主体】 県・国 （市は書類の経由機関）

【貸付対象】 ① 母子家庭の母又は父子家庭の父
② 父母のない児童又はこれに準ずる児童
③ 母子・父子福祉団体

【貸付資金の種類等】 資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】 貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【母子父子福祉資金貸付状況】 (単位：千円)

年度 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	4	1,810	7	14,808	5	16,200	3	8,808	4	6,097
就学支度資金	3	5,640	7	2,970	5	2,590	5	2,390	4	1,462
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	7,450	14	17,778	10	18,790	8	11,198	8	7,559

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和39年法律第129号

(2) 寡婦福祉資金の貸付

【目 的】 寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため。

【実施主体】 県・国 （市は書類の経由機関）

【貸付対象】 ① 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）
② 40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外のもの
③ 母子福祉団体

【母子福祉資金貸付との関係】

寡婦が母子福祉資金の貸付を受けることができない場合は、寡婦福祉資金

から同一の理由による同種の資金の貸付を受けられない。

【貸付資金の種類等】

資金の種類、貸付限度額等は別紙のとおり。

【借受け手続き等】

貸付は県。借受け、増額、減額及び支払猶予等の申請又は住所変更等届出は、市福祉事務所を経由して県知事に提出する。

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和39年法律第129号

【母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要】

※平成26年10月1日から父子家庭も貸付対象となっています。

(令和7年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度 (施行令)	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	利率	違約金
事業開始資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦 ③母子・父子福祉団体	個人 3,580,000 円 団体 5,370,000 円	1 年間	据置期間経過後 7 年以内	【連帯保証人無 年 1.0 %】 【連帯保証人有 無利子】	延滞元利金に付き 3.0 %
事業継続資金	同上	1 回につき 1,790,000 円	6 ヶ月	据置期間経過後 7 年以内		
修学資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	高校、専修学校（高等課程） 月額 27,000 円～52,500 円 大学、短大、高等専門、専修学校（専門課程） 月額 31,500 円～146,000 円 大学院 月額 132,000 円～183,000 円 専修学校（一般課程） 月額 54,000 円	卒業後 6 ヶ月	据置期間経過後 20 年以内 専修学校 （一般課程）5 年 以内	無利子	
技能習得資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	月額 68,000 円 特別（自動車運転免許取得） の場合 460,000 円 特別（その他）の場合 816,000 円	習得期 間満了 後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	【連帯保証人無 年 1.0 %】 【連帯保証人有 無利子】	
修業資金	扶養している子が事業を開始又は、就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000 円 特別（自動車運転免許取得） の場合 460,000 円	習得期 間満了 後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	無利子	
就職支度資金	①母子家庭の母又は、子 ②父子家庭の父又は、子 ③父母のいない子 ④寡婦	1 回につき 110,000 円 通勤自動車購入の場合 1 回につき 340,000 円	貸付の 日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	【連帯保証人無 年 1.0 %】 【連帯保証人有 無利子】	

【母子家庭・父子家庭・寡婦貸付資金の概要】

(令和7年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付資金の限度 (施行令)	据置期間	償還期限	利率	違約金
医療介護資金	①母子家庭の母又は、子 ②父子家庭の父又は、子 ③寡婦	医療の場合 340,000 円 (特別の場合 480,000 円) 介護の場合 500,000 円	医療満了後 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	【連帯保証人無 年 1.0 %】 【連帯保証人有 無利子】	延滞元利金に付き 3.0 %
生活資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	知識・技能習得期間 月額 141,000 円 医療・介護を受けている期間 失業貸付期間 生活安定貸付期間 月額 114,000 円 養育費取得のための裁判費用一括 一括 1,368,000 円	期間が満了後 6 ヶ月、裁判費用は貸付後 6 ヶ月	知識技能習得 20 年以内、医療・介護を受ける若しくは失業貸付期間満了後 5 年以内 生活安定後 8 年以内		
住宅資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (特別 2,000,000 円)	貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 7 年以内		
転宅資金	①母子家庭の母又は、父子家庭の父 ②寡婦	1 回につき 260,000 円	貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 3 年以内		
就学支度資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②父母のいない子 ③寡婦が扶養している子	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 高校以上は、校種別、公私立別、通学条件により異なります。 150,000 円～590,000 円	修学終了後 6 ヶ月又は修業を終了後 6 ヶ月	修学 据置期間経過後 20 年以内 修業 据置期間経過後 5 年以内	無利子	
結婚資金	①母子家庭の子又は、父子家庭の子 ②寡婦が扶養している子	330,000 円 (婚姻する子 1 人につき)	6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	【連帯保証人無 年 1.0 %】 【連帯保証人有 無利子】	

(3) 児童扶養手当の支給

【目的】 この手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

※児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行により、平成22年8月1日から父子家庭の父も支給対象と改正。

【実施主体】 国・市（手当の認定等の事務及び、申請等の窓口は市）

【費用負担】 国 1／3・市 2／3

【支給要件】 この手当は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいをもつ場合は20歳未満）を扶養している母又は父および養育者に対し支給する。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令別表に定める程度の重い障がいの状態にいる児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母がDV防止法による保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

【支給制限】 この手当は、次のいずれかに該当する場合は支給されない。

- ① 児童が次のいずれかに該当するとき
 - ア 日本国内に住所を有しないとき
 - イ 父又は母の死亡について労働基準法による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、次に該当する場合で当該給付事由発生の日から6年を経過していないとき
 - 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の監護を受けている場合
 - 父又は母の死亡に伴う給付を受けている者の養育を受けている場合
 - ウ 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき
 - エ 父又は母と生計を同じくしているとき（ただし、その父又は母が〈支給要件〉の③に掲げる程度の障がいの状態にあるときは、支給される。）
 - オ 父又は母の配偶者（〈支給要件〉の③に掲げる程度の障がいの状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき
- ② 受給者（母又は父および養育者）が日本国内に住所を有しないとき
- ③ 母若しくは父および養育者又はその配偶者若しくは扶養義務者（民法第877条第1項の者）の前年度の所得が別表（所得限度額表）に示

す額以上であるときは、その年の１１月から翌年１０月まで支給しない。

【令和７年度予算額】 １２３，０９７千円

【手当額】 令和７年４月より

		改正前（～令和７年３月）	改正後（令和７年４月～）
本体額	全部支給	45,500 円	46,690 円
	一部支給	45,490 円～10,740 円	46,680 円～11,010 円
第２子加算額	全部支給	10,750 円	11,030 円
	一部支給	10,740 円～5,380 円	11,020 円～5,520 円
第３子以降 加算額	全部支給	6,450 円	
	一部支給	6,440 円～3,230 円	

※第２子加算額は令和６年１１月以降、第２子以降加算額とする。

【手当の支給】 手当は奇数月にそれぞれ前月までの分を支払う。

【児童扶養手当受給者の状況】 毎年１２月３１日現在 （単位：人）

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
受給者数	224	211	199	166	162
全部支給停止	34	31	32	38	34
受給権者数	258	242	231	204	196

【令和６年受給権者事由別分類】 （単位：人）

受給者計	離婚	未婚の母	遺棄	死別	父又は母 の障がい	その他
162	143	18	0	0	1	0

【参考：児童扶養手当所得制限限度額表】 令和６年度(令和５年分) 所得額（単位：円）

区 分 扶養人数	請 求 者（本人）		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
０人	690,000	2,080,000	2,360,000
１人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
２人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
３人以上	以降１人につき 380,000 円加算	以降１人につき 380,000 円加算	以降１人につき 380,000 円加算

限度額に加算されるもの

- ①請求者本人・・・老人扶養親族がある場合は10万円／人、特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある場合は15万円／人
- ②扶養義務者等・・・老人扶養親族がある場合は6万円／人（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く）

※所得とは、給与等の所得のほかに母又は児童が受けとった養育費の8割分も含まれる。

（４）ひとり親家庭等医療費の助成

【目 的】 ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し福祉の増進を図る。

昭和55年4月1日から県の補助事業として実施。

【補 助 率】 県 1／2

【助成対象者】 ①配偶者のない女子で、20歳未満の児童を扶養しているもの
（母子家庭）

②配偶者のない男子（死亡、離婚等）で、20歳未満の児童を扶養しているもの（父子家庭）

③父母のない児童で現に扶養されている20歳未満の児童

【助成の要件】 医療費（保健診療による自己負担額）の助成を受けられる者は、扶養している又は生計を同じくする者の前年の所得に所得税が課せられていないこと。（所得制限）

【令和7年度予算額】 6,424千円

【助成の状況】 (単位：人、件、千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成対象者数	302	311	294	204	220
自動償還払 受診者数（延）	1,346	1,415	1,459	1,258	1,052
受診件数（延）	1,555	1,567	1,579	1,351	1,127
金額	4,972	4,767	4,748	4,569	3,723

【根拠法令等】 熱海市ひとり親家庭等医療費助成要綱 昭和55年告示第15号

（５）母子生活支援施設入所措置

【目 的】 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

【入所実績】

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
世帯	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 児童福祉法 昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号

熱海市児童福祉法施行細則 平成 2 0 年規則第 3 号

(6) 交通遺児見舞金等の支給

【目 的】 交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残された交通遺児（18歳未満の者）を扶養する保護者に見舞金等を支給することにより、遺児の健全育成と福祉の増進を図る。

【実施主体】 単独事業 （寄附金収入による）

【開始年度】 昭和53年12月より実施

【根拠法令等】 昭和62年3月支給要綱制定

【支給の種類及び金額等】

区分	支給額	支給月	支給対象者
交通遺児見舞金	年額 30,000 円	12月	市内在住の18歳未満の児童の保護者（市内在住者）
入学支度金	年額 30,000 円	3月	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ入学するもの
修学金	月額 5,000 円	9月及び3月にそれぞれ当月分まで支給	見舞金の支給を受けている児童で、小・中・高・高専・専修学校へ在学するもの
就職支度金	年額 50,000 円	中学校卒業年の3月	見舞金の支給を受けている児童で、高等学校へ進学しないもの

【令和7年度予算額】 92千円

【支給の状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数（件）	0	0	0	0	0
見舞金（件）	0	0	0	0	0
入学支度金（件）	0	0	0	0	0
修学金（件×月数）	0件×12月	0件×12月	0件×12月	0件×12月	0件×12月
就職支度金（件）	0	0	0	0	0
合計支給金額（千円）	0	0	0	0	0

【根拠法令等】 熱海市交通遺児見舞金等支給要綱 昭和62年告示第5号

交通遺児福祉事業基金条例 平成元年条例第4号

(7) 母子家庭等自立支援給付金

【目 的】 母子家庭の母又は父子家庭の父（20歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準未満の者が対象）が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で6ヶ月以上修業する場合等に、給付金を最大4年支給し、母子家庭の母又は父子家庭父の経済的自立を支援することを目的とする。

【令和7年度予算額】 2, 536千円

【給付の種類及び金額等】

名称	支給額（円）	支給要件
熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	対象講座の受講料の60%相当額 （上限20万円・下限12千円） 看護師等の専門資格を目指す講座を受講する者については、上限160万円（40万円×修学年数） 一部の対象講座については、終了した翌日から起算して1年以内に対象講座に係る資格を取得し、及び就職等をした場合、対象講座の受講料の85%相当額 （60万円×修学年数、上限240万円）	経済的自立のため指定の対象講座を受講後に支払った受講料の60%（条件により85%）を給付する。
熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	平成25年4月以降入学者 市民税非課税者 月額 100,000 円 （修学期間の最後の1年間は月額140,000円） 上記以外の者 月額 7万500円 （修行期間の最後の1年間は月額110,500円） 修了支援給付金 市民税非課税者 5万円 上記以外の者 2万5千円	就職に有利な資格（看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、調理師等）取得を目的に6ヶ月以上養成機関で修業した場合に支給する。

【根拠法令等】 熱海市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

平成17年告示第10号

熱海市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成17年告示第11号

【給付実績】 自立支援教育訓練給付金事業 （単位：件、人、円）

年度	申請件数	支給実人数	支給金額
令和 5 年度	0	0	0
令和 6 年度	1	1	200,000

【給付実績】 高等職業訓練促進給付金等事業 （単位：件、人、円）

年度	申請件数	支給実人数	支給金額
令和 5 年度	4	3	3,303,500
令和 6 年度	2	1	330,000

（８）ひとり親家庭等就学支援事業費助成金

【目 的】 ひとり親家庭等における児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図るため、小学校入学時にランドセル等の購入費用の一部を助成するもの。

【補助率】 県 1 / 2

【根拠法令等】 平成 2 7 年 6 月 支給要綱制定

【給付実績】 （単位：件、円）

年度	件数	金額
令和 5 年度	10	300,000
令和 6 年度	7	194,960

（９）放課後児童クラブ利用者負担軽減事業

【目 的】 ひとり親家庭等に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を、児童一人につき一ヶ月あたり 5, 0 0 0 円を限度として助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図った。

【補助率】 県 1 / 2

【根拠法令等】 平成 2 8 年 3 月 支給要綱制定

【給付実績】 （単位：件、円）

年度	件数	金額
令和 5 年度	28	1,353,000
令和 6 年度	32	1,631,500

7. 子育て家庭への福祉

(1) 地域子育て支援センター（重層的支援体制整備事業として実施）

【目 的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

【事業の概要】 ① 相談事業

ア 電話相談 午前10時～午後3時

イ 来園相談 午前10時～午後3時

ウ 家庭訪問 必要に応じて実施

② 園庭開放 （夏期はプールあそびや水あそび実施）

③ サークル支援活動

市内の子育てサークルの相談や行事に協力、交流

④ 保育園児といっしょに各テーマによるあそび実施

⑤ その他

ア 保育園の行事に参加（運動会、クリスマス会、ブラッシング教室）

イ 簡単な献立やおやつのレシピ、育児やあそびに関する情報提供

ウ 主任児童委員、各支援センター間の連携

【実施場所等】

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
実施施設	社会福祉法人 栄光会 栄光熱海中央保育園	社会福祉法人 景徳会 多賀こども園
開設年月日	平成26年4月1日	平成9年4月1日
所在地	熱海市上宿町4-19	熱海市上多賀934-16
電話番号	0557-48-7360	0557-67-3741
開所日	月～金曜日	月～土曜日

【実施状況等】

令和6年度

区分	熱海子育て支援センター	南熱海子育て支援センター
開放日数（日）	242	293
利用延人数（人）	1,485	540
相談件数（件）	201	13
サークル支援（回）	0	0

(2) 親子ふれあいサロン（重層的支援体制整備事業として実施）

【目 的】 次世代を担う児童の健全な育成を図り家庭における子育てを支援するため児童及びその保護者同士の交流の場を設け、一時預かり保育や育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等を行うものである。

【事業の概要】 ① ふれあいサロン

親子で一緒に楽しく遊べるスペースを提供（土、日休館）

利用時間 午前9時30分～午後4時30分（平日）

午前9時30分～午後4時00分（祝日）

② 子育て相談

育児や食事のことなどさまざまな相談受付

受付時間 午前9時30分～午後4時30分（平日）

午前9時30分～午後4時00分（祝日）

③ 一時預かり保育

買い物・美容院などのリフレッシュや、通院・参観会など保護者の用事の際の一時預かり。

対象児童 生後8カ月から5歳未満児

利用料金 1時間500円 一日3時間まで利用可、要予約

利用時間 午前9時30分～午後4時30分（平日）

午前9時30分～午後3時30分（祝日）

④ 毎月1回子育て及び子育て支援に関する講習会等を開催

【実施施設等】

名称	熱海市親子ふれあいサロン
開設年月日	平成16年7月22日
所在地	熱海市中央町1-26
電話番号	0557-86-6311

【実施状況等】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふれあい サロン	保護者（人）	702	643	671	1,327	1,566
	児童（人）	979	826	809	1,413	1,719
	合計（人）	1,681	1,469	1,480	2,740	3,285
一時預かり保育（人）		71	15	21	82	84
電話相談（件）		0	2	2	3	5
来所相談（件）		1	20	28	119	111

(3) ファミリーサポートセンター

【目 的】 仕事と育児に関する援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行う。

【事業の概要】 育児のお手伝いをしたい「まかせて会員」と育児のお手伝いをしてほしい「おねがい会員」が育児の援助活動を行う。

報酬	区分		金額
	平日（昼間）	1時間当たり	600円
	早朝・夜間	1時間当たり	700円
	土・日・祝日	1時間当たり	700円

【実施状況等】

令和6年度

内容	件数（件）
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	2
保育施設までの送迎	0
放課後児童クラブ終了後のお迎え	0
保育所・学校等お休み時の援助	0
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	1
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	16
買い物等外出の際の子どもの預かり	3
保護者の病気、急用等の場合の送迎及び預かり	1
保護者のリフレッシュの際の預かり	0
その他	2
合 計	25

第 6 章

その他の福祉

第6章 その他の福祉

1. 災害救助

(1) 災害救助法

【目 的】 災害に見舞われた方の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行う。

【実施主体】 県知事

【災害救助法の適用基準】

災害救助法は、市町の区域を単位とし、同一の災害により、次の各号のいずれかに該当する災害について県知事が当該市町について適用する。

① 1号適用（令第1条第1項第1号）

県内の市町の滅失世帯数が災害救助法施行令第1条第1項第1号適用の基準に達したとき。（熱海市：適用基準世帯数60）

② 2号適用（令第1条第1項第2号）

被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ、当該市町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき。

③ 3号適用（令第1条第1項第3号）

ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

「特別の事情」とは次の2つの場合

（1）食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合。

（2）被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

④ 4号適用（令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

ア 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合。

イ 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用基準】

市町人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000～ 14,999 人	40 世帯
5,000～ 29,999 人	50 世帯
30,000～ 49,999 人	60 世帯
50,000～ 99,999 人	80 世帯
100,000～ 299,999 人	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

(注) 被災世帯(住宅滅失)数には、全壊、全焼、流失の数を計上するほか、半壊、半焼を 1/2、床上浸水を 1/3 に換算した数を加える。

【救助の種類】

- ① 避難所の設置、応急仮設住宅の供与
- ② 食品、飲料水の給与、供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療、助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 障害物の除去
- ⑪ 輸送費及び賃金職員等雇上費
- ⑫ 実費弁償

【根拠法令等】 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金

【目 的】

①災害弔慰金

政令で定める自然災害により死亡（行方不明）した方の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の弔慰を図る。

②災害障害見舞金

政令で定める自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた方に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障がい者の救済を図る。

【内 容】

①適用基準（次のいずれかの場合であること。）

- ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 つ以上ある場合の災害

②弔慰金等の額

種類	対象者	金額
災 害 弔 慰 金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	500 万円
	その他の場合	250 万円
災害障害見舞金	障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
	その他の場合	125 万円

【支給される遺族の範囲】

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

【実施主体】 熱海市（国→県→市）

※市町は条例により支給し、国と県が補助をする。

【補 助 率】 国 2 / 4 県 1 / 4 市 1 / 4

【根拠法令等】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令 静岡県災害弔慰金等補助金交付要綱 熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

(3) 災害援護資金貸付金

【目 的】 災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

【内 容】

①適用基準

県内において災害救助法が適用された市町が1箇所以上あること。

(但し所得制限あり)

②貸付金の償還期間

10年(据置期間はそのうち3年、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合については5年)

③貸付金の利率

- ・保証人を立てる場合 無利子
- ・保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は1.5%
(延滞の場合を除く)

④貸付金の限度額

(1)療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2)世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(注1) (1)のウ又は(2)のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残在部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

【実施主体】 熱海市

【費用負担】 国：2/3 県：1/3

【根拠法令等】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱
熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例

（４）被災者生活再建支援制度

【目 的】 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【内 容】

①対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ １０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ １００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイに規定する災害が発生した都道府県内の他の市町村（人口１０万人未満に限る）において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- オ アからウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ ア若しくはイの市町を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、
 - ５世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口１０万未満に限る）
 - ２世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

②支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③支給金額 ※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度 に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)		計
全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
解体世帯		補修	100 万円	200 万円
長期避難世帯		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

【実施主体】 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)

【費用負担】 国: 1/2 支援法人: 1/2

【適用実績】 平成16年台風第22号災害(全県適用)

令和3年7月伊豆山土石流災害

【根拠法令等】 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)

被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)

(5) 被災者自立生活再建支援事業

【目的】 自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、県が補助金を交付して、生活の再建を支援する。

【内容】

①対象世帯となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に該当しないもの。

②支給対象世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯(解体世帯)
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

帯（大規模半壊世帯）

- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

③支給金額 ※被災時の世帯人員が一人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度 に応じて支給)	加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)		計
全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
解体世帯		補修	100 万円	200 万円
長期避難世帯		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

【実施主体】 県

【負担割合】 県：10/10

【根拠法令等】 静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条
静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱
（平成11年告示第914号）

（6）熱海市災害見舞金の支給

【目的】 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により、熱海市内において被害を受けた市民の援護を目的とする。

【実施主体】 熱海市（市単独事業）

【見舞金の額】

区分			金額
全壊・全焼	全滅失・全流失	1世帯	100,000円
半壊・半焼	半部滅失・半部流失	1世帯	60,000円
一部破損		1世帯	30,000円
床上浸水		1世帯	30,000円
消火作業による水損	1/2以上	1世帯	30,000円
	1/2未満	1世帯	15,000円

負傷者（ただし、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	1人	30,000円
死亡者	1人	300,000円
その他市長が特に必要と認める者	1世帯	10,000円

【支給の状況】

（単位：件、千円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	5	4	0	5	2
金額	290	400	0	320	160

【根拠法令等】 熱海市災害見舞金支給要綱（昭和49年告示第31号）

2. 令和3年7月伊豆山土石流災害に係る災害救助

（1）災害救助法の適用

【適用日】 令和3年7月3日（土）

【適用基準】 4号

（2）災害弔慰金・災害見舞金の実績

支給状況

（単位：件、円）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害弔慰金	支給件数	21	0	0	0
	支給金額	62,500,000	0	0	0
災害見舞金	支給件数	0	0	0	0
	支給金額	0	0	0	0

（3）災害援護資金貸付金の実績

災害援護資金の貸付状況

（単位：件、円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸付件数	1	0	0	0
貸付金額	1,500,000	0	0	0

（4）被災者生活再建支援制度の実績

①被災者生活再建支援法の適用

【適用日】 令和3年7月9日（金）

②被災者生活再建支援金

申請受付件数

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎支援金 受付件数	132	5	0	0
加算支援金 受付件数	12	7	45	7

(5) 被災者の生活再建支援に係る補助金の実績

補助の状況

(単位：件、円)

区 分		令和5年度	令和6年度
民間住宅等家賃補助金	件数	64	18
	金額	26,066,812	11,528,653
転居費用補助金 (うち上乗せ支援)	件数	85(12)	19(4)
	金額	33,150,000 (11,250,000)	8,200,000 (3,250,000)
住宅再建利子補給金	件数	3	1
	金額	1,176,000	1,599,000
被災住宅等解体費用補助金	件数	2	0
	金額	3,410,000	0

3. 日本赤十字社（熱海市地区）

(1) 日本赤十字社熱海市地区事業

【事業概要】 日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に社員の募集、講習会（救急法、健康生活支援講習、水上安全法、幼児安全法、減災セミナー）の開催、災害救助活動、血液事業等を行うほか赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

①日本赤十字社の会員

日本赤十字社の会員は、人種、国籍、信条、性別等の差別なく、だれでも加入でき、権利や義務もみな平等となっている。

日本赤十字社の財政としては、会費を主たる財源とし、毎年一定の会費を納める会員等の支援者及会員の拡充が赤十字活動の発展につながる為、赤十字熱海市地区は、町内会や赤十字奉仕団の協力により、各家庭や会社等において会費を納めていただく事業を行っている。

②会員募集の推移

(単位：千円、%)

区 分	会費（社費）＊		寄 付 金		合 計
	個人	法人	個人	法人	
令和２年度	290	0	1,847	0	2,137
令和３年度	2,168	24	0	0	2,192
令和４年度	2,352	89	0	0	2,441
令和５年度	1,905	85	0	0	1,990
令和６年度	1,701	76	0	0	1,777

③日本赤十字社に対してなされる寄付金に適用される税法上の優遇措置

(要旨) 日本赤十字社に寄せられる高額な寄付金は、個人関係は、特定寄付金、指定寄付金又は相続財産寄付金扱いとし、法人関係は、指定寄付金又は、特定公益増進法人に対する寄付金とし、税制上の優遇措置（免税）が認められる。

○個人として寄付を拠出された場合

区 分	特定寄付金（所得税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉	指定寄付金（住民税） 〈所得税法第78条第2項第3号〉 〈地方税法施行令第7条の17〉	相続税の非課税 〈租税特別措置法第70条〉
内 容	日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当される。	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で総務大臣の指定を受けた事業に充当される。	相続または遺贈により取得された財産からの日本赤十字社に対する寄付金で日本赤十字社の事業全般に充当される。

○法人として寄付を拠出された場合

区 分	指定寄付金(法人税) 〈法人税法第37条第3項第2号〉 〈財務省告示に基づく指定寄付金〉	特定公益増進法人に対する寄付金 〈法人税法第37条第4項〉
内 容	日本赤十字社各都道府県支部に対する寄付金で財務大臣の指定を受けた事業に充当される。	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業全般に充当される。

④ 表彰制度

多額の活動資金を納めた方や、赤十字業務について特別の功労があった方は、日本赤十字社より表彰がうけられる。

(2) 講習会の開催

【事業概要】 赤十字社の行う、地域赤十字奉仕団を対象とした研修や、各種講習の申込等の手続きを行っている。

①赤十字奉仕団に対しての研修

基礎研修・ボランティア・リーダーシップ研修・炊き出しリーダー養成講習

②講習の種類

救急法・水上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法・避難生活での自助共助

(3) 災害救護品の交付

【事業概要】 火災、風水害及び地震等災害により被災した居住者に対して、災害救助品および弔慰金の交付を行う。

①品名

毛布・タオルセット・救急セット・圧縮下着セット・安眠セット・使い捨て下着・プライバシーテント

②弔慰金

(4) 献血事業

【事業概要】 昭和41年献血推進協議会が発足して、献血互助会と協力、市内事業所、個人への献血要請、ポスター掲示など事業の推進に努めている。

【献血の状況】

区 分	献血目標 (人)	献血実績 (人)	達成率 (%)	回数 (回)	200cc (人)	400cc (人)
平成30年度	380	198	52.1	5	2	196
令和元年度	230	157	68.3	4	5	152
令和2年度	240	182	75.8	4	3	179
令和3年度	260	239	91.9	5	5	234
令和4年度	265	279	105.3	6	7	272
令和5年度	255	279	109.4	6	22	257
令和6年度	280	283	101.0	6	6	277

4. 戦没者遺族等の援護

【事業概要】 戦没者の遺族、戦傷病者等戦争犠牲者の援護については、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づき進達事務等を実施している。

毎年のように法律の改正があり、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置が取られ、対象給付者の高齢化等に伴い処遇改善の施策は重要な役割をもっている。

【熱海市の戦没者合同追悼式】

戦没者の霊を慰めるため、平成9年より熱海梅園内やすらぎの塔前にて追悼式を行っている。

戦没者数 1, 0 2 6 柱

遺族会員数 5 9 名

【法律による援護一覧】

1. 戦没者遺族相談員
2. 戦傷病者戦没者遺族等の援護
3. 戦没者等の妻に対する特別給付金
4. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
5. 戦没者等の父母等に対する特別給付金
6. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
7. 戦傷病者の援護
8. 未帰還者留守家族等の援護
9. 未帰還者に関する特別措置
10. 引揚者給付金等
11. 引揚者等に対する特別交付金
12. 軍人恩給
13. 特別給付金国債等の買い上げ
14. 特別給付金国債等の担保貸付
15. 中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者等の援護

5. 民生委員児童委員活動

【事業の概要】 民生委員児童委員（主任児童委員）は担当区域において地域住民の生活状態や福祉のニーズを把握し、相談や助言を行うと共に市民と関係機関とのパイプ役としてまた行政のパートナーとしての地域福祉活動の推進につとめることを職務とし、本市福祉行政の推進役としての大きな役割を果たしている。

（委嘱） 厚生労働大臣

（任期） 3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日）

【活動状況】 令和6年度

内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数	
在宅福祉	99	高齢者に関すること	1,326
介護保険	62	障がい者に関すること	70
健康・保健医療	87	子どもに関すること	177
子育て・母子保健	18	その他	226
子どもの地域生活	67		
子どもの教育・学校生活	70		
生活費	68		
年金・保険	4		
仕事	26		
家族関係	47		
住居	88		
生活環境	125		
日常的な支援	664		
その他	374		
計	1,799	計	1,799

その他の活動件数	調査・実態把握	291件
	行事・会議等の参加協力	1,391件
	地域福祉活動・自主活動	1,918件
	民児協運営・研修	2,220件
	証明事務	134件
	要保護児童の発見の通告・仲介	9件
活動日数		10,790日
訪問回数		5,255回

- ◎ 熱海市要保護児童対策地域協議会 年3回（主任児童委員参加）
- ◎ 熱海市不登校児等対策連絡協議会（九者会） 隔月4回（主任児童委員参加）
- ◎ 不登校児ケース研究会・親子ふれあい教室・ぴよぴよ教室（主任児童委員参加）

【熱海市民生委員児童委員協議会】

民生委員児童委員の資質の向上のための研修の開催、情報の交換及び関係機関、地区民児協との連絡調整など組織的な運営を図り、地域社会における福祉の向上をめざして自主的な行動を行っている。

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 1. 役員 | 会長 1名 | 副会長 3名 | 理事 9名 |
| | 会計 1名 | 監事 2名 | |
| 2. 会議 | 理事会 毎月1回 | 会長会 年2回 | |
| | 全員協議会 年4回 | 研修会 年1回 | |
| | 専門部会 年2回 | | |
| 3. 専門部会 | ・高齢者福祉部会 | ・障害児者福祉部会 | ・地域福祉部会 |
| | ・児童福祉部会 | ・主任児童委員部会 | |

【熱海市法定地区民生委員児童委員協議会】

平成9年4月1日、熱海市内を4地区に分割、自らの活動拠点をおくことにより、自主的、組織的な運営を図り、地域に密着した民生委員児童委員活動を充実させている。

- | | | | |
|-------------------------------|-------|--------------|---------|
| 1. 役員 | 会長 1名 | 副会長 1名 | 専門部長 4名 |
| | 会計 1名 | 監事 2名 | |
| 2. 地区民生委員児童委員数（主任児童委員各地区2名含む） | | | |
| ・第1地区民生委員児童委員協議会 | 32名 | （男12名・女20名） | |
| （泉・伊豆山・初島・市内東部地区） | | | |
| ・第2地区民生委員児童委員協議会 | 31名 | （男16名・女15名） | |
| （市内中央地区） | | | |
| ・第3地区民生委員児童委員協議会 | 29名 | （男20名・女9名） | |
| （市内西部地区） | | | |
| ・第4地区民生委員児童委員協議会 | 36名 | （男15名・女21名） | |
| （多賀・網代地区） | | | |
| 合 計 | 128名 | （男63名・女65名） | |
| | | （令和7年4月1日現在） | |

6. 地域福祉基金の整備状況

【目 的】 熱海市地域福祉基金は、地域における在宅福祉活動を推進するとともに、社会福祉事業の充実を図ることを目的に設置されたものである。

今後、在宅福祉活動の展開をはかるため、さらにこの基金積立の充実が必要となり、市民の健康の保持増進に努めることになる。

○福祉基金の実績

(単位：円、件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
寄付金	41,000	0	25,000,000	11,456,688	10,200,000
件 数	1	0	3	3	2
利 子	0	15,389	6,879	9,439	39,581
取崩し	0	0	0	0	5,000,000
年度末 残 高	29,663,530	29,678,919	54,685,798	66,151,925	71,391,506

7. 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）

【目 的】 重層的支援体制の整備のために必要な連携体制の構築を図るとともに、支援が必要であるが支援が届いていない人については、支援する側から積極的に働きかけ支援につなげることを目的とする。あわせて、既存の制度では社会参加をすることが難しい人についての参加の場づくりや定着支援を行う。

【開始年度】 令和 5 年度

(令和 3 年度、令和 4 年度については、本事業への移行準備事業として実施。)

【行政実績】

(単位：件、円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
決算額	10,800,000	10,520,000	10,829,000	11,148,538

相談受付 件数	多機関協働事業	2	9	8	5
	アウトリーチ等事業	1	4	5	3
	参加支援事業	0	0	1	2

【実施主体】 熱海市

【業務委託先】 熱海市社会福祉協議会

【費用負担】 多機関協働事業等 国 1 / 2、県 1 / 4、熱海市 1 / 4
(令和 3 年度、令和 4 年度は、国 3 / 4、熱海市 1 / 4)

【根拠法令等】 社会福祉法（昭和 2 6 年 3 月 2 9 日法律第 4 5 号）

8. 重層的支援体制整備事業として実施している事業一覧（再掲）

【目 的】 重層的支援体制整備は、次に掲げる事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備することを目的として実施している。

分野等	事業内容	掲載頁
生活保護	自立相談支援事業	39
生活保護	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	39
障がい福祉	地域活動支援センター等事業（一部）	62, 63
児童福祉	地域子育て支援センター	102
児童福祉	親子ふれあいサロン	103
その他の福祉	重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）	119
介護保険	地域介護予防活動支援事業	123, 129
介護保険	高齢者相談センター（地域包括支援センター）	123, 129
介護保険	生活支援体制整備事業	123, 129
健 康	母子健康包括支援センター「すくすく」事業	151

第 7 章

介護保険

第7章 介護保険

1. 介護保険制度

(1) 介護保険制度の概要

① 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者等を社会全体の仕組みで支える公的制度である。運営主体（保険者）は市区町村となる。

財源は、65歳以上の第1号被保険者、及び40歳から64歳までの第2号被保険者が納める保険料、並びに国、県及び市の負担金等で確保している。

介護サービスの提供については、提供主体として積極的に民間事業者が関わっているため、高齢者等のニーズに合わせた幅広いサービス提供を可能としている。

また、現在の介護保険制度は、介護分野のみならず、医療、生活支援及び住まいの支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を柱とする高齢者等の支援体制の中で展開され、高齢者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことを主眼に置き、運営主体（保険者）とその地域を中心に包括的に運営されている。

② 介護サービスの変革

平成12年度に創設された介護保険制度は、介護保険法の規定により、現在の状況や将来を見据えた推計をもとに、3年に一度の事業計画の見直しを図っている。

この見直しの中で「地域密着型サービス」や「地域包括支援センター」の創設、自立支援に資する「介護予防給付」や「地域支援事業」の導入等の介護予防重視型システムへの転換に向けた取組、「在宅医療介護連携」や「認知症総合支援施策」、「地域ケア会議」の推進、「地域包括ケアシステム」の構築、「介護予防・日常生活支援総合事業」など、より多様なサービスの提供体制の構築を図っている。

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりを推進し、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる「地域共生社会」の実現を社会全体で目指していくため、重層的支援体制整備事業と連携することにより、地域包括ケアシステムの深化を図ってきた。

令和6年度からの第9期介護保険事業計画において、「住み慣れた地域で生きがいを持ち続けながら安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指して第8期介護保険事業計画にて取り組んできた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、近年多発する大雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の流行に対応するため、介護サービス事業所の体制を強化し、介護サービスの提供が途切れることのないように限られた介護サービス資源を有効活用することで、地域共生社会の実現に向けて必要な役割を果たしていく。

(2) 要介護認定・サービス利用

① 要介護認定

介護保険によるサービスを利用するには、介護保険のサービスを利用したい被保険者（以下「利用者」という。）が運営主体（保険者）である市に申請し、要介護認定を受ける必要がある。この点は医療保険と制度上異なっている。

この申請は、第1号被保険者が日常生活において常に介護や支援が必要と認められた場合にできる。

また、40歳以上64歳以下の「第2号被保険者」は、病的加齢現象が原因とされる特定疾病（癌、関節リウマチ、初老期の認知症、脳血管疾患等16種類の疾病）で介護や支援が必要と認められた場合に申請することができる。

市は、利用者の身体的機能、日常生活の状況、介護の方法、疾病・障害や現象（行動）の有無等を基準に認定調査員による調査を実施するとともに、利用者の主治医に対し「主治医意見書」の提供を求め、状態の把握に努める。これらの結果を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師及び介護福祉事業従事者を委員とした「介護認定審査会」において利用者の要介護認定を行う。

要介護認定は、非該当、要支援1～2、要介護1～5に分けられ、その区分によってサービスを利用できる支給限度額や、受けられるサービスの種類等が決まる。

（非該当となった利用者は、(3)の地域支援事業によるサービスを受けることができる。）

② サービス利用の手続き

要介護の認定を受けた利用者は、「居宅介護支援事業所」の介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのようなサービスを利用するかを利用者及び家族等と協議のうえ決定し「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成する。

また、要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センター（高齢者相談センター）等の職員が「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成する。

なお、施設入所する利用者は、その施設の介護支援専門員等に「施設サービス計画書（ケアプラン）」を作成してもらい、そのケアプランに基づき施設におけるサービスを利用する。

③ 利用者の負担額

サービスの利用に対する費用については、利用者は、本人（又は家族等）の所得額に応じ、サービスに要した費用のうち1割から3割を負担する。（介護保険適用外の費用は、実費相当額を支払う。）

(3) 地域支援事業

① 概要

地域支援事業は、平成18年度から介護保険制度に新たに位置付けられ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築及び推進を担うものである。

具体的には、従来の介護予防事業に、予防給付による通所介護と訪問介護を加えた「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営、在宅医療・介護連携推進事業等を加えた「包括的支援事業」及び在宅高齢者等給食サービス事業等の「任意事業」から構成されている。

② 介護予防・日常生活支援総合事業（一部は、重層的支援体制整備事業として実施）

要支援認定者又は基本チェックリストにより日常生活支援総合事業対象者（事業対象者）と判定された者に対して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）のケアマネジメントにより多様なサービスが提供される「生活支援・介護予防サービス事業」と、地域で暮らす高齢者の介護予防を広く推進する「一般介護予防事業」を実施している。

③ 包括的支援事業（一部は、重層的支援体制整備事業として実施）

総合相談支援事業等を地域包括支援センターが実施するほか、市が在宅医療・介護連携推進事業等を実施して、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援している。

④ 任意事業

高齢者の在宅生活を支援するために、介護給付費等費用適正化事業、在宅高齢者等給食サービス事業及びその他の事業（成年後見制度利用支援事業・住宅改修費支援事業・熱海市在宅生活安心システム推進事業・認知症サポーター養成事業等）を行っている。

(4) 保険料

① 第1号被保険者の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、各市区町村で異なり、収入等により保険料の段階が決まる。老齢・退職年金等が年額18万円（月額1万5千円）以上の場合は年金から天引きされ（特別徴収）、それ以外の場合は市から送られた納付書又は口座振替により納付する（普通徴収）。

② 第 2 号被保険者の保険料

40 歳以上 65 歳未満の人（第 2 号被保険者）の保険料は、加入している医療保険料に上乗せして納付する。

③ 納付できない場合の罰則及び救済について

保険料の滞納があるときには、介護サービスを受ける場合の自己負担分の割合が引き上げられる等、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがある。

なお、低収入（保険料第 1 段階から第 3 段階まで）のため支払に困窮している世帯には、徴収猶予や保険料の減免を受けられる制度もある。

④ 第 1 段階から第 3 段階までの保険料について

第 1 段階から第 3 段階までの低所得者の保険料の基本額については、公費（国、県、市の負担金）を投入することにより、その額を減額している。

（５）サービスの費用割合

① 介護サービスの費用割合

介護サービスの費用負担は、利用者が本人等の所得に応じて介護サービスにかかった費用の 1 割から 3 割を負担し、残りの分については、公費 50%保険料 50%で賄うこととなる。

公費の内訳は、居宅給付の場合で、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%となり、保険料の内訳は、第 1 号被保険者 23%及び第 2 号被保険者 27%となっている。

② 地域支援事業の費用割合

介護予防・日常生活支援総合事業にかかった費用負担は、公費 50%保険料 50%で賄うことになる。公費の内訳は、国の負担金 25%、県の負担金 12.5%及び市の負担金 12.5%で、保険料の内訳は、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%となる。

また、包括的支援事業・任意事業にかかった費用負担については、公費 77%及び第 1 号被保険者 23%で賄うこととなる。公費の内訳は、国の負担金 38.5%、県の負担金 19.25%及び市の負担金 19.25%となる。

2. 介護保険事業の実施状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数等

①被保険者数及び要介護認定者数等

各年度末現在（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	34,301	33,603	33,000
第1号被保険者 65歳～74歳以下	6,354	5,942	5,544
第1号被保険者 75歳以上	10,113	10,271	10,341
第1号被保険者数 計 (A)	16,467	16,213	15,885
第1号要介護認定者数 (B)	2,932	3,038	3,059
出現率 B/A	17.8%	18.7%	19.3%

資料 住民基本台帳、介護保険事業状況報告書（年報）

②要介護度別認定者数（令和7年3月31日）

（単位：人）

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65歳～74歳以下	17	34	30	57	36	27	17	218
75歳以上	263	438	613	575	361	381	210	2,841
第1号 被保険者数（計）	280	472	643	632	397	408	227	3,059
第2号 被保険者数	0	10	3	5	7	12	2	39
総 計	280	482	646	637	404	420	229	3,098
構成比	9.0%	15.6%	20.9%	20.5%	13.0%	13.6%	7.4%	100.0%

資料 介護保険事業状況報告書（年報）

(2) サービス利用状況（介護保険事業状況報告書（年報）等より）

① サービス利用者数 各年度3月分実績（令和7年3月報告書より）（単位：人）

区分・年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	第1号	第1号	第1号	第2号	第1号	第2号
認定者数	2,932	3,038	3,038	44	3,059	39
居宅（介護予防）サービス利用者	1,929	2,012	2,012	37	2,055	29
地域密着型（介護予防）サービス利用者	319	339	339	4	364	4
施設サービス利用者	410	425	425	3	413	4
①介護老人福祉施設	235	257	257	1	255	2
②介護老人保健施設	160	160	160	2	150	2
③介護療養型医療施設	0	0	—	—	—	—
④介護医療院	15	8	8	0	8	0

② 在宅・施設サービス種類別年間延べ利用件数（単位：件）

区分・年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 居宅（介護予防）サービス	71,366	74,674	76,893
①訪問サービス	27,212	28,438	29,535
②通所サービス	7,266	7,789	8,258
③短期入所サービス	1,342	1,519	1,479
④福祉用具・住宅改修	13,181	13,985	14,271
⑤特定施設入居者生活介護	3,962	3,994	3,873
⑥介護予防支援・居宅介護支援	18,403	18,949	19,477
2. 地域密着型（介護予防）サービス	4,320	4,375	4,699
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	27	24	29
②夜間対応型訪問介護	105	117	129
③地域密着型通所介護	2,679	2,803	2,848
④認知症対応型通所介護	0	0	1
⑤小規模多機能型居宅介護	248	236	218
⑥認知症対応型共同生活介護	1,246	1,183	1,386
⑦複合型サービス	15	12	88
3. 施設サービス	5,008	5,192	5,052
①介護老人福祉施設	2,925	3,015	3,109
②介護老人保健施設	1,907	2,022	1,869
③介護療養型医療施設	11	—	—
④介護医療院	165	155	155
計	80,694	84,241	84,241

③在宅・施設サービス種類別費用額

(単位：千円)

区分・年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1. 居宅（介護予防）サービス	2,707,458	2,823,918	2,851,277
①訪問サービス	784,367	837,400	846,928
②通所サービス	589,488	595,068	624,180
③短期入所サービス	162,399	183,584	172,690
④福祉用具・住宅改修	175,762	185,277	191,746
⑤特定施設入居者生活介護	768,822	789,525	777,183
⑥介護予防支援・居宅介護支援	226,620	233,064	238,550
2. 地域密着型（介護予防）サービス	729,166	729,612	816,302
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,612	5,135	6,408
②夜間対応型訪問介護	3,506	3,901	4,198
③地域密着型通所介護	307,808	323,414	325,781
④認知症対応型通所介護	0	0	52
⑤小規模多機能型居宅介護	57,572	56,526	54,888
⑥認知症対応型共同生活介護	351,150	337,077	401,057
⑦複合型サービス	4,518	3,559	23,918
3. 施設サービス	1,421,781	1,521,860	1,515,287
①介護老人福祉施設	806,264	865,818	928,348
②介護老人保健施設	553,758	602,781	562,746
③介護療養型医療施設	3,882	—	—
④介護医療院	57,877	53,261	24,193
計	4,858,405	5,075,390	5,182,866

※ 「費用額」とは、介護給付費と利用者負担額（１～３割負担）の合計額。

(３) 介護サービス費の支払状況

① 介護給付費用の状況

(単位：千円)

区分・年度	令和４年度	対前年比	令和５年度	対前年比	令和６年度	対前年比
給付費計	4,350,022	99.73%	4,544,474	104.47%	4,629,543	101.87%
高額介護・医療合算	119,798	98.94%	127,610	106.52%	135,655	106.30%
審査手数料	3,657	102.12%	3,814	104.29%	3,927	102.96%
特定入所者介護	90,973	83.45%	92,566	101.75%	90,272	97.52%
合計	4,564,450	99.32%	4,768,464	104.47%	4,859,397	101.91%
事業計画	5,165,040	103.47%	5,369,262	103.95%	5,029,675	93.68%
対計画比	88.37%	—	88.81%	—	96.61%	—

※ 審査手数料には、共同処理業務委託手数料等を含まない。

※ 特定入所者介護は、限度負担額を超えた居住費（滞在費）及び食費の補足給付。

（４）地域支援事業の実施状況

①地域支援事業費の状況

（単位：千円）

区分・年度	令和４年度	対前年比	令和５年度	対前年比	令和６年度	対前年比
介護予防・日常生活 支援総合事業 （旧介護予防事業）	159,257	104.37%	147,535 (154,157)	92.64% (96.80%)	140,960 (148,224)	95.54% (96.15%)
包括的支援事業	74,329	109.84%	3,205 (67,158)	4.31% (90.35%)	3,385 (64,847)	105.62% (96.56%)
任意事業	25,307	99.29%	25,202 (32,067)	99.59% (126.71%)	22,074 (29,704)	87.59% (92.63%)
合 計	258,893	105.35%	175,942 (253,382)	67.96% (97.87%)	166,419 (242,775)	94.59% (95.81%)
事業計画	366,988	100.55%	366,988	100.00%	285,860	77.90%
対計画比	70.55%	—	47.94%	—	58.22%	—

※カッコ内は重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含んだ額

②事業毎の実施状況

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

（ア）総合事業訪問介護サービス費

（単位：人）

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問型サービス	3,511	3,210	2,870
訪問型サービス B	52	51	47
訪問型サービス D	—	—	49

（イ）総合事業通所介護サービス費

（単位：人）

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
通所型サービス	4,204	4,081	3,814
通所型サービス A	169	152	183
通所型サービス B	300	286	339

(ウ) 一般介護予防事業の状況

区 分		開催回数 (回)		参加者延人数 (人)	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
普及啓発事業	相談会イベント等	9	14	224	226
	介護予防教室等	24	24	241	276
地域介護予防活動支援事業	サロン支援	3	3	27	36
	地域活動組織の育成及び支援	5	5	79	64

※地域介護予防活動支援事業は、重層的支援体制整備事業として実施

イ 包括的支援事業の状況

(ア) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）（重層的支援体制整備事業として実施）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、総合的な相談窓口の開設や、介護、福祉及び医療等の様々なサービスを適切に利用するための支援等、高齢者の生活を包括的に支援する役割を担う。

No.	事業所名
1	熱海高齢者相談センター
2	南熱海高齢者相談センター
3	泉・伊豆山高齢者相談センター

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築し関係者の連携を推進する。

(ウ) 認知症総合支援事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向け「認知症初期集中支援チーム」を配置すると共に、認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し地域づくりの推進をする。

また、支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援するための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を行う。

(エ) 生活支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業として実施）

様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化をすると共に、高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

ウ 任意事業の状況

(ア) 介護給付費等費用適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を実施する。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う事業を実施する。(第2章参照)

(ウ) 認知症サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせる街を目指し、認知症の方と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症を正しく理解してもらい、できる範囲で手助けできるよう支援していく事業を実施する。

(エ) 在宅高齢者等給食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対し配食サービスを手段として活用し、安否確認を行い、自立した生活を継続できるように支援を行う事業を実施する。(第2章参照)

(オ) 住宅改修費支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う事業を実施する。

(カ) 在宅生活安心システム推進事業

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与することにより、災害・急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行う事業を実施する。(第2章参照)

(5) 保健福祉事業の実施状況

(ア) 家族介護支援事業(家族介護用品支給事業)

要介護認定が3～5の紙おむつを常時必要とする在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えられる金券を支給して高齢者の在宅支援と介護者の負担の軽減を図っている。(第2章参照)

(6) 介護サービス提供事業者の状況（令和7年3月31日現在）

① 居宅介護サービス

在宅で生活しながら、利用できる介護サービス。

(ア) 訪問介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	けあビジョンホーム熱海訪問介護	総合事業
2	伊豆おはな	総合事業
3	ヘルパーステーション熱海伊豆海の郷	総合事業
4	訪問介護事業所ひまわり	総合事業
5	ライブリーケア中銀熱海	総合事業
6	ケアサポートだいたい	
7	伊豆ケアサービス	総合事業
8	熱海市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	総合事業
9	ミモザヘルパーステーション熱海	
10	中島介護サービスセンター	総合事業
11	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
12	スルガケアサービス熱海事業所	総合事業
13	訪問介護事業所 海光園	総合事業

(イ) 訪問入浴介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター伊豆	介護予防
2	訪問入浴サービス ゆらっくす	介護予防

(ウ) 訪問看護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	あたみ・かなみ訪問看護ステーションサテライトゆがわら	介護予防
2	訪問看護ステーション ゆらっくす	介護予防
3	中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーション そよかぜ 熱海サテライト	介護予防
4	K's 訪問看護ステーション	介護予防
5	あすか訪問看護ステーション	介護予防
6	訪問看護ステーションA P O L L O（アポロ）サテライト事業所	介護予防
7	訪問看護ステーション・ナースの森 熱海サテライト事業所	介護予防

(エ) 訪問リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	国際医療福祉大学熱海病院	介護予防
2	熱海所記念病院 訪問リハビリテーション事業所	介護予防
3	さくら醫院 訪問リハビリテーション	介護予防
4	医療法人社団紀真会 服部医院 訪問リハビリテーション	介護予防
5	熱海 海に見える病院	介護予防

(オ) 通所介護（備考欄の「地域密着型」は地域密着型通所介護事業所、「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	悠々の庵 泉	地域密着型・総合事業
2	まごころデイサービス エミディオ	
3	デイサービスセンター 熱海伊豆海の郷	総合事業
4	通所介護事業所ひまわり	
5	中島介護サービスセンター デイサービス ほほえみ	地域密着型・総合事業
6	あたみ翔裕館	総合事業
7	ライブリーデイ中銀熱海	総合事業
8	ゴールドケア デイサービスセンター	地域密着型・総合事業
9	デイサービス 誉	地域密着型・総合事業
10	伊豆介護センター フルーズ熱海	総合事業
11	姫の沢荘 デイサービスセンター	総合事業
12	ぽっかぽか・ハートケア熱海	総合事業
13	サロンシップ アジア	地域密着型
14	ジャスミン	地域密着型
15	スルガケアサービス AMB I Kあたみ	総合事業
16	通所介護事業所 海光園	総合事業
17	通所介護事業所 なぎ日和	地域密着型
18	通所介護事業所 なぎ日和2号館	地域密着型・総合事業
19	通所介護事業所 こまち	地域密着型・総合事業
20	伊豆介護センター クラシオンカフェ熱海	地域密着型・総合事業
21	伊豆介護センター クラシオンデポルテ熱海	総合事業
22	デイサービス 木蓮	地域密着型・総合事業
23	アロー福祉企画 オレンジ・デイ	地域密着型・総合事業
24	まりんデイサービスセンター	総合事業

(カ) 通所リハビリテーション（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	介護予防
2	静寿会 介護老人保健施設 菜の花	介護予防
3	医療法人社団紀真会 服部医院 通所リハビリテーション	介護予防

(キ) 短期入所生活介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	短期入所生活介護 熱海伊豆海の郷	介護予防
2	中銀ケアホテル	
3	特別養護老人ホーム姫の沢荘	
4	短期入所生活介護事業所 海光園	

(ク) 短期入所療養介護（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	介護予防
2	静寿会 介護老人保健施設 菜の花	介護予防

(ケ) 福祉用具貸与及び販売（備考欄の「介護予防」は介護予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	介護ショップ ミズタニ	介護予防
2	福祉用具フタバ	介護予防
3	あたみ1ばん	介護予防
4	ライブリーメイト中銀熱海	介護予防
5	東部レンタルサービス	介護予防 貸与のみ

(コ) 特定施設入居者生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	ネオ・サミット湯河原	介護予防
2	ベストライフ熱海	介護予防
3	ケアハウス 熱海伊豆海の郷	介護予防
4	養護老人ホーム 熱海伊豆海の郷	介護予防
5	中銀ケアホテル	介護予防
6	有料老人ホーム 熱海ゆとりあの郷	介護予防
7	ぽっかぽか・熱海館1号館	介護予防
8	有料老人ホーム フレンズ南熱海	介護予防

(サ) 居宅介護支援

No.	事業所名
1	あたみ・かなみ居宅介護支援事業所
2	居宅介護支援事業所 熱海・あおいホームケアサービス
3	居宅介護支援事業所 熱海伊豆海の郷
4	居宅介護支援事業所 ゆり
5	ライブリーケア中銀熱海
6	居宅介護支援事業所 みらい
7	熱海市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
8	居宅介護支援事業所 つなぐケア
9	悠々の庵 栄
10	中島介護サービスセンター
11	伊豆介護センター熱海
12	姫の沢荘 居宅介護支援事業所
13	ぽっかぽか・ハートケア熱海
14	アイルケア熱海営業所
15	スルガケアサービス熱海事業所
16	あいらいふ 在宅支援センター
17	まりん 居宅介護支援事業所

② 地域密着型サービス

高齢者等が住み慣れた地域で日常生活をおくり続けるために、地域の特性やニーズに合わせた介護サービス。原則として、他の市区町村の住民は受けられない。

(ア) 認知症対応型共同生活介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	グループホームのどかの家 熱海	介護予防
2	けあビジョンホーム熱海	介護予防
3	あたみ翔裕館	介護予防
4	愛の家グループホーム熱海水口	介護予防
5	中島介護サービスセンター グループホーム すまいる	介護予防
6	スルガケアサービス グループホーム AMB I K	介護予防
7	伊豆介護センター クラシオン熱海	介護予防
8	グループホーム すまいる青葉	介護予防

(イ) 地域密着型通所介護（備考欄の「総合事業」は総合事業サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	悠々の庵 泉	総合事業
2	中島介護サービスセンター デイサービス ほほえみ	総合事業
3	ゴールドケア デイサービスセンター	総合事業
4	デイサービス 誉	総合事業
5	サロンシップ アジア	総合事業
6	ジャスミン	
7	通所介護事業所 なぎ日和	総合事業
8	通所介護事業所 なぎ日和 2 号館	総合事業
9	通所介護事業所 こまち	総合事業
10	伊豆介護センター クラシオンカフェ熱海	総合事業
11	デイサービス 木蓮	総合事業
12	アロー福祉企画 オレンジ・デイ	総合事業

(ウ) 小規模多機能型居宅介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	ミモザ熱海湯庵	介護予防

(エ) 看護小規模多機能型居宅介護（備考欄の「介護予防」は予防サービス実施事業所。）

No.	事業所名	備考
1	看護小規模多機能型居宅介護 ナースの森 熱海	介護予防

(オ) 夜間対応型訪問介護

No.	事業所名	備考
1	伊豆介護センター熱海	介護予防

③ 施設介護サービス

施設に入所して利用するサービス。常時介護や療養が必要な人やリハビリテーションが必要な人が、施設入所してサービスを受けるもの。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	床数
(福)湖成会 特別養護老人ホーム 熱海伊豆海の郷	100
(福)熱海いでゆの園 特別養護老人ホーム姫の沢荘	50
(福)海光会 特別養護老人ホーム海光園	80

【サービス内容】

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等の提供を受ける。

(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

事業所名	床数
(医)ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	100
(医)静寿会 介護老人保健施設 菜の花	82

【サービス内容】

病気やけが等の治療後、機能訓練等を必要とする方が入所し、医学的管理下において介護、看護、リハビリテーション等の提供を受ける。

(ウ) 介護療養型医療施設・介護医療院

該当事業所無し。

【サービス内容】

長期の療養に対応した医療、看護及びリハビリテーション等や日常生活上の介護について一体的に提供する。

(7) 介護保険料の賦課の状況

① 保険料の算定基準（令和3年度から令和5年度までの間）

所得段階	該当者	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	19,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	32,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階又は第2段階以外の人	46,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	60,400円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税で上記以外の人	67,200円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	80,600円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	87,300円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	100,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	114,200円
第10段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	127,600円
第11段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	141,100円
第12段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	154,500円
第13段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上の人	161,200円

② 所得段階別被保険者数

【令和 7 年 3 月 31 日現在】

所得段階	年間保険料	被保険者数（人）	各段階の割合（％）
第 1 段階	19,100 円	2,909	18.3
第 2 段階	32,500 円	1,647	10.4
第 3 段階	46,000 円	1,578	9.9
第 4 段階	60,400 円	1,242	7.8
第 5 段階	67,200 円	1,458	9.2
第 6 段階	80,600 円	2,331	14.7
第 7 段階	87,300 円	2,387	15.0
第 8 段階	100,800 円	1,102	6.9
第 9 段階	114,200 円	469	3.0
第 10 段階	127,600 円	222	1.4
第 11 段階	141,100 円	117	0.6
第 12 段階	154,500 円	63	0.4
第 13 段階	161,200 円	360	2.3
計		15,885	100.0%

（８）介護保険料の減免について

① 趣旨

低所得等の理由により、保険料を納付することが困難と認めた 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）について、保険料の減額又は保険料の納付の免除（以下「減免」という。）を行う制度。

② 減免対象者

ア 第 1 号被保険者又はその世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災その他災害により、財産に著しい損害を受けた場合。

イ 第 1 号被保険者の世帯の生計維持者が、死亡及び心身の重大な障害等により収入が著しく減少した場合。

ウ 第 1 号被保険者の世帯の生計維持者が、廃業、休業及び失業等により、収入が著しく減少した場合。

エ 保険料の所得段階において、第 1 段階から第 3 段階までの保険料を納める第 1 号被保険者の中で、下記の要件にすべて該当している人。

- ・世帯全員の市民税が非課税であること。
- ・市民税課税者に扶養されていないこと。
- ・市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ・資産を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。

- ・介護保険料の滞納がないこと。（分割納付の誓約が履行されていること。）
- ・年間収入が生活保護基準の1.2倍以下であること。
- ・預貯金等が100万円以下であること。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者（令和2年度分より令和4年度分までの保険料が対象。申請は、令和5年度まで。）

【根拠法令等】

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）

熱海市介護保険事業に関する規則（平成13年熱海市規則第33号）

③ 減免対象者数 （単位：人、円）

減免理由	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害（火災等）	0	0	0
災害（東日本大震災被災者）	1	2	1
死亡・重大な障害等	0	0	0
廃業・休業・失業等	0	0	0
低所得	3	1	1
新型コロナウイルス感染症	1	0	0
その他	0	0	0
合 計	3	3	2
減免額	74,100	38,600	123,700

（9）介護保険給付費準備基金の状況

① 基金の目的

介護保険事業特別会計では中期にわたる財政収支の均衡を図り、健全な運営を行う必要があるため、決算上、剰余金が生じた場合等には剰余金を積み立て、保険給付費の見込み誤りや保険料収納率の悪化等により保険給付費に不足が生じた場合には、財源不足を補うことを目的として当該基金を設置している。

② 基金の状況 （単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積 立 額	109,024	120,386	46,062
取り崩し額	0	0	0
積立額累計	843,074	963,460	1,009,522

※各年度末現在の状況。

第 8 章

健 康

第8章 健康

1. 母子保健事業

(1) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

【目的】 妊婦を早期に把握し、必要な時期に保健指導や健康診査を行うことにより母子保健についての正しい知識の周知を徹底させる。

妊娠中から分娩・産褥期・乳幼児期の記録を残すことで、一貫した健康管理を行う。

【対象者】 妊娠した者及び妊娠の届出をした者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

① 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票交付状況

種類	発行部数
母子健康手帳	87
妊婦健診（初回）	86
妊婦健診（2回目）	86
妊婦健診（3回目）	86
妊婦健診（4回目）	86
妊婦健診（5回目）	86
妊婦健診（6回目）	88
妊婦健診（7回目）	88
妊婦健診（8回目）	88
妊婦健診（9回目）	88
妊婦健診（10回目）	90
妊婦健診（11回目）	91
妊婦健診（12回目）	91
妊婦健診（13回目）	91
妊婦健診（14回目）	91
多胎妊婦健診 （1回目～5回目）	1

種類	発行部数
超音波検査①	86
超音波検査②	86
超音波検査③	88
超音波検査④	91
血液検査	89
血算検査	91
G B S 検査	93

② 新生児聴覚スクリーニング検査受診票・乳児健康診査受診票交付状況

	新生児聴覚 スクリーニング	4か月児健康診査	10か月児健康診査
交付数	94	94	101

＜参考＞ 出生数 72人 （令和6年4月～令和7年3月）

【根拠法令等】 母子保健法 第15条、第16条

(2) 母子健康診査

① 妊婦健康診査

【目 的】 妊婦が妊娠中に定期的に健康診査を受診し、急激な母体の変化による異常の早期発見、胎児異常の発見及び異常出産・未熟児発生の予防等のため、適切な保健指導が受けられるよう、健康診査を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図る。また、産後においては産褥期の異常を早期に発見でき、適切な治療などの対応ができる。

【対 象 者】 妊婦および産婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※妊産婦健康診査受診状況 () 内償還払い受診者再掲

健診の種類	受診券交付者	受診者	受診率(%)
初回	86	86 (5)	100
2回目	86	81 (5)	94.2
3回目	86	77 (7)	89.5
4回目	86	79 (6)	91.9
5回目	86	80 (7)	93.0
6回目	88	77 (7)	87.5
7回目	88	74 (9)	84.1
8回目	88	73 (9)	83.0
9回目	88	72 (9)	81.8
10回目	90	73 (10)	81.1
11回目	91	71 (11)	78.0
12回目	91	68 (12)	74.7
13回目	91	53 (7)	58.2
14回目	91	37 (4)	40.7
超音波①	86	80 (5)	93.0
超音波②	86	77 (6)	89.5
超音波③	88	79 (9)	89.8
超音波④	91	73 (12)	80.2
血液検査等	89	76 (10)	85.4
血算検査	91	58 (10)	63.7
GBS	93	76 (11)	81.7
新生児聴覚スクリーニング	94	69 (11)	73.4
産婦健診1回目	93	52 (10)	55.9
産婦健診2回目	93	71 (11)	76.3

※ 妊婦健康診査実人員及び延人員

実人員	93
延人員	1,001

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

② 新生児聴覚スクリーニング検査

【目的】 新生児期における聴覚障害の早期発見及び療養の推進を目的とする

【対象者】 生後1か月未満の新生児

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	出生数72人の実施状況			助成した人数 () 内償還払い受診者再掲		
	A A B R	O A E	不明	A A B R	O A E	不明
パス (Pass)	69	0	0	62 (11)	0 (0)	0 (0)
要再検 (Refer)	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	69	0	0	62 (11)	0 (0)	0 (0)

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

③ 乳児健康診査

【目的】 身体発育・発達、精神発達、栄養状態等を総合的に診断し、乳児の健康保持増進を図る。

乳児期の疾病や障害を早期に発見し、確実な治療に結び付ける。

【対象者】 4か月児及び10か月児

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】

	対象者数	受診者数	受診率 (%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
4か月児	70	65	92.9	53	9	1	2
10か月児	78	68	87.2	59	8	1	0

【根拠法令等】 母子保健法 第13条

④ 幼児健康診査・歯科健康診査

ア. 1歳6か月児健康診査・歯科健康診査

【目的】 幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達等の標識が容易に得られる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等障害をもった児童を早期に発見し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立・う歯の予防・幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、健康の保持・増進を図る。

【対象者】 1歳6か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
75	69	92.0	24	38	0	7

※ 健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
75	69	92.0	65

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率(%)
69	67	1	1.5

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

イ. 2歳児歯科健康診査

【目的】 う歯予防についての知識の普及（生活指導、食事指導を含む）、及び具体的方法の指導を行うことにより、歯科保健の大切さに気づいてもらう機会とする。1歳6か月児健康診査での経過観察児に対して保健指導等を行い、疾病や障害を早期に発見するとともに、保育者に対して適切な支援をする。

【対象者】 2歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
75	63	84.0	62

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率(%)
63	63	0	0.0

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

ウ. 3歳児健康診査・歯科健康診査

【目的】 身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して総合的な健康診査を実施し、疾病の予防・早期発見とともに、保育者への適切な指導及び育児支援を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

【対象者】 3歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 健康診査受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	異常なし	要観察	要精検	要治療
96	93	96.9	50	31	7	5

※ 健診時の児の体調等により検査ができなかった場合は要観察としている

歯科健診実施状況

対象者	実施者	実施率(%)	フッ化物塗布実施者
96	93	96.9	89

う歯り患状況

受診者	異常なし	う歯り患者	り患率(%)
93	88	5	5.4

【根拠法令等】 母子保健法 第12条

(3) 母子健康相談

① 7～8か月児相談

【目的】 乳児の発育・発達、並びに栄養摂取状況や保育環境について確認し、健康増進と疾病予防に必要な知識を提供する。

保育者の育児不安を解消し、乳児の健全な発育・発達を支援する。

【対象者】 7～8か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

対象者	受診者	受診率(%)
73	66	90.4

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条、第14条

② 乳幼児相談

【目的】 育児、疾病予防、健康増進についての悩みや問題を個別に相談できる機会とし、育児不安を解消させる。保育者が、離乳食から幼児期までの食生活や、生活習慣に関する情報を得て、乳幼児の栄養と発育、疾病予防等に努められるように促す。乳幼児健康診査で発育・発達や養育に関して問題のあった児を継続的に観察し、保育者に適切な支援をする。

【対象者】 乳幼児及び保育者

乳幼児健康診査で経過観察が必要な児及び保育者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 月(年)年齢定例乳幼児相談

0～5か月	6～11か月	1～2歳	3歳	4歳以上	総数	回数	人／回
28	16	56	5	0	105	24	4.4

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

③ 2歳6か月児歯科相談

【目 的】 う歯予防に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持増進を図る。

【対 象 者】 2歳6か月児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

対象者	受診者	受診率(%)	フッ化物塗布実施者
85	63	74.1	60

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

④ 乳幼児健康診査事後相談

【目 的】 各健康診査において、とくに精神発達に観察が必要な児について、疾病の予防や早期発見をし、家族への適切な助言、育児支援を行う。また、保育者への適切な助言を行うことにより、幼児の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

【対 象 者】 幼児健診において発達に問題があると思われる児とその保護者

【実 施 主 体】 熱海市

【事 業 実 績】 各園への巡回相談（延）20園、個別相談（心理相談）0名

【根拠法令等】 母子保健法 第9条

⑤ 親子のふれあい教室（コアラ会）

【目 的】 こどもの発達支援と親の育てる力を向上することを目的とする。

【対 象 者】 ・発達に問題があると思われる幼児とその親
・家庭事情や経済事情等により、子育て意欲が低下している親と幼児
・親子関係に改善が必要と思われる幼児とその親

【実施主体】 熱海市 （社会福祉課 子育て支援室）

【事業実績】 実績結果

対象児実人員 12人 参加児（対象外児も含む）実人員 12人

開催回数 12回／年

参加延人員

参加者内訳	対 象 児	対 象 外	合 計	個別指導(人)
延人員	67	9	76	0

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

(4) 母子健康教育

① 両親学級・パパママクラス

【目 的】 健康な赤ちゃんを産み育てるために、妊娠中を健康に過ごし、育児について積極的に考える姿勢をつくる。

【対 象 者】 妊婦とその夫、及び家族

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加状況

妊 婦		夫 参加者	家族 参加者	妊婦参加率 (%)
対象者	参加者			
初産 46	36	34	4	78.3
経産 28	5			17.9

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条、14条

② 育児学級（通称名：びよびよ教室）

【目 的】 育児についての疑問・不安を解消でき、子供の健全な成長発達を促す学習の場とする。

【対 象 者】 生後3～4か月の乳児と家族

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加状況

対象者	参加者	参加率 (%)
72	42	58.3

【根拠法令等】 母子保健法 第9条 母子保健指導事業（集団教育）

(5) 母子訪問指導

【目 的】

- ① 妊婦訪問指導 … 妊娠に伴う症状や不安を軽減するため、訪問指導を実施する。
- ② 産婦訪問指導 … 出産後の母体の回復を促すため、訪問指導を実施する。
- ③ 新生児（乳児）訪問指導 … 発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。
- ④ 乳幼児訪問指導 … 発育・発達、家庭環境等の確認をし、育児の問題や不安を解消するため、訪問指導を実施する。

【対 象 者】

- ① 妊婦訪問指導 … 妊婦健診の結果「貧血」、「体重増加が著明」、「血圧が高い」、「浮腫がある」の症状があるが、安静が必要なため来所できない人。若年（20歳未満）。母子手帳を発行した時期が妊娠7か月以降の人。
- ② 産婦訪問指導 … 熱海市に住民登録のある産婦。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する産婦。

- ③ 新生児（乳児）訪問指導・・・熱海市に住民登録のある児。里帰り分娩で熱海に滞在し訪問を希望する児。
- ④ 乳幼児訪問指導・・・発育・発達の状態について観察を要する児（未熟児も含む）。各種相談・健診が未受診で、来所できない児。家庭環境等確認する必要がある児。親の精神的フォローが必要とされる児。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

※対象者別訪問指導件数（延べ人数）

総訪問人数	妊産婦	乳 児	幼 児	家族計画	その他	訪問世帯数
3 0 7	1 1 2	1 0 9 (1 0)	2 1	0	6 5	8 5

（ ）内は新生児再掲

※乳幼児月齢（年齢）別訪問人数（延べ人数）

月 齢	訪問人数	月 齢	訪問人数
1 か月児（～30 日） （新生児～28 日）	1 0 (1 0)	8 か月未満（211 日～240 日）	0
		9 か月未満（241 日～270 日）	0
2 か月未満（31 日～60 日）	7 4	10 か月未満（271 日～300 日）	0
3 か月未満（61 日～90 日）	1 2	11 か月未満（301 日～330 日）	0
4 か月未満（91 日～120 日）	6	12 ヶ月未満（331 日～360 日）	1
5 か月未満（121 日～150 日）	3	1～2 歳児	1 8
6 か月未満（151 日～180 日）	2	3 歳以上	3
7 か月未満（181 日～210 日）	1	合計	1 3 0

※未熟児訪問指導 実人数 2 延べ人数 1 7 人

【根拠法令等】 母子保健法 第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 4 条、第 1 7 条

（6）歯科保健推進事業（一部再掲）

① 歯科健康診査・フッ化物塗布事業（乳幼児健診・相談）

【目 的】 乳幼児健診・相談時に歯科診察を行い口腔内の衛生状態を確認すると共にフッ化物を塗布することにより、乳幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。また、噛み方などの食生活・歯磨きの方法など総合的な歯科保健行動を指導する。

【対 象 者】 1 歳 6 か月児健康診査対象者（フッ化物塗布開始 平成 1 5 年 4 月）
 2 歳児歯科健康診査対象者 （フッ化物塗布開始 平成 1 5 年 4 月）
 2 歳 6 か月児歯科相談対象者（フッ化物塗布開始 平成 1 5 年 1 0 月）
 3 歳児健康診査対象者 （フッ化物塗布開始 平成 1 6 年 4 月）

【事業実績】

	対象者	受診者	受診率 (%)	フッ化物 塗布 実施者	塗布率 (%)
1歳6か月児健康診査	75	69	92.0	65	94.2
2歳児歯科健康診査	75	63	84.0	62	98.4
2歳6か月児歯科相談	85	63	74.1	60	95.2
3歳児健康診査	96	93	96.9	89	95.7

＜参考資料 各歯科健診う歯罹患率＞



【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

② フッ化物洗口事業

【目的】 フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期のう歯及び永久歯のう歯の発生を防止する。

【対象者】 集団（幼児期対象）：市内保育園・幼稚園に在籍する4、5歳児のうち保護者が希望する園児

個別（小学１年生～中学３年生）：対象年齢の希望する児童・学生

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

集団（幼児期）保育園５園、こども園１園 幼稚園２園

実施回数については、基本的に週５日

対 象	対象者	実施者	実施率（％）
４歳児	９４	９０	９５．７
５歳児	８２	７２	８７．８
合 計	１７６	１６２	９２．０

個別（小学１年生～中学３年生）フッ化物洗口剤を指定歯科医院に求め家庭で実施

対象	対象者	実施者	実施率（％）
小１	１０３	６	５．８
小２	１１７	６	５．１
小３	１１６	４	３．４
小４	１２７	５	３．９
小５	１４０	５	３．６
小６	１３２	４	３．０
中１～３	４８１	４	０．８
合計	１２１６	３４	２．８

※対象者は令和６年３月末日人口より抜粋。その他、未就学児の実施者は４名。

【根拠法令等】 歯科口腔保健の推進に関する法律 第７条、第１０条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第６条

③ 妊婦歯科健康診査

【目 的】 う歯になりやすい妊娠初期に歯科健診を行うことにより、妊婦自身と胎児のう歯の発生を防止する。

【対 象 者】 熱海市に住民登録のある妊婦

【実施主体】 熱海市（医療機関へ委託）

【事業実績】 対象者：９３名 実施者：２４名 受診率：２５．８％

【根拠法令等】 母子保健法第９条・第１０条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

④ １歳児歯磨き教室

【目 的】 乳歯のはえ始めの時期に歯磨きの基本を学び、う歯の発生を予防する。

【対 象 者】 １歳児の保護者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 １２回開催

対象者：８０名 実施者：４０名 受診率：５０．０％

【根拠法令等】 母子保健法第９条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第６条

(7) 母子健康包括支援センター「すくすく」事業
(重層的支援体制整備事業の利用者支援事業として実施)

① 産後サポート事業（母乳相談事業「おっぱい相談会」）

【目的】 乳児の栄養は母乳が基本であるが、授乳についての悩みを抱える産婦も多い。また、母自身の病気や復職などの理由で母乳から人工乳へ切り替えたいという相談も多い。専門職である助産師等に気軽に相談できる場を設け、同じ悩みを持つ仲間と集える場を提供することを目的とする。

【対象者】 ①母乳育児に対し相談や不安のある産婦とその赤ちゃん
②卒乳に関し相談や不安がある母子

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 年12回開催 利用人数：8人（延べ人数）

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

② 産後サポート事業（親支援プログラム「BPプログラム」）

【目的】 0歳児を初めて育てる母親が、子育ての仲間ができ、育児の不安が解消されストレスを軽減することができる。また、少し先を見通した育児知識を得られることによって、安定した子育てを行なうことができる。

【対象者】 ①生後2～5か月の児を持つ母。但し第1子。
②各教室定員10組

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 春教室：5～6月 秋教室：11～12月 各4回コース

	春教室	秋教室
対象者数	13	8
参加人数（実人数）	5	5
参加人数（延べ人数）	14	18

【根拠法令等】 母子保健法 第22条

③ 保養型産後ケア事業（リフレッシュママ）

【目的】 妊娠や分娩によってゆがんだ骨盤を正常な位置に戻し、肩こり・腰痛・冷え性などの症状を予防するとともに、自分の身体と向き合う時間を持ち助産師が母親の相談にのることで不安やストレスの軽減を図る。

【対象者】 産後2～12か月の母親とその子ども

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 年5回開催 利用者数：27人

【根拠法令等】 母子保健法 第17条の2

④ 療養型産後ケア事業

【目的】 出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が産科医療機関等でショ

ートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）を利用し、出産後の母体の保護と育児能力の向上を目的とする。

- 【対 象 者】 ・ 4 か月未満の乳児とその母親
・ 育児に不安があるが、家族等の支援が得られない母子
・ 医療行為が必要ない母子

【実施主体】 熱海市

- （実施施設） ・ 上山レディースクリニック ・ 小田原マタニティクリニック
・ 順天堂大学医学部附属静岡病院 ・ 桃太郎助産院
・ 鈴富助産院 ・ その他（償還払い）

【事業実績】

		上山 レディース クリニック	小田原 マタニティ クリニック	順天堂大学 医学部附属 静岡病院	桃太郎 助産院	鈴富 助産院	償還 払い
ショート ステイ （宿泊）	実人数（人）	1	2	0	1		0
	延人数（人）	1	2	0	1		0
	利用日数	2	6	0	2		0
デイケア （日帰り）	実人数（人）	0	0	0	0		1
	延人数（人）	0	0	0	0		2
訪問型	実人数（人）				0	0	0
	延人数（人）				0	0	0

【根拠法令等】 母子保健法 第 1 7 条の 2

⑤ 妊娠期電話相談

【目 的】 妊娠中からの不安を軽減し、安心して出産に臨み、赤ちゃんを迎えることができることを目的とする。

【対 象 者】 妊娠後期 2 2 週以降の妊婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実人員 2 0 人

【根拠法令等】 母子保健法 第 2 2 条

（ 8 ） あたみっ子出産応援金支給事業

【目 的】 妊娠、出産に係る保護者の経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備するもの

- 【対 象 者】 1) 申請時に住民基本台帳に記録があり、出産後も引き続き居住する意思のある妊婦
2) 申請時に妊娠 2 2 週以降出産日前日までに申請した妊婦
3) 出産予定日において本市に住所を有する見込みのある妊婦
4) 生活保護を受けていない方

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 申請者数 87件 ※本事業は令和2年度より開始

(9) マタニティ・サポート事業

【目的】 妊婦が安心して妊娠及び出産ができるよう、出産時の移動に際して救急自動車で産院等までの搬送を行うもの

【対象者】 1) 住民基本台帳に記録されている妊婦
2) 当市に里帰りし、出産を迎える妊婦で搬送時に当市に居住している妊婦

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 ※本事業は令和2年度から開始

登録ができる対象者数	89
利用登録者数	64
利用登録率	71.9%
利用者数	13
利用率	20.3%

(10) 不妊治療費助成事業（令和4年度より開始）

【目的】 不妊治療又は不育症治療に要する費用を助成することにより、不妊治等を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。

【対象者】 夫又は妻が熱海市民であり、不妊治療を行おうとする夫婦また不育治療を受けた夫婦で治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満とする。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

申請者の年齢と人数及び延べ回数

	令和6年度
30歳以下	4
31～35歳	4
36～40歳	5
41～45歳	0
申請をした人数	13
申請延べ回数	14

治療内容の内訳

	令和6年度
薬物療法	2
タイミング療法	3
人工授精	6
体外受精	7
顕微授精	3
不育治療	1
その他	2

※申請者12名のうち母子健康手帳交付者7名。

(11) 未熟児養育医療

【目的】 未熟児は、正常な新生児と比べ生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障がいを残すことも多いことから生後速やかに適切な処理を講ずることが必要である。このため、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。

(※平成25年度より県から市へ権限移譲された事業)

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 (単位：人、件、日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付実人数	1	3	3	2	1
給付延べ件数	2	5	5	3	2
給付延べ日数	19	78	71	121	2
加算基準額適用日	0	0	0	51	0

※ 加算基準額適用：同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合

(12) 熱海市出産・子育て応援給付金支給事業（令和4年度より開始）

【目的】 妊婦・子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金を支給することにより、出産及び子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図り、もって、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備することを目的とする。

【対象者】 ①出産応援ギフト支給対象者（支給対象妊婦）

ア 市内に住所を有していること。

イ 伴走型相談支援における妊娠の届出時の面談等を受けていること。

ウ 他市町村で出産応援ギフトの支給を受けていないこと。

②子育て応援ギフト支給対象者

ア 市内に住所を有していること。

イ 伴走型相談支援における出産後の面談等を受け、かつ、当該面談等の起因となる児童を養育していること。

ウ 他市町村で子育て応援ギフトの支給を受けていないこと。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 出産・子育て応援給付金給付者

・ 出産応援ギフト 86人

・ 子育て応援ギフト 94人（うち胎児1組）

2. あたみ国保特定健診・特定保健指導・フレイル健診

(1) あたみ国保特定健診・特定保健指導

【目 的】 メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を抽出し、早期の段階で適切な保健指導を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むよう行動変容を促す。

【対 象 者】 特 定 健 診：熱海市国民健康保険に加入する40歳～74歳
特定保健指導：特定健診を受診しメタボリックシンドローム及び予備群に該当する者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	対象者数(人)	実施者数(人)	実施率(%)
特 定 健 診	6, 845	2, 218	32.4
特定保健指導(動機付け支援)	121	6	5.0
特定保健指導(積極的支援)	52	5	9.6

【根拠法令等】 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) フレイル健診

【目 的】 高齢者のフレイル状態を早期に発見し、受診後は介護状態にならないよう健康診査の結果を生かした保健事業に結び付ける。

【対 象 者】 静岡県後期高齢者医療に加入する75歳以上の者

【実施主体】 静岡県後期高齢者医療広域連合

【事業実績】

	対象者数(人)	実施者数(人)	実施率(%)
健 康 診 査	9, 339	2, 748	29.4

【根拠法令等】 高齢者の医療の確保に関する法律

(3) 保健・医療等の適正な利用促進事業

①通知による勧奨事業

【目 的】 被保険者が適正な保健・医療にかかるために、定期的な特定健診、疾病予防や生活習慣病の重症化を目的に、適時に対象にあった勧奨内容の通知を送ることで、対象者の行動に変容を起こすことを目的とする。

【対 象 者】 熱海市国民健康保険に加入する40歳～74歳

【実施主体】 熱海市

【内 容】

	通知内容	実績
ア. 特定健診受診勧奨事業（１回目）	〈対 象 者〉 特定健診対象者 〈通知時期〉 ６月 ７ 日 〈形 式〉 ハガキ（圧着） 〈記載内容〉 対象者の過去３年間の行動分析から５つのセグメントを行い内容を検討	5,886 通
イ. 特定健診受診勧奨事業（２回目）	〈対 象 者〉 ア. の未受診者 〈通知時期〉 １月 １ ７ 日 〈形 式〉 ハガキ（圧着） 〈記載内容〉 追加健診受診券と兼ね受診勧奨	4,145 通
ウ. 特定保健指導参加勧奨（通知及び電話勧奨）	〈対 象 者〉 特定保健指導対象者 〈通知時期〉 ９月下旬から計４回 〈形 式〉 封書（A3 サイズ二つ折り）の送付 〈電話勧奨〉 封書送付後の電話による受診勧奨	通知発送 174 通 電話勧奨 153 通
エ. 生活習慣病予防受診勧奨（未受診者対策）	〈対 象 者〉 前年度特定健診結果において、適正な医療に繋がっていない方（血圧・血糖値・脂質検査のみ） 〈通知時期〉 ５月 ３ １ 日 〈形 式〉 封書（A3 サイズ二つ折り） 〈記載内容〉 受診を勧める内容	249 通
オ. 生活習慣病予防受診勧奨（治療中断者対策）	〈対 象 者〉 過去に治療歴・処方歴があるが、直近 12 ヶ月以上、受診が確認できない方（高血圧・糖尿病・脂質異常症のみ） 〈通知時期〉 １ １ 月 〈形 式〉 封書 〈記載内容〉 受診を勧める内容	78 通

【根拠法令等】 熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第２期データヘルス計画）
②受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康 GET！GET！大作戦」）

【目 的】 国の定めた特定健診の目標受診率に達しない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対 象 者】 熱海市の特定健康診査の受診資格がある 69 歳以下の者

【実施主体】 熱海市

【内 容】 受診をすると熱海ブランド A-PLUS 認定品、または市内運動施設利用券がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

ア. 若い年代の受診率向上

40～49 歳の方は受診の確認ができ次第、引換券を発送

イ. 全体（50～69 歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】

対象者	発行数（人）	引換件数（人）	引換率（％）
ア．４０～４９歳の受診者（全員）	９３	４６	４９．５
イ．５０～６９歳の受診者 （応募した中から抽選）	１９６	１７９	９１．３

【根拠法令等】 熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第３期データヘルス計画）

（４）特定健康診査に代わる健康診査情報提供

【目 的】 人間ドック、職場の健診等を受診している方は、受診しているにも関わらず、本市にはその情報がないために「未受診者」の扱いとなり、不要な受診勧奨を行っている現状がある。特定健診に代わる健康診査の結果を提供していただくことで、特定健康診査を受診したとみなし、あたま国保特定健診の受診率を上げるとともに健診事後の生活習慣病の早期発見と早期介入のため保健指導に繋げることを目指す。

【対 象 者】 熱海市国民健康保険に加入する４０歳～７４歳

【実施主体】 熱海市

【内 容】 ①人間ドック費用助成

申込をされた方を対象者に人間ドックを受診後に必要書類をそろえ申請。費用の７割（上限３万円）を助成

②職場の健康診査結果情報提供

- ・職場で健康診査を行っている事業所に、結果提供の協力を依頼する。
- ・受診勧奨通知に健康診査結果の情報提供を呼びかける。

【事業実績】 ①人間ドック費用助成

申込者（人）	申請者（人）	受診率（％）
１３５	１０１	７４．８

②職場等の健康診査結果情報提供

- ・ふれあい作業所健康相談による健診結果情報提供 １３件
- ・受診勧奨通知に健康診査結果の情報提供を呼びかけ ２件

【根拠法令等】 熱海市国民健康保険保健事業実施計画（熱海市第２期データヘルス計画）

（５）重症化予防事業

①重複・多剤投与者等に対する取組

【目 的】 本市の「データヘルス計画」では、「システムを活用して診療、薬剤の処方状況などを把握し、関係機関と連携して重複・多剤投与者について策を講じる」とし、医療費適正化に関する取組を行うとしている。重

複・多剤投与者等の減少及び重複・多剤投与等を減らし適正な医療にかかることで、医療費の抑制や対象者の身体・経済的負担を軽減することを目的とする。

【実施主体】 熱海市

【対象者】 下記のいずれかに該当する者とする。

ア 重複受診者：同一疾病で、3医療機関以上をそれぞれ5日以上受診している者

イ 頻回受診者：同一疾病で、同一医療機関を15日以上受診している者

ウ 重複処方者：3医療機関以上から、1剤以上重複して薬剤の処方を受けているまたは、2医療機関以上から、2剤以上重複して薬剤の処方を受けている者

エ 同一月内に、薬剤を15錠以上処方されている者

【実施方法】

- ・KDBシステムを用いて対象者を抽出。
- ・対象者それぞれに合わせた通知を作成し郵送。
- ・通知郵送後、対象者の受診行動がどのように変化したか、KDBシステム等を用いて把握。

【事業実績】

	発送数
ア 重複受診者	14
イ 頻回受診者	6
ウ 重複処方者	2
エ 多剤処方者	44

② 「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」の運用

【目的】 糖尿病患者数の増加が課題となるなか、糖尿病の合併症のひとつである糖尿病性腎症における医療費増加に対する対策として、国・県においては「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定している。

本市においても、国、県の方針を受け、本市の特徴を盛り込んだ熱海市版プログラムを策定し、市民の生活習慣病重症化予防を早期介入できる体制づくりを、各関係機関と連携・協働しながら「重症化予防にかかる戦略会議」を開催。

事業の協議・評価を行い、プログラムの効果的な運用を目的とする。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

①プログラムの事業評価「重症化予防にかかる戦略会議」の開催

日時	内容	参加委員数 (人)
8月28日 (水)	① 令和5年度 保健事業報告 ② 令和6年度 主な保健事業 ・令和6年度 糖尿病連携手帳活用普及事業 ・FBR 作成ツールを活用した事業展開 ほか	4
令和7年 3月10日 (月)	① 令和6年度保健事業実績報告 各種保健事業、まもじんプロジェクト、FBR を活用した保健事業 ② FBR 作成ツールを活用した保健指導の事業展開について ③ 保健指導の着眼点（保健指導対象例）	5

②プログラムに沿ったハイリスク者の保健指導

かかりつけ医より「保健指導依頼書」を受け実施した保健指導件数 0 件

③糖尿病連携手帳の配布医療機関 12 医療機関

【根拠法令等】 「熱海市版慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」

3. 健康増進事業

(1) 市民健診（がん検診等）

【目 的】 疾病を早期に発見し、予防活動に努め、心身の健康を保持する。

【対 象 者】 熱海市に住民登録のある者で以下の年齢(年度年齢)に該当する者

- ①健康診査・・・・・・・・・・40歳以上の生活保護受給者
- ②肺がん検診・・・・・・・・・・40歳以上
喀痰検査・・・・・・・・・・50歳以上
- ③胃バリウム検診・・・・・・40歳以上
- ④胃カメラ検診・・・・・・・・50歳以上偶数年齢
- ⑤大腸がん検診・・・・・・・・40歳以上
- ⑥前立腺がん検診・・・・・・50歳以上の男性
- ⑦乳がん検診・・・・・・・・・・40歳以上の女性で前年度未受診者
- ⑧子宮頸がん検診・・・・・・20歳以上の女性で前年度未受診者
- ⑨骨粗しょう症検診・・・・40歳～70歳までの5歳刻みの年齢の女性
- ⑩歯周病検診・・・・・・・・・・40歳～70歳までの5歳刻みの年齢
- ⑪肝炎ウイルス検診・・・・40歳以上で肝炎ウイルス検診を受けたことが無い者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

① 市民健診（がん検診等）の受診状況

年 度	令和5年度			令和6年度		
健診内容／人数	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
① 健康診査	—	30	—	—	33	—
眼底検査（再掲）	—	—	—	—	—	—
② 肺がん検診	27,107	5,342	19.7	26,793	5,231	19.5
喀痰検査	—	89	—	—	71	—
③ 胃バリウム検診	27,107	430	1.6	26,793	385	1.4
④ 胃カメラ検診	12,237	535	4.4	12,113	528	4.4
⑤ 大腸がん検診	27,107	3,474	12.8	26,793	3,413	12.7
⑥ 前立腺がん検診	10,485	1,594	15.2	10,468	1,553	14.8
⑦ 乳がん検診	14,171	879	6.2	14,093	916	6.5
⑧ 子宮頸がん検診	16,514	790	4.8	16,357	779	4.8
⑨ 骨粗しょう症 検診	1,547	116	7.5	1,471	92	6.3
⑩ 歯周病検診	3,037	199	6.6	3,344	119	3.6
⑪ 肝炎ウイルス 検診	—	389	—	—	369	—

② 市民健診（がん検診等）令和6年度精密検査結果

（単位：人）

区 分	受診者	要精密検査者数	精密検査結果
肺がん検診 （読影）	5,231	34	受診者 32 異常なし 9 肺がん 5 肺がん疑い 3 その他の疾患 12 未確定 3 未受診 1 未把握 1
肺がん検診 （喀痰）	71	0	受診者数 0 異常なし 0 肺がん 0 肺がんの疑い 0 その他の疾患 0 未確定 0 未受診 0 未把握 0
胃バリウム検診	385	6	受診者数 6 異常なし 0 胃がん 0 胃がんの疑い 0 その他の疾患 6 未確定 0 未受診 0 未把握（未返送） 0
胃カメラ検診	528	52	受診者数 52 異常なし 4 胃がん 0 胃がんの疑い 2 その他の疾患 44 未確定 2 未受診 0 未把握（未返送） 0
大腸がん検診	3,413	312	受診者数 238 異常なし 119 大腸がん 15 大腸がん疑い 10 その他の疾患 89 未確定 5 未受診 61 未把握（未返送） 13
前立腺がん検診	1,553	121	受診者数 108 異常なし 34 前立腺がん 4 前立腺がん疑い 32 その他の疾患 18 未確定 20 未受診 11

			未把握	2
乳がん検診 (クーポン検診 含む)	916	65	受診者数	64
			異常なし	22
			乳がん	4
			乳がんの疑い	2
			その他の疾患	33
			未確定	3
			未受診	0
			未把握	1
子宮頸がん検診 (クーポン検 診・市外償還払い 検診含む)	779	9	受診者数	7
			異常なし	1
			子宮頸がん	0
			子宮頸がん疑い	1
			その他の疾患	4
			未確定	1
			未受診	1
			未把握	1

※精密検査結果は、令和7年6月19日時点の値である。

③ 歯周病検診受診者状況

平成29年度より、対象年齢を10歳間隔から5歳間隔に変更。

令和6年度より対象者に20歳30歳が追加。

対象者：20・30・40・45・50・55・60・65・70歳男女
3,344人

受診者：119人

受診率：3.6%

年 齢	受診者数			結 果 内 訳		
	男性	女性	計	要精密検査	要指導	異常なし
20歳	0	6	6	0	5	1
30歳	2	5	7	2	5	0
40歳	2	2	4	1	3	0
45歳	5	3	8	4	4	0
50歳	3	10	13	3	6	4
55歳	2	10	12	5	6	1
60歳	12	14	26	11	7	8
65歳	7	20	27	11	9	7
70歳	6	10	16	9	5	2
合 計	39	80	119	47	50	22

④ 骨粗しょう症検診受診者状況

対象者：40・45・50・55・60・65・70歳女性 1,471人

受診者数：92人

受診率：6.3%

実施方法：手骨の骨塩定量におけるDXA法、またはCXD法、DIP法

年 齢	受診者数	結 果 内 訳		
		要精密検査数	要指導	異常なし
4 0 歳	4	0	0	4
4 5 歳	2	0	0	2
5 0 歳	1 0	2	0	8
5 5 歳	1 4	0	0	1 4
6 0 歳	2 2	4	3	1 5
6 5 歳	1 4	8	2	4
7 0 歳	2 6	1 5	1	1 0
合 計	9 2	2 9	6	5 7

※ 判定基準：要精密検査＝Y A M 8 0 %未満、要指導＝Y A M 8 0 %以上 9 0 %未満

⑤ 肝炎ウイルス検診受診者状況

受診者内訳：節目年齢 6 9 人 ／ 節目外年齢 3 0 0 人

受診者数	B 型 の 結 果		C 型 の 結 果	
	陰 性	陽 性	陰 性	陽 性
3 8 9	3 6 7	2	3 6 9	0

令和 6 年度肝炎陽性者フォローアップ事業対象者は 2 人（申込者 1 人）

【根拠法令等】 健康増進法 第 1 9 条の 2

（２）新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

【目 的】 市区町村が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

【対 象 者】 下記条件に該当する女性

<子宮頸がんクーポン検診>

生年月日：平成 1 1 年 4 月 2 日～平成 1 7 年 4 月 1 日生まれ（2 0 ～2 5 歳）の女性

<乳がんクーポン検診>

生年月日：昭和 5 8 年 4 月 2 日～昭和 5 9 年 4 月 1 日生まれ（4 1 歳）の女性

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 受診状況

子宮頸がんクーポン検診			乳がんクーポン検診		
対象者数	受診者数	受診率（%）	対象者数	受診者数	受診率（%）
7 7 0	2 2	2 . 9	1 1 5	1 3	1 1 . 3

（３）若年がん患者等支援事業

① 妊孕性温存治療支援

【目 的】 将来子どもを産み育てることを望むがん患者に対し、妊孕性温存治療に

要する費用を助成することにより、若年がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

【対象者】 子どもを持つことが難しくなる可能性がある治療を行う必要がある40歳未満の者

【事業実績】 0人

② 医療用補整具購入支援

【目的】 がん患者に対し、がん治療による外見変貌を補完する医療用補正具の購入に要する費用を助成することにより、がん患者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする

【対象者】 がん治療に伴う脱毛又は乳房を切除したことにより、ウィッグ、乳房補正具が必要となった者

【事業実績】 12人

③ 在宅療養生活支援

【目的】 小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図り、在宅療養生活の質の向上に寄与することを目的とする。

【対象者】 がんの治療を目的とした治療を行わない40歳未満の者

【事業実績】 1人

(4) 受診率向上事業（インセンティブ事業「熱海健康GET！GET！大作戦」）

【目的】 国の定めたがん検診の目標受診率に達しない現状にあるなか、市民の健康増進及び生活習慣病の重症化予防のためには、市民の受診行動につながる効果的な取り組みが必要である。そのため、健康診査受診についてのインセンティブを付け、市民の健康診査受診への興味を高め、受診率向上に繋げることを目的とする。

【対象者】 熱海市の市民健診の受診資格がある69歳以下の者

【実施主体】 熱海市

【内容】 受診をすると熱海ブランドA-PLUS認定品、または市内運動施設利用券がもらえることを広く周知し、受診行動に繋げる。

①若い年代の受診率向上（子宮頸がん検診）

20～39歳の方は受診の確認ができたところで引換券を発送

②全体（40～69歳）

希望者は受診後申込。抽選を行った上で引換券を発送

【事業実績】

	発送数（件数） （②は申込数）	引き換え件数	引換率（％）
① 20～39歳の子宮頸がん検診 受診者（全員）	64	36	56.3
② 40～69歳の市民健診受診者 （応募した中から抽選）	170	146	85.9

（５）健康相談

① 総合健康相談

【目 的】 心身の健康に関する一般的な事項について総合的な指導、助言を行い、
自己の健康状態を見つめなおし、生活習慣の改善や、適切な受診ができる
ような支援をする。

【対 象 者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
総合健康相談 （来所・電話等 随時相談）	4 2	4 2

【根拠法令等】 健康増進法 第 1 7 条第 1 項

② 重点健康相談

【目 的】 生活習慣病の予防、あるいは適切な受診、治療の継続をはかるため、自己
の生活習慣を見つめ直し、改善できるよう支援していく。

【対 象 者】 ・生活習慣病予防に関する相談を希望する者
・特定健診、各種検診等で所見が見られた者
・骨粗鬆症等の疾病予防の相談を希望する者
・精神疾患者等

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

	開催回数（回）	被指導延人員（人）
高血圧	3 4	3 4
脂質異常症	4 3	4 3
糖尿病	3 2	3 2
歯周疾患	0	0
骨粗鬆症	1 6	2 2 6
女性の健康	0	0
病態別	0	0
総合	1	7 0
精神（思春期相談含む）	0	0
腎機能低下	0	0
合 計	1 2 6	4 0 5

相談回数は相談を受けた日を計上している。

【根拠法令等】 健康増進法 第 1 7 条第 1 項

(6) 健康教育

①一般健康教室（出前健康教室）

【目 的】 地区・団体の要望に応じた健康に関する情報を提供することにより、疾病や正しい生活習慣について学習し、生活習慣の改善に役立てる。

【対 象 者】 町内会及び市民団体等

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 開催回数 18回 被指導延人数 285人

【根拠法令】 健康増進法 第17条第1項

②重点健康教室

ア．あなたの検査値が正常へ近づく！健康教室

【目 的】 本市の死亡率、特に働く世代の死亡率の高さは県下最下位のレベルにある。これを改善するためには、特定健診による循環器疾患の早期発見・適正治療が不可欠である。

特定健診を受診した市民のうち指導を必要とする対象者を早期の段階で保健指導に結びつけることは必須である。特定健診の結果から自身の健康状況を理解し、かつ生活習慣病予防、特に日々の食事や運動への意識の向上に資する教室を開催する。

【対 象 者】 特定健診の受診者で以下のいずれかに該当する人

- ・ 特定保健指導対象者
- ・ 糖尿病予防 HbA1c 6.5%以上、空腹時 126mg/dl 以上
- ・ 高血圧予防 I 度高血圧
(収縮期血圧 140mm/Hg 以上または拡張期血圧 90mm/Hg 以上)
- ・ 脂質異常症予防 LDL コレステロール 140mg/dl 以上
中性脂肪 空腹時 150mg/dl、随時 175mg/dl 以上

【内 容】

1) 運動習慣確率コース

	内 容
1 回目	インボディ測定 講話：健診結果からわかること 講話：インボディ測定結果説明 実技：自宅でできる運動
2 回目	実技：自宅でできる運動
3 回目	実技：自宅でできる運動
4 回目	インボディ測定 講話：インボディ測定結果説明 実技：自宅でできる運動

講師：健康運動指導士、保健師、栄養士

2) 食習慣コース

	内 容
1 回目	糖尿病予防 講話：病態に関する講話 講話：検査値改善食事のヒント～血圧が心配なあなた～ 試食
2 回目	高血圧予防 講話：病態に関する講話 講話：検査値改善食事のヒント～血圧が心配なあなた～ 試食
3 回目	脂質異常症予防 講話：病態に関する講話 講話：検査値改善食事のヒント～中性脂肪・コレステロールが心配なあなた～ 試食

講師：保健師、栄養士

【実施主体】熱海市

【事業実績】

1) 運動習慣確率コース

開催回数（回）	参加実人数（人）	参加延人数（人）
4	26	61

2) 食習慣コース

開催回数（回）	参加人数（人）
3	41

【根拠法令】健康増進法 第17条 第1項

イ. 慢性腎臓病(CKD)予防教室

【目 的】生活習慣病予防の中でも増え続ける透析導入患者を少しでも減らす為、慢性腎臓病(CKD)およびその予備群を抽出し、早期の段階で慢性腎臓病(CKD)の発症ならびに悪化を防ぐ生活習慣の改善ができるよう、広く健康教室(希望者には個別指導)を行い、生活習慣の改善に自ら取り組むよう促す。

【対 象 者】令和6年度あたみ国保特定健診受診者の中で、CKD重症度分類(CKD診療ガイド2012)「黄」「オレンジ」「赤」の該当者。

- *「黄」：e-GFRが45～59で尿蛋白が正常値、またはe-GFR60以上で尿蛋白が(±)。
- *「オレンジ」：e-GFRが30～44で尿蛋白が正常値、またはe-GFRが45～59で尿蛋白が(±)。
または、e-GFRが60以上で尿蛋白が(+)以上。
- *「赤」：e-GFRが30未満で尿蛋白が正常値、またはe-GFRが45未満で尿蛋白が(±)。
または、e-GFRが60未満で尿蛋白が(+)以上。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 基本編：熱海市ホームページにて動画配信。案内通知を送ってから栄養編
開催まで視聴し自宅学習

栄養編：教室

教室回数（回）	対象者（人）	参加者数（人）	実施率（％）
4	707	75	10.6

【根拠法令】 健康増進法 第17条 第1項

ウ.がん予防フェア

【目 的】 本市の死因別死亡割合をみると、約25％が悪性新生物によるものであり、
がんで命を落とす市民が少なくない。中でも女性のがん死亡のうち、乳がん
が理由であった者の割合は、16.5％であり、これは、静岡県との割合の約2倍
と高い割合である。特に本市の婦人科検診の受診率は、低迷しており、近隣
市町や静岡県と比較して、低い状況にある。

これらのことから女性の健康づくりも踏まえ、がん予防に関する講演会の
開催を企画し、市民ががんを予防するための方法としてがんについての情報
の取得や早期発見・早期治療のための検診の利用が促されるように普及啓発
する。

【対 象 者】 市民

【内 容】 第1部 がん予防講演会「もっと知って欲しい がんのこと」

講師：静岡県立大学特任教授 若林 敬二氏

第2部 各種健康器具測定会

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 参加者数 71名

【根拠法令】 健康増進法 第17条 第1項

（7）訪問指導

【目 的】 日常生活において保健指導が必要な者及びその家族に対し、健康問題を
総合的に把握した上での必要な指導を行い、心身機能の低下予防と健康の
保持増進を図る。

【対 象 者】 ・疾病予防のため、生活・食事面での指導が必要な者
・認知症や閉じこもり等の予防に関する指導が必要な者

- ・関係機関より訪問依頼があった者
- ・精神疾患における保健指導が必要な者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

指導内容	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
要指導者等	0	0
個別健康教育対象者	0	0
閉じこもり予防	0	0
認知症の者	0	0
精神疾患	0	0
その他	0	0
合 計	0	0

【根拠法令等】健康増進法 第17条第1項

（８）健康づくり事業

① 熱海市健康づくり総合推進会議（設置規定：平成１８年告示第１００号）

【目 的】 熱海市における総合的な健康づくりの方策について協議し、住民の健康増進を図る。

【委 員 等】 [委員] １７名 [定員] ２０名以内

【任 期】 令和５年６月２９日から令和７年６月２８日まで（２か年）

【実 績】

会 議	開催日	出席者数	内 容
第１回	令和６年７月３１日	１３名	１．令和５年度保健事業報告 ２．令和６年度保健事業計画（案）
第２回	令和７年３月１２日	１２名	事業報告

② 熱海市歯科保健推進会議（設置規定：平成２５年告示第６５号）

【目 的】 熱海市歯科保健計画の円滑な推進について協議し、歯や口の健康づくりを効果的に進める。

【委 員 等】 [委員] １２人 [定員] １８人

【任 期】 令和５年７月６日から令和７年７月５日まで

【実 績】

会 議	開催日	出席者数	内 容
第１回	令和６年７月２６日	７名	令和５年度歯科保健事業実施状況 令和６年度歯科保健事業実施計画（案）
第２回	令和７年３月３日	９名	令和６年度歯科保健事業実施状況 令和７年度歯科保健事業実施計画（案）

③ 健康まつり

【目 的】 「熱海市健康増進計画」の推進の一環とし、「健康づくりの普及・啓発」を目的に、各関係団体との連携・協働を図り、情報発信の場として開催する。

【対 象 者】 市民

【実施主体】 熱海市健康まつり実行委員会

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ・熱海市医師会 | ・熱海市歯科医師会 |
| ・熱海市地区薬剤師会 | ・熱海市健康づくり推進委員連絡会 |
| ・静岡県結核予防婦人会熱海支部 | ・熱海市健康づくり食生活推進協議会 |
| ・静岡県看護協会熱海地区支部 | ・ＭＯＡ自然農法の会 |
| ・熱海・伊東圏域地域リハビリテーション強化推進事業 | |
| ・シンコースポーツ | ・明治安田生命 |
| ・熱海健康福祉センター（保健所） | ・熱海市 |

【開催概要及び内容】

ア 日 時 令和６年１０月２０日（日） １０：００～１２：３０

イ 場 所 市役所第３庁舎・いきいきプラザ２階・３階・５階

ウ 総来場者数 183 人

エ 内 容

	団体名	コーナー名	内 容
1	熱海市 医師会	よろず健康相談	健康相談、在宅医療、往診相談 動画視聴（地域医療講座）
2	熱海市 歯科医師会	歯科検診と歯ブラシ指導	歯科検診、歯ブラシ指導 歯と口腔内についての健康相談
3	熱海市地区 薬剤師会	お薬よろず相談会 防災について （災害時にも慌てない日頃の準備）	・お薬何でも相談 ・ベジミルによる野菜の摂取量確認 ・肺チェッカー（肺年齢チェック） ・防災について（緊急時の対応）
4	熱海市健康づ くり推進委員 連絡会	骨の強さ・足指力を測定し よう！	骨密度測定、足指力測定
5	熱海市健康づ くり食生活推 進協議会	野菜大好き	・ベジチェック ・減塩メニューの試食提供 ・活動紹介
6	静岡県結核予 防婦人会熱海 支部	結核予防に関する展示・クイズ、 バザー	展示、クイズ、バザー
7	静岡県看護協 会 熱海伊東地区 支部	乳がんの「セルフチェック」& 手指衛生で感染から守る	・乳がんの予防啓発活動 ・手指衛生による感染予防
8	MOA 自然農法	熱海産 自然農法の野菜、原木 椎茸販売コーナー	自然農法産野菜の販売
9	熱海健康福祉 センター（熱 海保健所）	食事のバランスチェック	「そのまんま野菜カード」を用いて 普段から主食・主菜・副菜が揃った 食事ができているか確認する
1 0	静岡県総合健 康センター （シンコース ポーツ）	健康測定	体組成（インボディ）測定
1 1	熱海・伊東圏 域地域リハビ リテーション 強化推進事業	あなたの筋力調べてみませんか	・測定（嚙下チェック） ・健康相談 ・運動説明コーナー
1 2	熱海市	高血圧予防	（健康づくり室） 高血圧予防のための食事・運動に関 する展示
		健康測定	（健康づくり室） 体組成（インボディ）測定 ※シンコースポーツに依頼
		健康測定	（健康づくり室） 血管年齢測定、脳年齢測定

	※明治安田生命に依頼
マイナ保険証をご利用ください	(保険年金室) マイナ保険証の周知・広報
e スポーツ体験	(スポーツ推進室) 「太鼓の達人」の体験
移動図書館	健康に関する書籍の貸出し
認知症体験会	(長寿支援室) デジタル機器 (VR) を使用した認知症体験会
軽食販売	久遠のパン、ローザロッソの総菜の販売
スタンプラリー	(健康づくり室) 景品の配布

【根拠法令】 健康増進法 第4条

(9) 栄養改善事業

① 胎児期（母性）・乳幼児期における栄養相談・一般栄養指導

【目 的】

胎児期・・体を取り巻く生活環境は複雑化し、食品の選択や摂取状況も多様化している今日、母子の健康増進の一部として栄養改善を図る必要がある。

母子の栄養改善を図るには、妊婦自身が食生活に関し、知識と理解を持ち、これを日常的に生かし、実践できるよう指導することを目的とする。

乳児期・・生涯を通して発育が最も盛んな時期であるとともに、望ましい食生活の基礎をつくる重要な時期である。食物摂取の出発点であり、将来の食物嗜好形成の基礎でもある離乳食の大切さを啓発することを目的とする。

幼児期・・精神、情緒、及び運動機能が著しく発達してくる時期、食生活の関わり方により「食事に対する態度や知識」は、大きく影響する時期である。基本的な食習慣の確立を「発育・嗜好・しつけ」の3点から考慮し、肥満・虫歯予防等の様々な問題点の改善に努め、食生活の大切さを啓発することを目的とする。

【対 象 者】 熱海市民の妊婦、乳幼児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 栄養相談・教室（母子保健事業）

事業名	指導者数(人)	指導方法
両親学級	延べ83 (内、夫36)	集団
ぴよぴよ教室	42	集団
乳幼児相談	20	個別（希望者）
1歳児歯磨き教室	40	集団
7～8か月児相談	66	個別
1歳6か月児健康診査	71	個別
2歳児歯科健診	44	個別（抽出）
2歳6か月児歯科相談	63	集団
3歳児健康診査	88	個別
合 計	517	

【根拠法令等】 健康増進法・母子保健法

② 成人期・老人期における栄養相談・一般栄養指導

【目 的】 健康診査等により自分の健康状態を継続的に把握し、疾病の早期発見に努めるとともに、自分の生活習慣をどのように改善したらよいかという、健康づくりの目安を得て食生活の面から疾病予防の実践に努めることを目的とする。

【対 象 者】 熱海市民

【実施主体】 熱海市

【実施実績】

ア．個別栄養相談（健康増進事業）

病態分類	相談者数（人）
高血圧	9
脂質異常症	12
糖尿病	13
病態別	0
骨粗しょう症	0
女性の健康	0
病態別	6
総合健康相談	5
合 計	45

イ．集団栄養教育（健康増進事業）

分類		教室回数（回）	延べ参加者数（人）
一 般		23	370
病態別	減塩	0	0
	CKD 予防	4	75
	骨粗しょう症予防	0	0
	生活習慣病予防 （健診結果説明会）	8	173
合 計		35	618

ウ．集団栄養教育（介護予防事業）

教室名	教室回数（回）	延べ参加者数（人）
いきいき脳活セミナー	2	25
膝痛・腰痛を楽にする教室	2	23
合 計	4	48

【根拠法令等】 健康増進法 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律

③ 市民の健康づくりの推進（栄養講座・教室、啓発事業）

【目 的】 対象者別に問題点を課題化し、正しい食習慣を啓発する。

【事業実績等】

ア. 栄養講座・教室

教室・イベント等	開催場所	事業内容	開催日	参加者数(人)	実施主体
熱海 MOA 自然農法の会	JA ふじ伊豆 下多賀店 2 階会議室	フレイル予防について（講話）、 骨密度測定	4 月 18 日	36	熱海 MOA 自然農法 の会
上多賀サロン	上多賀会館	減塩について （講話）、共食の 推進（試食提供）	5 月 10 日	20	上多賀 サロン
シニアカフェ	いきいき プラザ 4 階 調理実習室	フレイル予防に ついて（講話）	5 月 16 日	27	熱海市健康 づくり食生 活推進協議 会
和田浜 郎和会	起雲閣	減塩について （講話）、骨密度 測定	6 月 10 日	16	和田浜 郎和会
在宅介護の会	いきいき プラザ 4 階 調理実習	骨密度測定、カル シウムアップに ついて（調理 実習）	6 月 20 日	6	在宅介護の 会
市老連女性部 料理教室	いきいき プラザ 4 階 調理実習室	フレイルを予防 について、発酵 食品を使ったレ シピ（調理実習）	6 月 26 日	19	市老連 女性部
桜町 桜寿会	いきいき プラザ 4 階 調理実習室	フレイル予防に ついて（調理実 習）、共食の推進	7 月 18 日	8	桜町 桜寿会
みつわクラブ （泉小学校学童ク ラブ）	泉小学校 家庭科室	自分で作った 料理を好き嫌い なく食べよう （調理実習）	7 月 29 日	14	みつわ クラブ
なぎの木クラブ （伊豆山小学校学 童クラブ）	伊豆山小学校 家庭科室	自分で作った 料理を好き嫌い なく食べよう （調理実習）	7 月 30 日	16	なぎの木ク ラブ
エンゼルクラブ （第一小学校学童 クラブ）	第一小学校	おやつ正しい 食べ方について （講話）	8 月 1 日	53	エンゼルク ラブ
多賀っ子クラブ （多賀小学校学童 クラブ）	多賀小学校	朝食の大切さ、 栄養バランスに ついて（講話）	8 月 8 日	36	多賀っ子ク ラブ
浜サロン	浜会館	フレイル予防に ついて（講話） 共食の推進（試 食提供）	8 月 19 日	14	浜サロン

泉 長和会	泉公民館	フレイル予防について(講話)、共食の推進(試食提供)	9月6日	15	泉 長和会
銀座サロン	コミュニティ スペース ひまわり	骨粗鬆症予防について(講話)、共食の推進(試食提供)	10月2日	11	銀座 サロン
生涯骨太料理教室	いきいき プラザ4階 調理実習室	カルシウムアップについて(講話)、骨密度測定	9月12日	16	熱海市健康 づくり食生 活推進協議 会
シニアカフェ	いきいき プラザ4階 調理実習室	フレイル予防について(講話)	10月7日	33	熱海市健康 づくり食生 活推進協議 会
伊豆山サロン	七尾会館	フレイル予防について(講話)、共食の推進(試食提供)	10月17日	12	伊豆山 サロン
前の沢サロン ゆらぎ	前の沢公民館	フレイル予防について(講話)、共食の推進(試食提供)	10月22日	8	前の沢 サロン ゆらぎ
熱海高校食育講座	熱海高校 体育館	朝食の必要性について(講話)、電子レンジで作る朝食(デモ)	10月31日	110	熱海高校
伊豆山 子ども食堂	仲道公民館	カルシウムアップについて(講話)、共食の推進(試食提供)	11月9日	18	伊豆山 子ども食堂
網代いきいき サロン	網代公民館	フレイル予防について(講話)、共食の推進(試食提供)	11月11日	22	網代 いきいき サロン
市老連女性部 料理教室	いきいき プラザ4階 調理実習室	フレイルを予防について、発酵食品を使ったレシピ(調理実習)	11月14日	17	市老連 女性部
伊豆山小学校 家庭教育学級	いきいき プラザ4階 調理実習室	野菜を使った料理を作ろう!(調理実習)	11月17日	14	伊豆山 小学校 家庭教育学 級
おやこ防災教育	いきいき プラザ4階 調理実習室	災害時の食事 《パッキングクッキング》(調理実習)	11月23日	10	生涯 学習課

熱海市 身体障がい者 福祉会	福祉センター 3階 大広間	認知症予防につ いて（講話）	1月21日	28	熱海市身体 障がい者福 祉会
がん予防フェア	いきいき プラザ7階 会議室	ベジチェック、 野菜を使ったレ シピ（試食提供）	1月24日	71	健康 づくり課
シニアカフェ	いきいき プラザ4階 調理実習室	フレイル予防に ついて（講話）	1月24日	12	熱海市健康 づくり食生 活推進協議 会

イ．栄養改善普及・活動

○市広報誌「広報あたま」掲載

- ・広報あたま6月号特集記事「第4次熱海市食育推進計画完成」

本計画の基本方針と食に関する課題について掲載

- ・広報あたま連載「お野菜ましまし 健康レシピ」

生活習慣病を予防するために野菜摂取向上を目的としたレシピを掲載 計12回

○FM 熱海湯河原収録

- ・「街角情報局」出演

毎月1回第3水曜日の夕方に生放送される番組内での食育に関する周知

内容：「第4次熱海市食育推進計画完成について」 計1回

④ 学んで健康！クッキングセミナー（健康づくり食生活推進員養成講座）

- 【目 的】 「健康づくり」をテーマに食生活の面から考え、学ぶための教室を開催し、生活習慣病予防の視点、薄れつつある食文化の伝承、食への感謝の念、食の安全性など、今必要といわれる「食育」についての知識を学び、自身の健康に役立てることを目的とする。また、健康づくり食生活推進員養成のカリキュラムを兼ねていることから、講座修了後には「健康づくり食生活推進員」のボランティア団体への入会を勧め、継続的に食への関心を高め、家族や地域のために活躍できるよう支援することも目的とする。

【対 象 者】 ア 一般市民

イ 食生活を基本とした健康づくりを推進する地域でボランティアに興味がある方

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 栄養を主とする講話、調理実習の講座（全8回）。講座5回以上の出席者を修了者とし、修了証書を交付する。

指導延人数164人（指導実人数及び修了者：21人）

【根拠法令等】健康増進法

⑤ 食育推進会議

【目 的】 食育基本法第18条第1項の規定に基づく熱海市食育推進計画の素案及

び見直し案の作成並びに食育推進計画に定める施策の実現を目的とする。

【委員構成】 推進会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。①学識経験者②栄養・食生活関係団体から推薦を受けた者③教育関係団体から推薦を受けた者④生産者関係団体から推薦を受けた者⑤市職員及び関係行政機関の職員

委員数：17名

任 期：令和6年8月9日～令和8年8月8日

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

日時	内容	参加委員数 (人)
8月21日（水）	令和6年度第1回熱海市食育推進会議 ・熱海市食育推進会議について ・第4次熱海市食育推進計画の策定からみえた課題について ・今年度の食育推進について	16
令和7年 2月26日（水）	令和6年度第2回熱海市食育推進会議 ・令和6年度食育推進事業の報告について ・次年度の食育推進事業（案）について	16

【根拠法令等】 食育基本法

(10) 健康づくり地区組織活動

① 熱海市健康づくり推進委員連絡会

【目的】 保健予防事業の推進、健康づくりの啓発及び普及等の活動を通じ、市民の健康の保持・増進を図る。

【目標】 保健予防事業について理解する。
 自己の健康状態を確認し、理解を深める。
 地域に目を向け、地域全体の健康増進のための活動ができる。

【組織】 保健活動推進に熱意があり、各町内会長の推薦を受けて市長が委嘱した者で構成される。

委員数：60名

会長：1名（役員会員より選出）

副会長：2名（ブロック長を兼務）

ブロック長：7名（内2名副会長）

広報委員：8名（南熱海のみ2名選出）

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

【事業実績】

- ア. 会議 総会 1回 出席者 28人
 役員会 2回 出席者 7人(延人員)
 広報委員会 2回 出席者 7人(延人員)
- イ. 研修会 全体研修会 2回 出席者 40人
 演題：1回目『実は怖い～高血圧症～について』
 2回目『熱海の未来を考える～介護保険と高齢者福祉～』
- ウ. 地域活動 健診を受けましょうキャンペーン 参加者 38人
 各町内会における健診の案内ポスターの掲示、回覧、啓発品の配布

エ. 関係機関会議等への参加

会議名	開催数	委任 委員数	備考
健康まつり実行委員会	1回	1名	任期1年間(年度毎)
熱海伊東地域医療協議会	2回	1名	任期2年間 (令和5年4月～令和7年3月まで)
食育推進会議	2回	1名	任期2年間 (令和6年8月～令和8年8月まで)
健康づくり総合推進会議	2回	2名	任期2年間 (令和5年6月～令和7年6月まで)

熱海市歯科保健推進会議	2 回	1 名	任期 2 年間 (令和 5 年 7 月～令和 7 年 7 月まで)
-------------	-----	-----	--------------------------------------

【根拠法令等】健康増進法 第 4 条

② 熱海市健康づくり食生活推進協議会

【目 的】 食生活改善のための普及指導及び、自主活動を活発にし、栄養水準の向上と会員相互の研鑽により、市民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

【組 織】 市で行われている健康づくり食生活推進員養成講座を修了された者で構成する。

会員数 : 28 人 会 長 : 1 人
副会長 : 1 人
会 計 : 1 人
書 記 : 1 人
会計監査 : 2 人

【活動実績】

ア. 会議

会議名	回数・開催日	開催場所	活動人数 (人)
熱海市健康づくり食生活推進協議会役員会	全 1 2 回	いきいきプラザ	延べ 47
熱海市健康づくり食生活推進協議会総会	4 月 2 5 日	いきいきプラザ	1 9 (委任状 5)
令和 6 年度静岡県健康づくり食生活推進協議会総会	5 月 21 日	静岡県産学交流センター (ペガサート)	4
静岡県健康づくり食生活推進協議会代表者会議	7 月 31 日	静岡県産学交流センター (ペガサート)	1
静岡県健康づくり食生活推進協議会理事会	全 4 回	静岡県産学交流センター (ペガサート)	延べ 4
健康づくり食生活推進員活動連絡会	全 2 回	熱海健康福祉センター、伊東市役所	延べ 4
熱海市歯科保健推進会議	全 2 回	いきいきプラザ	延べ 1
熱海市食育推進会議	全 2 回	いきいきプラザ	延べ 2
熱海市健康づくり総合推進会議	全 2 回	いきいきプラザ	延べ 2
健康まつり実行委員会	6 月 12 日 8 月 28 日	いきいきプラザ	延べ 2

イ. 研修会、講演会

a. 自主研修・交流会等

実施事業	開催日	開催場所	活動人数(人)
自主研修会①「伝達練習①」 次回男性料理教室のメニュー実習 「パスタがメインのバランス食」	5月28日	いきいきプラザ	12
30周年記念イベント「食事会と会員による講話」 テーマ：長い食推での活動の経験から思うこと	6月11日	ハートピア熱海	22
自主研修会②「伝達講習②」 生涯骨太料理教室の予定メニュー実習「鶏の甘辛炒めヨーグルトタルタルソース」「切干し大根と糸こんにゃくのタイ風焼きそば」「水菜とわかめのスープ」「いちごババロア」	7月9日	いきいきプラザ	15
自主研修会③「視察研修」 神奈川県小田原市方面 鈴廣かまぼこの里 見学 ほか	9月24日	いきいきプラザ	中止
自主研修会④「伝達講習③」 おやこ料理教室の予定メニュー実習「ロールパンサンド」「ミネストローネ」ほか 健康まつりブースの展示等の準備・確認	10月18日	いきいきプラザ	10

b. 全国、県研修会、熱海連絡会合同研修会等

実施事業	開催日	開催場所	活動 会員数(人)
令和6年度全国食生活改善大会 並びに第54回全国食生活改善推進員協議会大会	10月21日 10月22日	福島県郡山市	1
牛乳・乳製品料理講習会 講師：フジ虎ノ門整形外科病院勤務 管理栄養士 長坂 久美子氏 講話：「牛乳・乳製品を活用したフレイル対策」、 調理実習：炒めうどん（カルボナーラ風）、イワシ缶と野菜の酢味噌和え、フルーツ入り豆腐ヨーグルト	11月29日	いきいきプラザ	6
令和6年度全国食生活改善推進委員リーダー関東・甲信越静岡ブロック研修会	2月6日 2月7日	神奈川県川崎市 中原市民館	1

ウ．活動

a．料理教室

事業名	開催回数	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
男性料理教室①②③	3 回	いきいきプラ ザ	① 5 ② 6 ③ 6	① 10 ② 9 ③ 10
ふじのくに食育教室 「野菜大好き！料理教室」	1 回	いきいきプラ ザ	7	大人 3 子ども 7
おやこの食育教室 「食育料理教室」	1 回	いきいきプラ ザ	4	大人 4 子ども 5
大人向け料理教室 「生涯骨太カルシウムアップ料理教 室」	1 回	いきいきプラ ザ	7	16
大人向け料理教室 「おせち作り料理教室」	1 回	いきいきプラ ザ	5	16
熱海市子連 料理教室	1 回	いきいきプラ ザ	3	大人 5 子ども 8

b. 地域活動（教室）

1) 地域開催の教室等

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数 (人)	参加者数 (人)
いきいきプラザ“シニア カフェ”	5月16日	いきいきプラザ	4	29
シニアカフェ	10月7日	いきいきプラザ	4	33
シニアカフェ	1月24日	いきいきプラザ	5	12

2) 地域活動（個人）

上記の教室以外にも、各会員によるご近所・親戚・友人・知人等の個人への伝達活動が地域で活発に行われています。

c. 食生活改善普及活動

実施事業	回数・日時	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
熱海市健康まつり 「野菜摂取推進・ベジチェック」	10月20日	いきいきプラザ	10	80
はつらつキッチンレシピ紹介 毎月19日頃に掲載されるもの	12回	伊豆毎日新聞	12	—

d. 市事業からの委託事業および協力

実施事業	回数	開催場所	活動会員数(人)	参加者数(人)
学んで健康！クッキングセミナー (熱海市健康づくり食生活推進員養成講座)での調理指導	8回	いきいきプラザ	延べ22	延べ164
あたみっ子クッキング(学童クラブ対象料理教室)での調理指導	2回	泉・伊豆山学童クラブ	延べ3	延べ 子:30 支援員:6
シニアの共食の場支援事業	8回	市内各所地域の活動場所等	延べ18	延べ120

e. その他、活動検討会・事業打合せ会等

○事業打ち合わせ・その他

回数：3回

参加人数：延べ13人

○教室役員試作・打ち合わせ

回数：9回

参加人数：延べ34人

○教室担当者打合せ

回数：5回

参加人数：延べ29人

4. 歯科保健事業

(1) 乳幼児期歯科保健事業

① フッ化物塗布事業（母子保健事業より再掲）

【目 的】 フッ化物を塗布することによって歯の発生を予防する。

【対 象 者】 1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施回数：健康診査、歯科相談の会場で希望者のみに実施（年間24回開催）

事業名	参加者（人）	実施者（人）	塗布率（%）
1歳6か月児健康診査	69	65	94.2
2歳児健康診査	63	62	98.4
2歳6か月児歯科相談	63	60	95.2
3歳児健康診査	93	89	95.7

【根拠法令等】 母子保健法 第9条、第10条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第6条

② フッ化物洗口事業（幼児期）

【目 的】 フッ化物洗口を実施することにより、幼児・小児期の歯及び永久歯の歯の発生を予防する。

【対 象 者】 市内幼稚園・保育園に在籍する4歳、5歳児のうち保護者が希望する園児

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施回数：週5回

ア. 各園実施実績

	対象者（人）	希望者（人）	実施率（%）
4歳児	94	90	95.7
5歳児	82	72	87.8
計	176	162	92.0

イ. 家庭でのフッ化物洗口実施実績

	希望者（人）	新規実施者（人）
幼児	4	4

【根拠法令等】 母子保健法第9条、第10条、静岡県民の歯や口の健康づくり条例第6条

(2) 学童期・青年期歯科保健事業

① フッ化物洗口事業（学童期・青年期）

【目 的】 永久歯が生え揃う小学生・中学生を対象に、フッ化物洗口による歯予防を家庭で実施することを促すため、フッ化物洗口薬剤の配布を行いう歯有病者の減少を目指す。

【対 象 者】 中学生までの市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 家庭でのう歯予防を促すため、フッ化物洗口剤薬剤を歯科医院で配布

	対象者（人）	実施者（人）	実施率（％）	新規実施者（人）
小 1	103	6	5.8	6
小 2	117	6	5.1	1
小 3	116	4	3.4	3
小 4	127	5	3.9	4
小 5	140	5	3.6	2
小 6	132	4	3.0	4
中 1～3	481	4	0.8	0
合計	1,216	34	2.8	20

※対象者は令和 6 年 3 月末日人口より抜粋

【根拠法令等】 歯科口腔保健の推進に関する法律 第 7 条、第 10 条

静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第 6 条

② 出前講座（市内小中学校等への歯科衛生士派遣事業）

【目 的】 年齢に応じた口腔衛生指導をすることで、口腔衛生に関する関心を持ってもらうとともに適切な対応ができる。

【対 象 者】 希望のある市内小中学校および幼稚園、保育園

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施回数：11 回
参加者数：188 名

【根拠法令等】 静岡県民の歯や口の健康づくり条例第 6 条

（３）成人期歯科保健事業

① 歯周病検診

【目 的】 高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

【対 象 者】 熱海市内に住民登録のある 20 歳、30 歳、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳の男女。

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施期間：9 月～12 月の 4 か月

	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
20 歳	199	6	3.0
30 歳	211	7	3.3
40 歳	238	4	1.7
45 歳	275	8	2.9
50 歳	387	13	3.4
55 歳	479	12	2.5
60 歳	495	26	5.3
65 歳	486	27	5.6
70 歳	574	16	2.8
計	3,344	119	3.6

【根拠法令等】 健康増進法 第19条の2

② 出前講座（地区・団体等への歯科衛生士派遣）

【目 的】 地区・団体の要望に応じて口腔や歯科に関する情報を提供し、参加者が学習したことを生活習慣の改善に役立てる。

【対 象 者】 市民

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 実施内容：オーラルフレイルの講話、健口体操
実施回数：1回
実施人数：12名

【根拠法令等】 静岡県民の歯や口の健康づくり条例 第9条

（4）高齢期歯科保健事業

① いきいき脳活セミナー

【目 的】 生活習慣病予防や脳機能、口腔機能の向上を図り、認知症予防の方法を自ら実践できるように支援する。

【対 象 者】 概ね65歳以上の市民

【実施主体】 熱海市（長寿介護課が実施）

【事業実績】 実施内容：1クール6回の教室。うち1回が歯科衛生士による講義。
実施回数：2回
参加人数：24人

【根拠法令等】 介護保険法第115条の45

5. 結核予防・予防接種事業

（1）結核健康診断

【目 的】 結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止する。

【対 象 者】 40歳以上の市民

但し、事業者に雇用されている労働者・施設入所者を除く

【実施状況】 6～8月の3か月間、熱海市医師会に委託して実施。（市内13医療機関）

受診者 5, 231名

異常なし 5, 163名

過労にならぬよう、過ごすこと 48名

再検査 19名

（3か月後再検査19名・6か月後再検査0名）

要精密検査 1名

【根拠法令等】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 静岡県結核予防婦人会熱海支部

【目的】 結核は、今なお我が国最大の感染症であるにも関わらず、「結核は過去の病気」とする意識があるため、受診・診断の遅れを招き、集団感染を多発させている。

静岡県結核予防婦人会熱海支部は、結核予防対策の推進力となり、結核の撲滅に協力し、併せて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【組織】 結核予防に関心があり、結核予防婦人会の活動の趣旨に賛同する者で構成する。

会員数：26名

支部長：1名（理事より選出）

副支部長：2名

会計：1名（副支部長を兼ねる）

会計監査：2名（理事を兼ねる）

理事：22名（会計監査2名を含む）

顧問：1名

【活動内容・実績】

① 理事会等

区分	令和5年度	令和6年度
理事会	5回	5回
役員会	5回	5回
研修会等	1回	1回

② 複十字シール募金運動

結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくし、健康で明るい社会を作るため、これからの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を造成することを目的に、各町内会の協力を得て実施している。

受付期間 令和6年5月24日 ～ 令和6年10月22日

募金金額 363,198円

③ 結核予防街頭キャンペーン

結核予防週間（9月24日～9月30日）の活動の一環として街頭PRを行い、結核についての啓蒙・普及に努める。

(3) 予防接種法による事業（予防接種）

【目的】 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康障害の迅速な救済を図る。

【実施状況】

予防接種名	対象年齢	接種条件・回数	対象者数	実施者数
ヒブワクチン	生後 2 か月～5 歳未満	初回 3 回 (4～8 週間隔) 追加 1 回	五種混合 へ移行	1 回目 0 2 回目 6 3 回目 12 追加 53
小児肺炎球菌 ワクチン	生後 2 か月～5 歳未満	初回 3 回 (27 日以上の間隔) 追加 1 回	72	1 回目 73 2 回目 73 3 回目 68 追加 78
B 型肝炎	生後 2 か月～1 歳未満	3 回	72	1 回目 71 2 回目 71 3 回目 73
B C G	生後 3～1 歳未満	1 回	72	69
四種混合	生後 2～90 か月	初回：3 回 (3～8 週間隔) 追加：1 回	五種混合 へ移行	1 回目 4 2 回目 11 3 回目 11 追加 58
五種混合	生後 2～90 か月	初回 3～8 週間隔で 3 回 追加：1 回	72	1 回目 72 2 回目 64 3 回目 54 追加 22
麻しん及び風し ん混合(MR)	1 期：生後 12～24 か月 2 期：小学校就学前 1 年間にある者	1 期：1 回 2 期：1 回	85 113	1 期 76 2 期 71
水痘	生後 12～36 か月	2 回	85	1 回目 80 2 回目 47
日本脳炎	1 期初回・追加 生後 36～90 か月 2 期 9 歳及び高校 3 年生	1 期初回：2 回(1～4 週間隔) 1 期追加：初回 2 回目実施後 翌年に 1 回 2 期：1 回	72 294	1 回目 85 2 回目 76 追加 73 2 期 130
ジフテリア 破傷風 2 期	小学 6 年に相当する 年齢の児童	3 種混合 3 回以上実施した者 が、1 回実施	159	98
ロタウイルス				
1 価ロタ リックス	生後 6 週～24 週まで	2 回：27 日間隔	72	1 回目 64 2 回目 62
5 価ロタ テック	生後 6 週～32 週まで	3 回：27 日間隔		1 回目 6 2 回目 7 3 回目 4
子宮頸がん	(定期接種) 中学 1 年～高校 1 年相 当する年齢の女子 (キャッチアップ接種) 平成 9 年度～平成 20 年 度生まれで 3 回の接種 を完了していない女性	3 回実施		1 回目 183 2 回目 156 3 回目 125
インフルエンザ	65 歳以上の者 60～64 歳(※身障 1 級)	1 回実施	16, 244 -	6, 456 0

高齢者肺炎球菌	65歳の者 60～64歳(※身障1級)	1回実施	435	59
			-	0
新型コロナウイルスワクチン	65歳以上の者 60～64歳(※身障1級)	1回実施	16,244	2,935
			-	0

※60～64歳までの高齢者肺炎球菌・インフルエンザ予防接種の対象者である「身障1級」とは、『心臓・腎臓・呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により身障手帳1級を取得している者』である。

※子宮頸がんワクチン接種は令和4年4月から接種勧奨を再開している。

① 風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種

【目的】 令和元年度から風しんの抗体価の低い世代の男性に対して、風しん抗体価検査を実施し、抗体価に低い者に対してMR（麻しん風しん混合）ワクチン接種を実施することで風しんの流行拡大を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対象者】 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日出生の男性

【実施状況】 令和6年度実施者数（令和5年5月請求分～令和6年4月請求分）

抗体検査実施者数	35名
予防接種実施者数	8名

（4）予防接種法以外による事業（予防接種）

① 成人の風しん・MR（麻しん・風しん混合）予防接種費用の一部助成事業

【目的】 任意で風しん予防接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより風しんの流行拡大による先天性風しん症候群発生を防止し、市民の健康の確保を図る。

【対象者】 次のうち、いずれかに該当する者。

ア 熱海市に住民登録のある、妊娠を予定または希望する20歳～49歳までの女性。

イ 熱海市に住民登録のある妊娠している女性の20歳以上の配偶者及び同居している者。

ウ 熱海市に住民登録のある者で風しん抗体検査の結果、抗体価が、HI法で16倍以下、またはEIA法で8.0未満、CLEIA法で14.0未満と判定された者。

【実施状況】 令和6年度実施 11名（MR 8名 風しん 3名）

② 帯状疱疹予防接種費用の一部助成事業

【目的】 任意で帯状疱疹予防接種を受けた者に対しその費用を助成することにより帯状疱疹の発症予防および重症化予防を図る。

【対 象 者】 予防接種を受ける日に満 50 歳以上である者。

【実施状況】 令和 6 年度実施者数

乾燥弱毒生水痘ワクチン接種者数 97 名

乾燥組み換えワクチン（1 回目）接種者数 176 名

乾燥組み換えワクチン（2 回目）接種者数 157 名

6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

（1）高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

①健康状態不明者

【目 的】 75 歳以上の高齢者で昨年度の健康診査未受診かつ医療情報がない者（以下、健康状態不明者という）の健康状態を訪問による対面と質問票の実施により把握し、必要に応じて適切なサービスへつなげる。

【対 象 者】 当該年度 75 歳の健康状態不明者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 健康状態不明者総数 49 名

訪問による対面件数 26 件

電話等による情報把握件数 11 件

状況不明者（何等かの理由で訪問不可の対象者を含む） 12 件

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

②重症化予防（糖尿病性腎症）

【目 的】 糖尿病の治療が必要な者に対し、受診勧奨、保健指導、栄養指導を行うことで、糖尿病の重症化を防ぐ。

【対 象 者】 令和 6 年度の健診において、空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 200 mg/dl）以上、または HbA1c6.5%以上が確認されているものの、直近 1 年間にレセプトにおける糖尿病治療歴がない者

【実施主体】 熱海市

【事業実績】 対象者数 45 名

相談件数 3 名

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

7. 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

（1）健康教育・健康相談（リハビリ貯筋教室 ほか）

【目 的】 フレイル健診受診者のフレイル質問票結果から運動・口腔・栄養のフレイルリスクに該当する対象者へ健康教育の開催通知を送付することで対象者が自身の健康状態を知ることと健康教育に参加し、フレイル予防の早期発見・予防に繋げる。

【対 象 者】 健診受診者のうちフレイル質問票の回答で No. 4～6、8～9 に該当する者
（令和 6 年度は熱海圏域の対象者に実施）

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

①リハビリ貯筋教室

全 8 回の運動機能向上にむけた健康教室の実施

対象者：695 名、申込者：68 名（募集定員 20 名）

※教室に不参加となった申込者へは、地域サロンや地域支援事業の周知案内を送付した。

実施した通いの場 (実数)	参加者数 (延べ数)	実施回数 (延べ数)
13	242	19

（なお、上記実績の中に社会福祉協議会からの依頼による高齢者サロンでの骨密度測定会を健康教育・健康相談の一部として含み実績報告した）

（2）フレイル状態の把握

【目 的】 対象者が現在の地域での生活を継続できるよう、地域の通いの場へ医療専門職による健康教育を実施する。また、参加者の健康状態をフレイル質問票により把握し、フレイル予防の必要性が高いと判断される対象者に対し、個別的に介入し、健康問題の重症化及びフレイルを早期発見・予防する。

【対 象 者】 熱海市に所在する高齢者サロンへ通うもの

【実施主体】 熱海市

【事業実績】

実施した通いの場 (実数)	参加者数 (延べ数)	実施回数 (延べ数)
3	40	3

【根拠法令等】 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

8. 熱海市救急医療事業

(1) 熱海市救急医療事業

【目 的】 市内において発生した交通事故及び急患等に対しての救急医療業務を行う。また、市内医療機関診療時間外に発生した外来診療を要する急病患者及び消防署救急隊又はこれに準ずる方法により搬送された入院治療を要する重症患者に対しての救急医療業務を行う。

【実施医療機関】 医療機関市内2病院による輪番当番制にて実施
(熱海所記念病院・国際医療福祉大学熱海病院)

【診療体制】 午前8時30分～翌日午前8時30分(24時間体制)

令和6年度 市内2病院における救急患者診療報告数 (単位:人)

	患 者 人 数											
	市内住居者			その他			小 計			小 児	合 計	総 計
居住及び その他 昼夜別	昼 間	深 夜	時 間 外	昼 間	深 夜	時 間 外	昼 間	深 夜	時 間 外			
救急車	1,049	311	649	577	213	331	1,626	524	980	71	3,201	6,813
その他	840	188	748	491	136	441	1,331	324	1,189	768	3,612	

(診療科目別再掲) (単位:人)

	外来にて帰宅					入 院					その他		合 計
	内科	小児	外科	その他	計	内科	小児	外科	その他	計	小児	その他	
救急車	983	60	423	389	1,855	763	9	246	246	1,264	2	80	3,201
その他	1,525	757	598	561	3,441	103	11	28	24	166	0	5	3,612
計	2,508	817	1,021	950	5,296	866	20	274	270	1,430	2	85	6,813

(当番日数:366日)

※ 昼間とは 8:30～17:00
深夜とは 22:00～ 6:00
時間外とは 17:00～22:00、6:00～8:30

（２）熱海市歯科救急医療事業

【目 的】 年末年始（１２月２９日～１月３日）に発生した外来診療を要する歯科急病患者に対して歯科医療業務を行う。

【受託機関】 熱海市歯科医師会

【利用実績】 歯科救急患者診療報告 (単位：人)

区分	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	計
市内	2	3	2	2	0	1	10
南熱海	0	0	0	0	2	0	2
市外	0	0	1	2	0	0	3
計	2	3	3	4	2	1	15

（３）初島診療所

【目 的】 離島における医療の確保を図るため、診療所を設置し、島民の健康保持・増進、また診療所に外来する患者に対して診療業務を行う。

【施設概要】

名 称 熱海市初島診療所 所在地：熱海市初島 2 1 7 番地 3
 設 置 者 熱海市長 管理者：鈴木 卓
 診療開始日 昭和 3 7 年 4 月 1 日
 建物の概要 鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階の一部
 敷地面積 9 7 . 5 3 m² 建物面積 9 7 . 0 0 m²
 診療室・事務室（薬剤室を含む）・待合室・医師看護師宿泊施設
 診 療 科 目 内科・小児科・外科
 従 事 者 医師 1 名（医師会派遣医師及び N T T 東日本伊豆病院勤務医）
 看護師 1 名（熱海市職員）
 診 療 日 火曜日・金曜日 午後 医師による出張診療
 休 診 日 木曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

【利用実績】（令和 6 年度内訳）

診療月	診察日数	受診者数	内訳（住民）	内訳（観光客等）
4 月	9	29	29	0
5 月	7	21	20	1
6 月	8	25	25	0
7 月	9	30	30	0
8 月	8	16	15	1
9 月	7	32	31	1
1 0 月	9	27	26	1
1 1 月	9	84	83	1

1 2 月	8	35	31	4
1 月	6	25	21	4
2 月	7	29	28	1
3 月	8	23	23	0
合計	95	376	362	14
月平均	7.92	31.33	30.17	1.17

【緊急時の対応】

救急患者発生時の搬送については、消防本部が調整を担当している。救急要請が発生した場合、診療所の看護師が身体状況を確認し、消防本部に報告する。消防本部は状況に応じた搬送方法を選択する。船による搬送は、昼間は定期船、夜間は協定書を締結した伊豆小型船安全協会熱海支部に依頼している。また、二次・三次救急への緊急搬送を必要とする患者が発生した場合は東部ドクターヘリでの搬送体制が確立されている。

令和6年度の実績は、緊急搬送は4件、ドクターヘリでの搬送3件。

第 9 章

社会福祉法人

熱海市社会福祉協議会

第9章 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

1. 熱海市社会福祉協議会の概要

【根 拠】 社会福祉法（平成12年法律第111号）

第10章地域福祉の推進 第2節社会福祉協議会

【目 的】 熱海市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

設 立 年 月 日 昭和26年10月 1日

法人の認可年月日 昭和43年 3月11日

【財 源】 各種の福祉活動を進めるための財源は、市民からの社協会費、寄付金、共同募金の配分金、県・市の補助金、介護保険収入等によって賄われる。市民の方々の社協に対する寄付金については、税法上の優遇措置がある。

年間会費 普通会员 1口 300円

賛助会員 1口 1,000円

特別賛助会員 1口 10,000円

【会員数及び会費収入の推移】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普通会员	5,549口	5,838口	6,258口	5,273口	4,844口
	1,664千円	1,751千円	1,877千円	1,582千円	1,453千円
賛助会員	327口	275口	253口	230口	259口
	327千円	275千円	253千円	230千円	259千円
特別賛助会員	151口	161口	150口	169口	153口
	1,510千円	1,610千円	1,500千円	1,690千円	1,530千円
合 計	6,027口	6,274口	6,661口	5,672口	5,256口
	3,501千円	3,636千円	3,630千円	3,502千円	3,242千円

【社会福祉協議会の組織】

所在地 熱海市中央町1番26号 熱海市総合福祉センター内

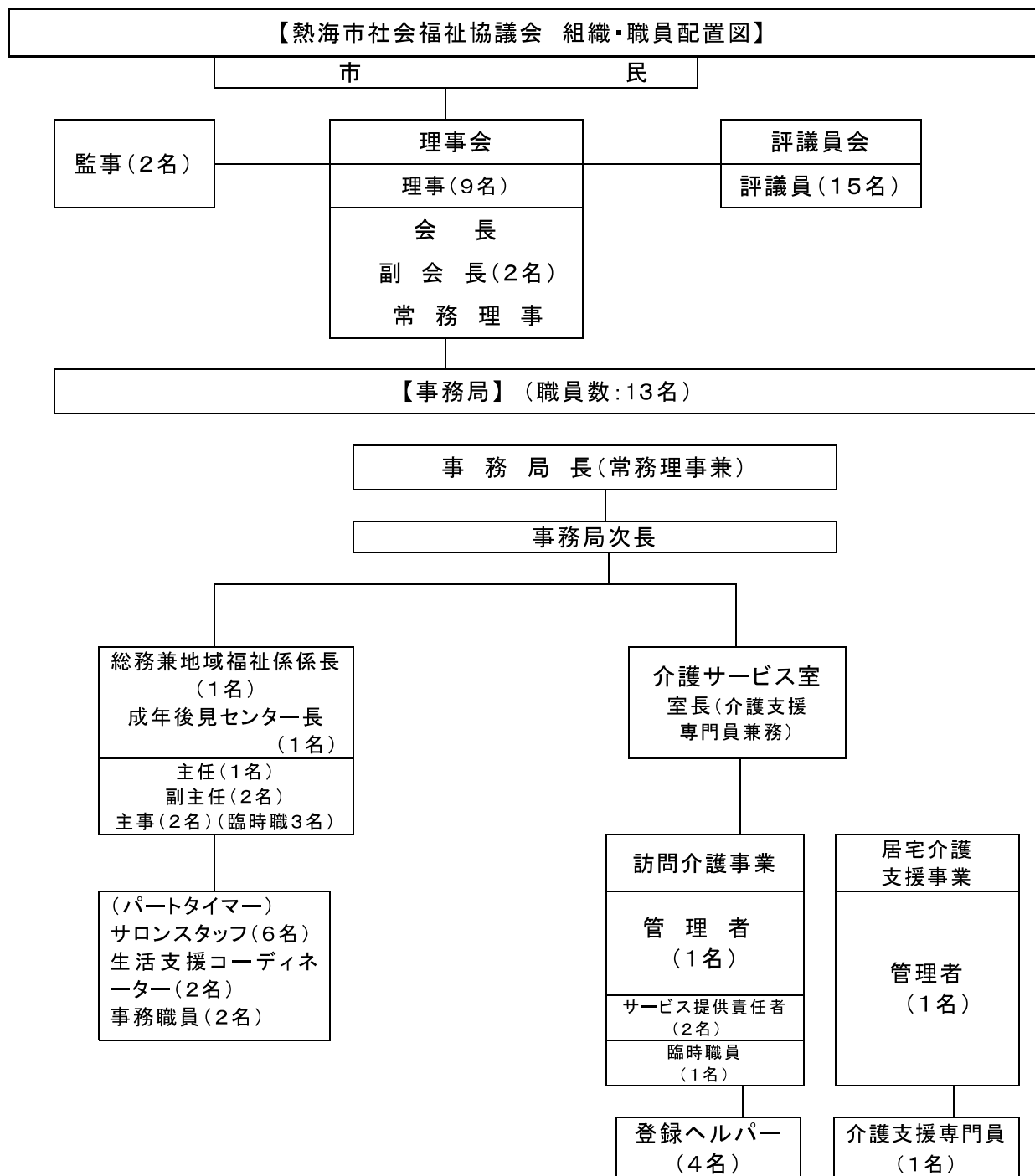
事務局：0557-86-6339・6340

所在地 熱海市中央町18番6号(2階)

居宅介護支援事業所：86-1112

訪問介護事業所 : 8 6 - 1 1 1 3

(令和7年4月1日現在)



【理事会・評議員会】

(単位：回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事会	4	3	3	5	4
評議員会	2	2	2	4	4
共同募金配分委員会	1	1	1	1	1

【社会福祉協議会予算額及び決算額】

令和6年度決算

(単位：千円)

勘定科目		本部拠点区分	介護拠点区分	合計	
事業活動による収支	収入	会費収入	3,242	3,242	
		寄附金収入	710	710	
		経常経費補助金収入	17,414	17,414	
		共同募金配分金収入	2,920	2,920	
		受託金収入	61,681	61,681	
		貸付事業等収入	243	243	
		事業収入	5,736	5,736	
		負担金収入			
		介護保険事業収入	47,603	47,603	
		障害者福祉サービス等収入	3,724	3,724	
		受取利息配当金収入	2,962	510	3,472
		その他の収入	197	6	203
		《事業活動収入計》（１）	95,105	51,843	146,948
	支出	人件費支出	68,383	46,612	114,995
		事業費支出	6,991	1,798	8,789
		事務費支出	4,483	3,527	8,010
		貸付事業支出	243		243
		共同募金配分金事業費支出	3,246		3,246
		助成金支出	2,671		2,671
		負担金支出	0		0
		その他の支出	3		3
		《事業活動支出計》（２）	86,020	51,937	137,957
	《経常活動資金収支差額》(3) = (1) - (2)		9,085	△94	8,991
《施設整備等資金収支差額》（４）		0	△3	△3	
その他の活動収支差額（５）		0	33,882	33,882	
当期資金収支差額(6) = (3) + (4) + (5)		9,085	33,785	42,870	
前期末支払資金残高（７）		34,438	12,706	47,144	
当期末支払資金残高（８） = （６） + （７）		43,523	46,491	90,014	

令和 7 年度予算

(単位：千円)

勘定科目			本部拠点区分	介護拠点区分	合計
事業活動による収支	収入	会費収入	3,350		3,350
		寄附金収入	420		420
		経常経費補助金収入	20,486		20,486
		共同募金配分金	2,486		2,486
		受託金収入	57,206		57,206
		貸付事業等収入	300		300
		事業収入	4,983		4,983
		負担金収入			
		介護保険事業収入		49,493	49,493
		障害者福祉サービス等収入		3,864	3,864
		受取利息配当金収入	2,950	502	3,452
		その他の収入	150	3	153
		《経常活動収入計》（１）	92,331	53,862	146,193
	支出	人件費支出	73,087	42,832	115,919
		事業費支出	9,881	2,357	12,238
		事務費支出	6,432	4,017	10,449
		貸付事業支出	300		300
		共同募金配分金事業費	2,486		2,486
		助成金支出	3,689		3,689
		負担金支出			
		その他の支出			
		流動資産評価損による資金減少額			
		《経常活動支出計》（２）	95,875	49,206	145,081
《経常活動資金収支差額》(3) = (1) - (2)		△3,544	4,656	1,112	
《施設整備等資金収支差額》（４）		0	△1,248	△1,248	
その他の活動収支差額（５）		△2,450	△1,860	△4,310	
当期末繰越活動収支差額(6) = (3) + (4) + (5)		△5,994	1,548	△4,446	
前期末支払資金残高（７）		37,181	13,015	50,196	
当期末支払資金残高（８） = （６） + （７）		31,187	14,563	45,750	

(1) 広報紙の発行

【目的】 市民に社会福祉に対する理解と協力を得るため、社協が中心に実施している、事業の活動状況をお知らせしている。

- 1 広報紙「社協だより発行」 20,000部×2回/年(全世帯配布)
- 2 ホームページによる情報の提供 (最新情報の発信)

(2) サマーショートボランティア

【目的】 夏休みを利用して市内中学生を対象に福祉の体験活動をすることにより、若年層の福祉力の養成、さらには思いやりの心の育成を図る。

令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の為、開催を見送りました。

【実績】

(単位：人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加人数	開催中止	開催中止	開催中止	67	78

(3) 住民参加型在宅福祉サービス（有償ボランティア「こつこつ」）

【目的】 買い物、調理、清掃等の家事援護など、継続的に実施することが求められる住民同士の助け合い活動を支援する。

令和 4 年度 依頼者 38 名 支援者 10 名

延活動実績 340 件 延活動時間 385 時間

令和 5 年度 依頼者 57 名 支援者 23 名

延活動実績 400 件 延活動時間 507 時間

令和 6 年度 依頼者 75 名 支援者 33 名

延活動実績 790 件 延活動時間 1142 時間

令和 6 年度 こつこつ活動区分 別延べ実施回数

区分	回数	区分	回数
移動支援	115 回	外出同行	53 回
清掃	243 回	家財処分	15 回
ゴミ出し	207 回	代行支援	80 回
外回り	68 回	傾聴	9 回

(4) 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業の導入

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた 3 つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

・ 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の中核機関であり、包括的相談支援を担う相談支援機関（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業、子供関係利用者支援事業、生活困窮者自立支援事業など）の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理する役割をもちます。

- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人などに支援を届ける役割をもちます。

- ・ 参加支援事業

既存制度では対応できない個別性の高いニーズに合わせた多様な社会参加の実現に向けた支援を行う役割をもちます。

市内求人状況と生活困窮者の就労支援について、熱海市商工会議所、熱海ワイズメンズクラブ、熱海ライオンズクラブ、一般企業等に協力依頼や情報交換を行いました。

また地域サロンや障害グループホームへ事業の説明、周知等を行いました。

- ・ 各機関との連携強化

熱海市行政、包括的相談支援事業所、就労支援事業所、障がいを含む各福祉事業所、民生委員、商工会議所、一般企業などの各機関と、事業内容に関する意識統一や、連携強化・連携方法などの確認作業を行いました。

【令和6年度実績】

区 分	多機関協働	アウトリーチ等	参加支援
相談対応（延べ）	4 5 件	6 3 件	4 3 件
相談受付（実人員）	4 人	2 人	1 人
関係機関連絡調整	5 4 件	1 4 件	5 3 件
支援プラン作成	1 6 件	1 1 件	6 件
支援会議開催	1 2 回		
その他会議	2 3 回	1 0 回	1 0 回
進捗管理（5年度末）	8 人	6 人	3 人

(5) 地域福祉活動

①「福祉まつり」の開催

- 【目 的】 市民の福祉意識の啓発・向上を図るため、福祉団体、福祉施設等のボランティアの協力を得て、毎回テーマを決め、南熱海マリンホールで開催する。
- 令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の為、開催を見送りました。

(単位： 団体数)

	令和2年度	令和3年度	平成4年度	令和5年度	令和6年度
実施日	開催中止	開催中止	開催中止	12月16日	10月20日
参加団体数	—	—	—	25	25

②はつらつサロン（市受託事業：生きがい活動支援通所事業）

- 【目 的】 閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり・健康増進・仲間づくりの場を提供する。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加延べ数	381	356	444	394	415

③フレッシュサロン事業

- 【目 的】 社協事業の理念である「地域での支え合い」の展開を図るため、町内会等の協力を得て、介護予防運動で健康維持等コミュニケーションづくりを進める上での基本事業と位置付け開催している。

【実施状況】 (単位：人)

開催地区 (開催日時)	利 用 者 数 (延 べ 人 数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
網代 (毎週水曜日)	288	361	472	484	528
南熱海 (毎週木曜日)	579	425	565	554	570
中野 (毎週木曜日)	502	295	348	260	360
熱海 (毎週木曜日午前)	246	196	374	136	428
熱海 (毎週木曜日午後)	237	215	255	116	466

熱海 (毎週金曜日午前)	3 2 7	2 3 9	4 7 0	5 8 2	2 7 9
熱海 (毎週金曜日午後)	1 1 2	0	0	0	0
熱海 (毎週水曜日午前)	0	0	0	0	1 3 4
伊豆山 (毎週火曜日)	3 5 9	2 4 1	3 7 1	4 5 1	3 9 3
泉 (毎週火曜日)	4 1 9	2 4 3	4 4 4	4 8 5	4 0 0
合 計	3, 0 6 9	2, 2 1 5	3, 2 9 9	3, 0 6 8	3, 5 5 8

④地域サロン

【目 的】 お年寄りの心身の健康維持、生きがいつくり、引きこもりの防止等を目的に、住まいのより近くで気軽に参加できる地域サロンを開催する。

【運 営】 地域の利用者とボランティア相互の話し合いにより運営する。

【実施状況】 (単位：人)

開催地区 (開催日時)	利 用 者 数 (延 べ 人 数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上多賀サロン (毎週金曜日)	5 7 1	6 5 0	6 5 0	1, 0 5 6	7 7 9
和田木サロン (第1・2・3月曜日)	6 0 0	9 6 0	9 3 6	7 6 8	7 6 0
下多賀サロン (第2・4木曜日)	0	1 4 3	1 9 2	1 9 2	2 3 2
あおばサロン (第2・4水曜日)	0	0	2 3 0	2 3 0	3 1 4
伊豆山浜サロン (第3月曜日)	1 0 3	8 3	2 4 0	1 5 3	1 7 0
熱海中央サロン (第1月曜日)	0	4 5	1 5 6	終了	終了
桃山台サロン (第3火曜日)	2 0	1 5	1 2	休会	休会
網代ふれあいサロン (第3月曜日)	1 0 2	1 4 4	1 7 8	3 6 5	4 7 6
西熱海109会 (毎週火曜日)	0	0	0	4 6 8	2 0 0
コミュニティー スペース ひまわり (毎週水曜日)	2 9 5	2 3 6	3 8 0	4 5 6	3 4 0
前の沢サロン (第2・4火曜日)	1 6 0	1 2 6	9 0	1 1 2	1 9 2

多賀文庫	0	0	3, 8 3 9	8, 2 1 3	6, 6 7 3
椿 ふれあいサロン (毎週土曜日)	1 1 2	1 0 0	1 5	終了	終了
中野ふれあい いきいきサロン (第2・4月曜日)	3 8	5 8	7 5	7 5	9 6
ファミリーサロン (第3日曜日)	1 1 6	0	8 4 0	8 4 0	終了
泉 多芸クラブ (毎週 土曜日)	1 5 4	3 4 4	8 7 4	8 7 4	6 5 0
チャチャほんく(泉) (第4木曜日)	休会	休会	休会	休会	8 0
明日のための ワン・ツーサロン	1 4 0	2 0 0	3 6 4	0	休会
上多賀体操サロン			6 5 0	6 2 0	5 9 1
桜木町いきいき サロン			3 1 6	3 1 7	2 9 5
湯楽クラブ				1 9 5	1 3 5
熱海健康音楽サロン				2 2 6	2 1 0
ホーミー体操サロン				9 6 0	8 5 0
グランベルテ				3 5 2	1 3 6
四葉の会					7 8
	2, 4 1 1	3, 1 0 4	1 0, 0 3 7	1 6, 4 7 2	1 3, 2 5 7

(6) 生活福祉資金貸付

【目 的】 低所得者・高齢者・心身障害者等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が営めることを目的としている。

【貸付額及び条件】 生活福祉資金貸付制度要綱による（平成2年10月施行）

（単位：千円）

貸付内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緊急小口資金	44件 3,309	25件 1,578	17件 1,062	17件 1,049	18件 1,163
総合支援資金 生活支援費（新規）	6件 2,189				
総合支援資金 生活支援費（更新）	1件 2,431				
総合支援資金 一時生活再建費					
総合支援資金 住宅入居費					
教育支援資金 就学支度費					
教育支援資金 教育支援費	1件 476	1件 860		1件 370	2件 760
福祉資金 障害者自動車購入資金			1件 1,641		
福祉資金 療養介護費					
福祉資金 災害援護費					
福祉資金 転宅費	2件 582				1件 95
福祉資金 その他		2件 1,410			2件 167
臨時特例つなぎ資金					
不動産担保型 福祉資金					
合 計	54件 8,987	28件 3,848	18件 2,703	18件 1,419	23件 2,185

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の影響により、収入が減少した方に対する特例の緊急小口資金等の貸付を実施し、貸付件数は以下の通り。

令和２年度（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

- ・緊急小口資金 申請 ６３４件 決定数 ６１９件
- ・総合支援資金 申請 １７４件 決定数 １４２件

令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

- ・緊急小口資金 申請 １８７件 決定数 １９９件
- ・総合支援資金 申請 ３１０件 決定数 ３０４件

令和４年度（令和４年４月１日～令和４年９月３０日）

- ・緊急小口資金 申請 ２３件 決定数 １１件
- ・総合支援資金 申請 １７件 決定数 ９件

※令和４年９月３０日まで、特例貸付の実施

（７）日常生活自立支援事業

【目 的】 判断能力の十分でない高齢者・知的障害者・精神障害者等の権利を守り自立した生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約や日常的な金銭管理、見守り等を行う。

（単位：件）

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
相談件数	５１	３０	３０	２０	１６
利用件数	７８	５９	５０	３７	２９

（主な業務）

支援計画の策定、管理（利用者の希望によりサービスを選択）		
福祉サービスの利用援助	日常的な金銭管理サービス	書類等の預りサービス
・福祉サービスに関する情報提供・助言 ・福祉サービスの利用手続き 援助 ・通知書類の確認援助	・年金の受領確認 ・手当等の受領確認 ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し ・医療費の支払い ・公共料金の支払い ・家賃等の支払い ・税金の支払い	・預金通帳（定期預金含む） ・保険証書 ・不動産権利書等 ・実印、印鑑登録カード ・銀行届印

(8) 成年後見制度への対応

【目 的】 成年後見制度の利用者増大に対応する。

- ・法人として後見人等の受任

平成 27 年 4 月 1 日より対応。令和 4 年度末までの就任依頼件数 24 件

(内受任承認件数 22 件)

令和 6 年度末受任件数 13 件 成年後見事業運営委員会 3 回開催

- ・市民後見人養成講座の修了者数 40 名 (令和 5 年度までの修了者)

(9) 生活困窮者自立相談支援事業

【目 的】 市から受託され自立相談支援事業を実施。生活困窮者からの相談に対応し、ともに生活の安定を目指す。

- ・相談件数 131 件 (実数) 支援調整会議 12 回

(10) 小口資金貸付

【目 的】 熱海市民で、緊急かつ一時的に生活資金の必要な者に対し、援助指導を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図る。

貸付の対象	貸付限度額	償還期間	備 考
経済的支援の必要な人が属すると判断された世帯	50,000 円	6 ヶ月以内	会長が特に必要と認めた場合
	30,000 円		—

【貸付の状況】 (単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	21	11	4	7	9
金 額	311	186	26	82	129

(11) 伊豆山ささえ逢いセンター

令和 3 年 10 月 4 日に熱海市と共同運営で開設いたしました。主に 6 名の相談員と熱海市の保健師、県社協アドバイザーとで個別支援にあたっております。

支援対象世帯 127 世帯

相談件数 延べ 954 件 (訪問・電話・手紙・来所・その他)

相談内容 住宅関係 10 件・介護医療関係 214 件・家族関係 103 件・就労関係 44 件・経済面 10 件・その他 536 件

(1 2) 社会福祉大会

【目 的】 社会福祉の向上を目指し、多年にわたり福祉事業及び福祉活動の推進に功
 労のあった人々に感謝を顕わすため毎年開催している。

昭和 6 2 年から熱海市と共催で実施している。

【会 場】 熱海市役所第 1 庁舎 4 階第 1 ・ 2 会議室

【実 績】 開催日 令和 6 年 1 0 月 3 1 日

【被表彰者状況】

(単位：人、団体)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大会会長表彰状	個人	4	9	9	5	1 7
	団体	0	0	0	0	0
大会会長感謝状	個人	4	9	8	1 2	7
	団体	0	0	0	1	0
社協会長表彰状	個人	3 2	1 6	2 0	4 2	2 9
	団体	2	1	1	1	1
社協会長感謝状	個人	3	0	0	1	1
	団体	9	3	3	2	5

(1 3) 赤い羽根共同募金

【目 的】 共同募金は、昭和 2 2 年に民間の社会福祉事業の財源を補う必要から国民たすけあいの精神を基として始められました。

赤い羽根の共同募金は、法律に基づき、民間の社会福祉事業に必要な資金を県共同募金会に一元化し、県内の民間福祉施設・福祉団体・社会福祉協議会の福祉活動資金として配分されるものである。

毎年 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで、共同募金運動が全国一斉に実施されます。

【共同募金の実績】

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
町内会	1, 5 8 9	1, 3 6 0	1, 3 4 1	1, 3 1 2	1, 4 0 5
民生委員	5 7	2 0 9	1 1 0	8 9	1 0 3
学 校	1 1 4	8 6	8 4	1 2 0	1 0 8
街 頭	1 7 7	6	4 6	4 4	4 7
職 域	0	0	0	0	0
法人扱い	0	0	0	1 1 2	1 0 0
事務局	3 2 7	4 5 4	4 3 0	8 3 2	2 4
合 計	2, 2 6 4	2, 1 1 5	2, 0 1 1	2, 5 0 9	1, 7 8 7

【共同募金配分金】※平成 2 9 年度より申請なし

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
福祉施設	—	—	—	—	—
学童保育	—	—	—	—	—
子供遊び場	—	—	—	—	—
在宅援護活動	—	—	—	—	—
自主防災会	—	—	—	—	—
町内会	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

(14) 歳末たすけあい募金

【目 的】 歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、歳末にあたり、低所得者や施設入居者等が明るい正月を迎えられるよう援護活動をするための資金として、12月1日から12月31日までの間、募金活動が行われる。

令和4年度より、集まった募金は、主に新学年に向けた小・中学生を対象に学用品代として、図書カードをお届けします。

【歳末たすけあい募金の実績】

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内会	新型コロナ 感染予防の 為、中止	1,530	1,897	1,383	1,517
法人・大口募金		8	92	87	93
合 計		1,538	1,989	1,470	1,610

【歳末たすけあい募金配分実績】

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低所得家庭		410			
年越資金		352			
児童学用品代 入学支度金		58			
新学年に向けた 学用品代			598	478	412
地域福祉・ 在宅サービス事業	未実施	566	715	764	818
繰越金		562	676	228	380
合 計	0	1,538	1,989	1,470	1,610

(15) 民生委員・児童委員活動の協力

地域での福祉活動を展開する上で民生委員・児童委員の協力は不可欠である。

地域福祉活動を効果的に行うため、情報の共有化や協力体制を強化していく。

- 1 共同募金・社協会費への協力
- 2 資金貸付決定への助言
- 3 サロン活動への協力

(16) 老人クラブ連合会

【目 的】 連合会の健全な発展を図るため事務局を設け、運営の育成に努める。

(17) 在宅介護者の会

【目的】 在宅で介護されている方や介護経験者が相互の親睦を深めるとともに、関係機関と連携して、介護者家族の健康と福祉の向上を図ることを目的とする。

(18) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

利用者やその家族の意向、希望に寄り添いながら適切なケアプラン作成、サービスの情報提供を行います。

・ケアプラン作成人数 1,902人（令和5年度 1,805人）

(19) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

(ア) ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数 年間延べ 3,812人（実利用者数 422人）
（令和5年度 延べ 3,085人（実利用者数416人））

(イ) 総合事業（地域支援事業）

従来の予防給付が市の核となる地域支援事業に移行しました。ケアプランに基づいた介護サービスの提供を行います。

・利用者人数 延べ 721人（実利用者数 164人）
（令和5年度 延べ 651人（実利用者数 147人））

(ウ) 障害福祉サービス（障害者自立支援事業）

ケアプランに基づき、利用者宅を訪問し介護サービスを行います。

・利用者人数 延べ 745人（実利用者数 702人）
（内訳 移動支援 32人・福祉サービス 670人）
（令和5年度 延べ 431人（実利用者数 398人））

(20) 通所介護事業（デイサービス）

※通所介護事業（デイサービス）は、令和3年3月31日をもって閉鎖しました。

熱海市の福祉・健康

令和7年10月発行

熱海市福祉事務所

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

長寿介護課

長寿総務室 TEL 86-6321・6322

被災者支援室 TEL 86-6380

長寿支援室 TEL 86-6325・6336

介護保険室 TEL 86-6282・6285

社会福祉課

子育て支援室 TEL 86-6351・6352

障がい福祉室 TEL 86-6335・6347

生活保護室 TEL 86-6331・6332

健康づくり課

健康づくり室 TEL 86-6293・6295

熱海市社会福祉協議会

〒413-0015 熱海市中央町1番26号

TEL 86-6339・6340
